

アリ蜻蛉子夫レ自愛セヨ!

○乳ノ種類

竹中成憲

世ノ中ノ事ハ多クハ兩極端同一ノ結果ヲ來スモノナリ食物ヲ鹽ニシテ置クトキハ腐敗セザル事ハ皆人ノ知ル所ニシテ砂糖ノ同一ナル事ハ一寸心得ザル人アリ砂糖ノ防腐ノ効アルハ砂糖漬ノ腐敗セザルニ因テ明ナリ一時ハ人體ノ創面ニマデ砂糖ヲ撒布シテ良効アリトセリ

●練乳(英語コンデンスド)ハ此理ヲ應用シタルモノナリ蒸發ニ因テ牛乳ノ水分ヲ十分脱却セシメ之ニ蔗糖ヲ加ヘタルモノトス(加ヘザル者モアリトイヘドモ此種ハ易ク腐敗ス)米國製鵞印^{イシラント}ヲ是迄最良トセリ近來本邦ニ於テモ其製造發達シ既ニ商標ノ數モ屈指スベカラズ内國製ノ例ヲ舉グレバ實ニ左ノ如シ

- ▲日本一桃太郎印
- ▲大日本軍人印
- ▲内國製鵞印
- ▲龜印
- ▲岩瀬牛印
- ▲象印

- ▲富士山印
- ▲大砲印
- ▲鶴製燕印
- ▲花唐兒印
- ▲金鵝印
- ▲爲朝印
- ▲すまう印

外國製ニシテ日本ニアルモノ左ノ如シ

- ▲米國製鵞印
- ▲瑞西子ツスル製
- ▲アングロ、スウキツ會社製人形印(藍色人形印ト彩色人形印トアリ)
- ▲熊印
- ▲八旗印
- ▲鴻ノ巢印

分析成績左ノ如シ(人形印ハ脂ヲ去リタル牛乳ヨリ製セシモノナルガ故ニ脂肪ノ量大ニ少シ是等ハ注意スベキ點ナリ)

種類	性状	水分	蛋白質	脂肪	乳糖	糖	糖	糖	灰分	分析者
米國製鵞印	(帶黃白色)	三二、三三	八、三九	九、四六	七、六五	四一、二九	一、八八	東京衛生試驗所		前
瑞西子ツスル製	(全前)	二四、六三	八、四〇	九、八六	一二、四五	四二、五七	二、〇九	東京衛生試驗所		前
アングロ、スウキツ會社製人形印(劣品)	(全前)	三一、二五	八、二二	四、七五	九、八四	四四、一四	一、八〇	全		前

以上舶來

日本一桃太郎印	(全前)	二八、六八	八、三六	九、四〇	一〇、三八	四一、三四	一、七六	全	前
大日本軍人印	(全前)	二五、九五	八、一八	七、九五	九、五六	四六、六九	一、六七	全	前
内國製鷲印三ツ輪	(全前)	二九、五七	六、八三	七、七五	六、二六	四七、四七	二、〇四	全	前

以上日本

○全乳 (獨語 フロ) 又ハ純乳トハ天然ノ牛ノ乳其儘ヲイフ

因ニ記ス、牛乳ノミヲ以テ一人ノ大人ガ生活スルトセバ毎日三リツ
テル(半我二升)ヲ用キザルベカラズ胃之ニ耐ヘズ

○脱脂孔 (獨語 マルヒゲ) 又ハ瘦乳トハ全乳ノ中ヨリ乳脂脂肪ヲ去リタルモノナリ

○乳酥 (獨語 クリーム) die Sahne 乳酥(クリーム 英 cream) 乳脂 der Rahm 同
牛乳ハ乾酪素、蛋白質、脂肪、乳糖、鹽類及ビ水ヨリ成ルモノナルガ之ヲ安置シ静止セシムレハ表面ニ帶黄色ノ油質浮ブ是牛乳ノ脂肪即チ乳酥ニシテ之ヨリ牛酪(バター)ヲ製ス。上流ノモノハ牛乳ヲ食用ニ供スルニ當リ牛乳ヲ用キズ此(クリーム)ヲ用ユ近クハアイスクリームニ其例アリ
咖啡ニ入ル、ニモ之ヲ用ユ

○牛酪 (バター)ハ乳酥ニ強度ノ振盪ヲ與ヘテ之ヲ製ス牛酪三々ヲ製サ
ムトセバ全乳凡一百々ヲ要ス故ニ牛酪ハ頗ル高價ナルモノナリ西洋
ニ於テモ貧民ハ之ヲ價フヲ得ズ「マルガリン」ト稱スルモノヲ代用ス「マ
ルガリン」ハ「バルミチン」 Palmitin 及ビ「ステアリン」ト稱スルモノ、混合
物ナリ「人工バター」ト稱ス「ステアリン」 Stearin ハ「タルマ」 Talg ノ固形成分
ニシテ「タルヒ」トハ再嚼動物(牛)ノ脂肪ナリ

牛酪ハ二週間以内ニ腐敗スルヲ以テ牛酪百々ニ凡三々ノ食鹽ヲ加ヘ
テ之ヲ貯フ並等洋食店ニアルモノ是ナリ。上等料理ノ「バター」ハ鹽氣ナク
白色ナリトス尤春トナリテ牛ガ青草ヲ食スルヤウナレバ此白色ノモ
ノ造リ難シトイフ

歐洲諸國民中ニテ最モ多量ニ「バター」ヲ食スルハ英國人ナリ、普通一人ガ
一年間ニ要スル「バター」ハ獨逸人八斤、佛蘭西人四斤、露西亞人二斤ナルニ
獨リ英國人ニ至テハ十三斤ヲ要スト云フ

○乾酪 (英 チーズ、獨 テ) 牛乳ノ成分「カゼイン」ノ凝固シタルモノナリ全
乳ヨリ作りタルモノヲ「脂肪乾酪」トイヒ瘦乳ヨリ作りタルヲ「瘦乾酪」ト

イフ前者ハ脂肪多量後者ハ脂肪少量ヲ含ム頗ル滋養品ナレドモ多量ハ胃之ニ耐ヘズ本品ハ多ク球状ノ塊トシテ發賣セラル微ビタルヲ良トスト粹士ハ云ヘド其臭氣タルヤ之ニ慣レザル本邦人ハ耐ユベクモアラズ恰モ洋人ガ我澤庵漬ノ臭氣ヲ恐ルトト同一

○ケフイール 醱酵シタル牛乳ナリ

元カウカズス(裏海ト黒海トノ間ノ狭所ノ高山ノ製法ニシテケフイール菌ナル者ヲ牛乳ニ入レテ製ス濃厚ニシテクリームノ如シ醱酵ノ度ニ因リ一旦ケフイール二日ケフイール三日ケフイールアリアルコールハ凡百分ノ二一日ノハ下痢シ三日ノハ便秘ス砂糖ヲ加フルモ良シ糖尿病患者ニ牛乳ノ代リニコップニテ内服セシム一日五合内外本品中ニハ砂糖ナシ砂糖ハ即チアルコールト炭酸トニ分解シタルバナリ普通新聞紙上左ノ記事ヲ見ル東洋ニテモ用ユト知ラレタリ

▲牛乳製ノ酒 蒙古ニハ牛乳ヨリ製スル酒アリ其ノ製法ハ牛乳ニ少々水ヲ混ジテ一回沸騰シソレニ蓋ヲシテ置ケバ醱酵シテ酒ニ變ズルナリ支那人ガ「モンクチユー」(蒙古酒)ト稱スルハ即チ之ニシテ味

頗ル美之レニ酔フモ所謂悪ル酔ナシトイフ

○酸乳 (獨ザル) die saure Milch 塵埃ナキ場所ニ一日乃至四日間牛乳ヲ放置シテ製ス黒パン及ヒ砂糖ト共ニ之ヲ飲用ス

○乳清 (獨語モルケン) die Molken = Serum Lactis

牛乳二〇〇〇ニ「ラーブ、エスセンツ」(牛ノ胃ヨリ得ルモノ) Labessenz = Lignor seriparus ト稱スル者一〇ヲ善ク混ジ之ヲ四十度ニ熱シテ安置シ凝固シタレバ牛酥ヲ除ク是モルケナリ故ニ「モルケ」ハ牛乳ヨリ「カゼイン」及ビ脂肪ヲ少量ヲ殘留セシメテ引去リ尙鹽類ノ一部ヲ除キタルモノトス其成分百分中左ノ如シ(「エスセンツ」ノ代リニ「石酸〇三弱」ニテモ可也)

水 九三、二四

「カゼイン」及「アルブミン」 〇、八五

脂肪 〇、二三

乳糖 四、七〇

鹽類 〇、六五

鹽類ノ主ナルモノハ食鹽及ビ磷酸加里ナリ故ニ滋養品ニハアラザル

モ之ヲ多量ニ服スレバ新陳代謝ヲ盛ニスルモノトス一日凡一千瓦我五合ヲ温メテ内服セシム歐洲ニ於テ肺結核療法ニ之ヲ専門的養生園ニ於テ用ユ

因ニ記ス、上記牛ノ胃トハ犢牛胃 Stomachus vitulinus ナリ(動物名 Bos Taurus L. (25)) 雙蹄族又反芻族 Ruminantia 或ハ Bisulca)

小牛ノ第四ノ胃ノ能ク洗滌シタル者ニシテ裏面ニ二十乃至三十ノ瓣狀突起ヲ具ス「ペプシーチ」ヲ含有シ容易ク乳汁ヲ凝固スル性ニ基キ之ヲ使用ス

○クミース「元來醱酵シタル馬乳ニシテ露國最モ多ククミースヲ用ユ乳糖ヲ多量ニ含ムノ外優點アルニアラズ或ル地方ニ於テハ之ヲ恰モ「ビール」ノ代用トシテ賞用ス獨逸ニテハ「クリーム」ヲ去リタル牛乳ヨリ之ヲ製ス其法ハ先ツ牛乳ニ壓搾釀母(プレス、ヘーフエー)ナルモノト少量ノ砂糖ヲ入レ善ク振盪シ寒冷ナル場所ニ置キ一日乃至二日間醱酵セシム瓶ハ密閉ス
用法 ケフイールト同一ナリ

或普通新聞ニ左ノ記事アリ

▲馬乳製ノ酒 中央亞細亞ノ北部キルギス人ハ如何ナル動物ノ乳デモ飲ミ、馬ノ乳ヨリハ「クミース」ト稱スル酒ヲ製セリ、其製法ハ馬乳ヲ羊ノ皮ノ囊ニ入レテ振リ暫ク其儘ニシテ置ケバ醱酵シテ酒ニ變ズルナリ、一寸異臭アレドモ味頗ル美ニシテ又衛生上極メテ善良ナル品ナリト、殊ニ貧血症ノ如キ又筋力ノ疲勞シ易キ者ニハ特效アリ、同地方ノ露西亞人ハ之ヲ賞味スル由、又其馬乳製ノ酒ヨリ再ビ「アルコール」ヲ製スル由ナルガ、非常ニ強キモノナリト

○驢馬(獨語アル、エーゼル)ノ乳ハ水分ト固形分ノ比例人乳ニ類ス

○山羊(やぎ)ノ乳亦良シト聞ク左ノ記事ヲ普通新聞上ニ見タリ面白シ ▲山羊ト牛ノ乳汁配達 伊太利ノミラー市デハ山羊ヤ牛ガ自身デ乳汁ヲ配達シテ歩テ居ル、山羊ハ五六頭乃至十餘頭一群ヲナシ、銘々頸ニ鈴ヲ吊シテちやらん、ト音サセナガラる、ト歩イテ居ルト、其音ヲ聞ツケテ娘やお婆さんガ器物ヲ以テ家カラ飛出ス其群ニハ必ズ乳汁屋ノ主人ナリ番頭ナリガ一人附イテ居テ、即座ニ其器物

ニ乳ヲ絞込シテ代價ヲ受取ツテ、又ちやらん〜ト出掛ケテ行ク、此一群ノ數ガ十頭トスルト中ニ三四頭位ハ鈴ヲ吊シテ居ナイノガアル、其等ハ孰レモ牡デアツテ、女房ガ稼ギニ出ル、亭主ガ其後カラクツツイテ行クトイフヤウナ寸法、乳牛モ是レト同シ方法デ矢張鈴ヲクツツケテ門並のこ〜歩イテ居ル、ガコレハ大キイダケニ頗ル滑稽ニ見ヘル、此ノ遣リ方ハミラーガ最モ盛ンデアアルガ、同國及其他ノ都市西班牙、葡萄牙アタリデモ往々見受ケルコトガアル、新鮮ナ乳汁ヲ賣ルニ此レホド確ナ商賣ハアルマイ

○羊(ひつじ)ノ乳 用キザルニアラズ

○豚モ亦可ナリトイフ左ノ記事ヲ見タリ

▲豚ノ乳 佛國ノ一農家ノ女イデユークトイヘルモノ豚ノ乳ノ小兒ニ卓効アルヲ發見セリ同女ガ預カリテ養育スル小兒ニハ凡テ之ヲ與フルニ何レモ身體偉大ニシテ且ツ肥滿セリ

分析表

種類	百分中	水	固形分	乾酪素(カゼイン)	蛋白質	脂肪	糖	鹽類
人乳		八八、九	一一、一	三、九	一	二、六	四、四	〇、一
牛乳		八五、七	一四、三	四、八	〇、六	四、三	四、〇	〇、五
羊乳		八六、四	一三、六	三、四	一、三	四、三	四、〇	〇、六
驢乳		八九、〇	一、九	三、五	三、五	一、八	五、〇	一

乳ノ種類ハ上記ノ如シ何レモ皆二三ヲ除クノ外、西洋ニ於テハ常用スルノミナラズ、醫療ニ供ス、本邦ニ於テハ之ヲ試ムルモノナシ故ニ本邦人ニ適スルヤ否ヤ不明ナリト雖予ハ追々此流行ヲ見ルベシト信ズルガ故ニ特ニ一言スルノ必要ヲ感ゼリ

○結核豫防上ヨリ觀タル古郵便切手ノ蒐集

竹中成憲

使用濟郵券ヲ集ムルハ頗ル善事ナレモ注意スベキアリ郵券ハ會社、役所等ニ於テ多數ヲ使用スルキハ布片等ヲ以テ之ヲ濕シ貼布スト雖個人普通差出ノモノハ之レヲ甜メテ貼布スルヲ例トス肺結核患者

ノ唾液ハ通例菌ヲ含マズト雖痰ヲ混ズルキハ菌ヲ含ムニ到ル遠山椿吉君ノ試験ニ依レバ結核患者使用ノ筆之ヲ嚙ムユ(封筒之ヲ甜ルユ)等ニ菌ヲ證明シ得トノナレバ宜シク吾人ハ注意ヲ要ス剪刀ヲ以テ剪ミ口ヲ以テ古郵券ヲ甜ル等ノコアルベカラズ

予ハ今ヲ去ル貳拾五年前ヨリ古郵券ヲ集メ疾病在席ノ外未タ一日モ之ヲ放棄シタルコナシ故ニ之ニ關シ書シモノモ抄カラズ左ニ一二ヲ錄シテ讀者ノ一餐ニ供ス

集券論

竹中成憲

古郵券ヲ集ムル事ハ西洋ニ在テハ極メテ普通ノ事ニシテ上貴顯紳士ヨリ下細民勞働者ニ至ル迄之ヲ實行ス爲メニ大ナル商社モアリ非常ナル高價ヲ以テ賣買ヲ爲ス効能ハ我國ニ於テ古錢ヲ集ムルニ彷彿タリ兎ニ角古郵券ハ捨ルニ及バズ廢物利用ト心得テ貯フベシ

予ノ郵便切手ヲ集ムルコトニ就テハ越佐新聞、北海日々新聞、東京日報、江差日報、北辰日報、仙臺新聞、改題明治新報(三十四年二月十九日)及ビ其他ノ新聞等ニ掲載セラレテ世ニ公ニナレリ爾來所々ヨリ此事ニ就キ質問照會アルヲ以テ見レバ此事ニ注意スルノ士世ニ其數ヲ増セシコト明ナリ

明治十一及十二年ノ交、予ハ慶應時ノ大學理學部教師米岡動物學博士モ

ルス氏 Prof. Ishida & St. Morse ノ家ニ往來セリ博士一日小冊子ヲ示シテ曰ク外國ニ在テハ大人ト小兒トチ間ハズ古郵券ヲ集ムルコト大ニ行ハル乞フ豚兒ノ集ムル所ヲ見ヨト即之ヲ開ケハ紅黃綠紫諸色ヲ彩シテ宛然是千種ノ花園ナリ而シテ仔細ニ點檢シ來レバ凡ソ世界各國ノ新舊郵券悉ク網羅セリ

レテ殆ド遺ス所ナシ予之ガ益ヲ問フ博士曰、兒童ヲシテ之ヲ努メシムレバ不知不識ノ間、各國ノ名稱其位置其風俗及ビ文野ノ如何等ヲ腦裡ニ收メシメ得ルト同時ニ又事物ヲ整理シ鑑定シ貯藏スルノ才ヲ養フヲ得ベク尙夫ノ古錢ヲ集メテ娛樂ト爲セル類ナラント於是予ハ深ク感動セリ是實ニ廢物ヲ起スノ一法ニシテ空シク屑籠ニ投ズルニ憂ル事萬々ナリト

此クテ予ハ明治十一年以來此事ニ從ヒ今日ニ到ルマテ未ダ一日モ之ヲ廢シタル事ナシ當時本邦人ニシテ既ニ外國郵券ヲ帳ニ貼リテ所持セル人ハ予ノ記憶ニ據レバ當時洋行歸ノ理學博士菊池男爵(當時大學教授後ニ文部大臣)一人ノミ博士ハ此事ヲ外國ニ學バレタルナリ予ハ新聞紙ニ著書ニ此事ヲ記述シ又別ニ印刷シテ汎ク世ニ此事ヲ獎勵セリ

明治十四年暑中休暇ニ際シ英獨ノ書ニ就キ海外郵便沿革史ナルモノヲ編纂シ之ヲ朝野新聞社ニ投ジタリシガ沒書セラレ世人ノ此事ニ冷淡ナルヲ獨リ大學南窓ノ下ニ嘆息セシ事アリ今日トナリテハ世人モ古郵券ノ事ヲ承知セリ該稿ノ首ニ序文アリ其筆者ハ先輩高木友枝君ナリ是皆古郵券ヲ集ムルノ癖ニ胚胎シテ成レルモノトス

爾來類リニ古郵券ヲ蒐集シ皇國ノモノハ之レヲ外人ニ致シテ外國ノモノ

ト交換シ如斯スル事十有餘年明治廿四年ノ頃ニハ殆ンド各國ノモノヲ有
スルニ至レリ

予ハ當時ノ本邦駐劄朝鮮公使權在衛氏ト交テ辱フス一日此古郵券貼付ノ
冊子ヲ氏ニ示ス當時韓廷未ダ郵政アラズ愛觀措カズシテ曰ク是レ他日弊
國郵券發行ノ事アレバ參考ニ資シテ益スル所大ナラント予竊ニ謂ヘラク
之ヲシテ空シク一寒生ノ坐右ニ埋没セシムヨリハ寧ロ隣國當衝ノ士ニ
致シテ彼レガ郵政施設ノ料ニ當ラシムルニ若カズ是獨リ予ノ満足ノミニ
アラズ郵券若シ靈アラバ以テ大ナル榮譽ト爲ベシト即永久保存ノ約ヲ以
テ之レヲ氏ニ贈レリ後予ハ依然トシテ此辭ヲ更メズ再ヒ世界各國ノモノ
ヲ集メ得テ之レヲ愛玩スルヲ尙齒冊子ノ如カリシガ明治三十二年予ノ從
事セル病院類焼ノ際烏有ニ歸セリ

外國ニ於テハ之レヲ愛藏スルノ人多キガ故ニ大市ニハ之レヲ取扱フ商舖
會社アリテ盛ニ賣買ノ業ヲ營ム蓋シ我邦古錢商ト異ナラザルナリ近來我
邦ニ於テモ此事漸ク行ハレ該業ヲ營ムモノ夥カラズ今予ノ記録ニ存スル
モノヲ舉ゲンニ左ノ如シ

- 東京京橋區銀坐三丁目 上方屋 本店
- 東京神田區表神保町七番地 上方屋 支店
- 東京本所區番町七十四番地 和田 小太郎
- 東京神田區龜住町三丁目 前羽 商店
- 東京京橋區豐町十壹番地 諏訪 商店

東京京橋區南金六町

吉澤 商店

東京芝烏森二番地

松野 集真堂

大阪京町堀上通二丁目

前羽 支店

神戸元町三丁目一三九

榮屋 商店

奈良縣郡山町

家根屋 商店

東京芝愛宕下町二丁目

泉田 商會

東京日本橋區通四丁目四番地

柴田 商會

右商店中數年前ノ調査ニ係ルモノアルヲ以テ今日ニ於テ異動ナシトセズ
今舊ニ依リ之ヲ記セリ

予ハ蒐集シ得ルニ從テ之ヲ外國知友ニ致シ或ハ本邦在留知己外人ニ送テ
以テ外國郵券ト交換シ金錢ヲ以テ買入レ又ハ賣却スル事ナシ本邦人ニ對
シテハ左ノ如クス

一、日本ノ古郵券十枚ヲ送ラレバ外國古郵券一枚ヲ呈上ス

一、外國ノ古郵券一枚ヲ送ラレバ日本ノ古郵券十枚ヲ呈上ス
集メタルモノ多數トナレバ佛國商店ニ郵送シ商店ハ之ニ對シ種々ナル物
品ヲ報酬トシテ送リ越セシガ同一種ヲ數萬宛送リシ事トテ今ハ先方ニ於
テ最早十分ナリトテ斷リ來リ差當リ目下ハ送リ先ナシ當時ノ約束ニ依レ
バ六萬枚ヲ以テ金時計ト交換スルノ約ナリシガ當時ハ本邦佛國ト小包制
度ナク郵稅高キ爲メ遂ニ果サレリキ何レニシテモ他日又々入用ノ旨申越
スベキニツキ集メ置クヲ良トス

愛國心

古郵券ノ量目ニ付二三ノ例ヲ舉レバ大凡左ノ如シ
 裏ニ附キタル封筒ノ紙ヲ剝ザルモノ二百枚ハ四匁十五グラム以上アリ
 剝シタルモノ
 八千八百枚ハ三百三十グラム
 四百枚ハ十八グラム
 二千五百枚ハ百グラム
 壹萬枚ハ四百五十グラム
 六萬枚ハ一貫目弱アリ

目下ノ内國郵稅ハ信書一通四匁ヲ以テ最下量トス而シテ此量ハ普通ノ書
 狀ニハ餘アルヲ以テ送ルベキ人ニ通信ノ際有合タル郵券ヲ書信文ノ傍封
 入シテ送ルヲ其トス數月ノ間ニハ無選送料ニテ多數ヲ送り得ルノ理ナリ
 古郵便切手ヲ外國ニ送り物品ト交換スル事ハ送ル費用ハ日本政府ノ收入
 トナリ來ル物品ハ日本臣民ノ所有品トナルガ故ニ日本ノ富ヲ増スコト明
 カニシテ此廢物ヲ輸出スルハ愛國心ナリトス
 六萬枚ヲ送りテ男持金時計來ルトシテ考フルニ若シモ我國ノ人口四千五
 百萬ノ人々各自一ヶ月ニ僅カニ四枚ヲ集ムルトストキハ一ヶ月一億八
 千萬枚トナル之レヲ輸出スレバ三千億ノ金時計一ヶ月ニ來ル割合、一個ノ
 價六十圓ト見積ルトキハ實ニ十八萬圓ノ價格アルモノ此反古ヨリ一ヶ月
 ニ生ズル事トナル此金額丈ハ輸入ヲ防グ事明ナリ豈愛國心トシテ此其辭
 ナ養成セザルヲ得ンヤ就中學校兒童等ニ適ス
 何レニスルモ此廢物ヲ空シク放棄スルハ其シカラザレバ前記ノ報ノ爲メ

落膽スルコトナク益々勇氣ヲ鼓舞シ倍舊ノ熱心ヲ以テ蒐集セラレン事ヲ
 希望ス他日必ラズ瓦石化シテ寶玉トナルベリ郵券ハ所謂「鷄肋」ニシテ廢物
 ノ利用、忙裏ノ一快、愛國ノ寸志ナリ

△郵券蒐集ニ關スル文獻(リテラツール)
 ○東京錦町二ノ五 學館發行 小國民 郵券 小話
 明治廿八年十二月十三號

○東京本町三 博文館發行 少年世界 萬國郵券叢談
 (愛集軒)明治廿八年十一月十五號

○時事新報 明治廿八年十一月三日
 ○中央新聞第三九〇四號(明治二十八年十二月十九日) 朝鮮の郵便
 ○池邊義象氏著「歐羅巴」全、明治三十五年金港堂出版、題スル書中一一二頁
 ニ「郵便古切手」ノ一章アリ西洋ニ於テ上下之ヲ集ムル事ヲ記ス
 三宅(秀)博士モ切手蒐集養成家ニシテ明治三十二年九月廿三日附小生へノ
 來狀ノ一節ニ曰ク

「……古郵券懸賞蒐集方ニ付貴下ニ於テ取分ケ御盡力御補助被爲在候
 段小生モ大ニ賛成仕候尙會社向等ニテ日々許多ノ郵券ヲ徒ニ反古函ニ
 投ズルノ傍蒐集爲取扱候ハ、一舉兩得ニ可有之ト存候」云々

北海道廳支廳長西忠義君曾テ予ノ爲メニ詠シテ曰ク
 「かりかればふきすてたるあくたにも積りつれば山さなるらむ」
 右ト同時ニ起ルベキ問題ハ抑此郵券ナルモノガ何國ノ發明ニシテ何年頃

ヨリ始マリシカノ歴史是ナリ予夙ニ此事ヲ書ケリ
 左記ノモノハ明治十四年今ヲ去ル貳十貳年前予ノ十七歳ノ時ノ稿ナリ序
 文ハ先聖醫學士高木友枝君今ハ臺灣總督府技師タリ「八太郎」トアルハ予ノ
 幼名今之ヲ讀ムテ今昔ノ感ニ堪ヘズ

●海外郵便沿革史

序

語云人各癖其所好友人竹中君有好郵便切手之癖從事蒐集數年於茲矣今
 歲暑假又編海外郵便沿革史蓋癖塊也余亦有癖其所好之癖嘗謂切手蒐集
 有害無益及此編出余遂藉口獨言曰君之癖與余之癖塊果同也

明治十四年九月八日

於東京大學醫學部南窓下揮毫

研古堂主人
 竹中八太郎

明治十七年八太郎
 ナ成憲ト改ム

ダリウス
 Darius
 ヒスタスベス
 Hystaspes
 (紀元前522-485)

『海外郵便沿革史』
 紀元前六七百年ノ頃即チ今ヨリ二千四五百年前「アッシリア」及「ペルシア」人ハ
 王命ヲ四布セシガ爲メ其法ヲ設ケリ是郵便ノ濫觴ニシテ彼耳斯亞國ノ王
 「チルス」又「ダリウス」ト云第一世「ヒスタスベス」ノトキ「エゲイス」海又「アルキメ
 テクス」ト云ヨリ首府「ササ」(「イスパハン」ノ西南ニアリ)ノ間郵便局ノ數百十
 一局アリ其盛ナルヲ知ルベシ此時代確定シ雖シト雖彼希臘ノ有名ナル歴
 史家「ヘロドット」(紀元前四百八十四年生)ハ紀元前五百五十年ノ頃ナルベシ
 ト云ヘリ
 支那蒙古皆大同小異ノ法ヲ設ケリト云フ

Augustus紀元十四年死

希臘ハ飛脚ヲ設ケリト雖驛ニ局ヲ置カズ
 「ガリリエル」人ハ紀元前二百年既ニ郵便ヲ設ケ一朝事アラバ即チ之ヲ三時
 間ニ四十里外ニ報ズルヲ得タリ
 羅馬國ニテハ「アウグスツス」(紀元前六十三年生)ノ世彼耳斯亞國ノ法ニ倣ヒ
 且修正ヲ加ヘ驛ヲシテ王命ヲ傳ヘシム又每驛車馬ヲ備ヘ以テ通信ニ便ナ
 ラシム此法ニ依リ帝ハ「チベリウス」ノ書狀ヲ「亞細亞洲」ヨリハ廿日「パン」ニ
 エン「ヨリ」ハ五日ニテ落手スルヲ得タリ「チベリウス」ハ紀元前二十年將トシ
 テ「亞細亞」ニ使シ後全十一年「パン」ノ「ニエン」ノ亂ヲ平定セシ人ナリ「パン」ニ
 エン「ト」ハ當時羅馬國ノ版圖ニ屬シ現今ノ「オーストリア」ノ東部ヲ云フ
 後「コンスタンチン」(紀元後二百七十四年生)ノ世ニ至リ平民タリトモ官許ヲ
 得バ此法ニテ狀ヲ送ルヲ得タリ
 東「ゴートン」王「テチアドリヒ」(紀元後四百五十五年生)ハ此羅馬ノ法ヲ用ヘリ
 「チヤールス」大君(七百六十八年ヨリ八百十四年)ノ時車ヲ驛ニ備ヘ驛ヲ以テ
 國ノ各部連絡ス然レドモ要スルニ政府ノ便ニシテ人民ハ之ニ關セザルガ
 如シ後大君國ヲ二子ニ分配スルニ及テ國亂起リ可惜此法消滅ニ歸ス
 四曆千二百年代佛國「バリエ」大學校ニテハ教師及生徒ノ爲メ一ノ郵便法ヲ
 設ケタリ
 當時此法商業上ニ大益アリテ郵便進步ノ一大原因トナレリ
 人民此法ノ必用ナルヲ知り驛使「リガ」(「セント」ト「ヘル」ト「ス」アルカ)ノ西南三百
 五英里ニアリ)及「アムステルダム」(「ホルラント」)ノ間ヲ通行スルニ至レリ故ニ

其途中「キエー」ニヒスベルヒ「ダンチヒ」ステツチン「及」ハムブルク「ハ」皆連絡ヲ爲シ大ニ便ヲ致セリ南方ヨリハ「ウエチザヒ」(英ウエニス)「ハムブルク」ト通ズル等益々事盛大ニ趣ケリ

既ニ千二百年代「フランクフルト」及「ケルン」リシダウ「及」アウグスブルク「及」ニユルンベルヒ「及」シワインフルト「及」ムムベルヒ「ザルツブルク」「ワイン」「ウルム」「スツットガルト」「ライプチヒ」「プラウシワイヒ」「ブレーメン」ハムブルク「等」ノ間郵便馬車ノ設アリタリ

西曆千二百七十六年「プロシア」ノ士族設立ノ郵便法ハ現今ノ郵便ニ略ホ同シト雖モ唯士族社會ノ用ニ充テシモノ、如シ

佛國ニテハ「ルイー」(ルードウイツヒ)十一世(千四百二十三年生千四百八十三年死千四百六十一年)千四百八十三年「パリ」大學校有ノ郵便ヲ停止シ之ヲ政府ヲシテ取扱ハシム且千四百六十四年(米國發見ハ千四百九十二年ナリ時代參考ノ爲記ス)更ニ政府用郵便ヲ設ク千五百二十四年初メテ人民ノ書狀ヲ運送スルヲ許シ後「ルイー」第十三世(千六百十年)千六百四十三年ニ至リ完全ノ郵便法アルヲ見ル

Thorn

獨逸郵便ハ「ローゲル」第一世「フチントルン」及「タキシス」(チロール)ノ起ス所ニシテ當時初メテ「ポスト」ノ名アリ

「ローゲル」オ一世ノ子「フランチ」フオン「タキシス」千五百十六年獨逸帝「マキシミリアン」第一世(千四百九十三年)千五百十九年ノ命ニヨリ「ワイン」及「プリユツセル」(ベルギエン)ノ間ニ騎使郵便ヲ設立シ「テデルラント」驛遞局長ニ任セ

ラル是ヲ歐洲一般連絡ノ初メトス「フランチ」ノ相續者ハ尙獨逸帝ノ命ヲ受ケ獨逸各隅ヲ初メ伊太利ニ郵便法ヲ廣ム以來「トルン」及「タキシス」ノ侯郵便權ヲ掌握セシガ獨逸兵ヲ構ヘ千八百六年獨逸利ヲ失ヒ國泰平ナラザルニ及ンテ遂ニ權ヲ失フ

「オーストリア」「プロシア」「バイエルン」「プラウシワイヒ」「ザクセン」等ノ五ヶ國各獨立ノ郵便ヲ設ケタリ

英國ニテハ千二百年代「ルイー」十一世再興セシ騎使郵便ノ如キ者ヲ設ケリ然レドモ政府ノ用ノミ當時此騎使ヲ「ナンシー」ト呼ベリ

他書ニ依レモ英國郵便濫觴ヲ「エドワルド」三世(千三百年代トス千五百五十八年)「エリサベス」女王ノ時代騎使郵便大ニ行ハル

千六百三年「セームス」第一世(「ジャコツプ」ヤコツプ「セームス」皆同シ)海外郵便ヲ設ケ「マテウレ」クエスタル「チ」郵便局長ニ任ズ

「カル」ノ英語「チャールズ」

「セームス」ノ相續者「カル」第一世海外ヘノ書狀ヲ皆此郵便ヲ以テ郵送セシメ公立或ハ私立郵便ヲ廢シ郵便ヲ王權ニ附セシム故ニ「カル」第一世ヲ英國郵便設立者ト稱スルモ敢テ過言ニ非ズト云フ千六百四十四年「エドマンド」ブリテチ「驛遞局長」タリ當時初メテ國ノ各部ヘ每週一回發ノ郵便ヲ設ク

千六百五十六年「イングラント」「スコットラント」「アイヤラント」皆郵便聯合ヲ爲シ「ロンドン」「ダブリン」「エデンホルフ」ノ三ヶ所ニ驛遞局ヲ置ク千七百八十四年八月二日「ロンドン」ヨリ「プリストル」ヘ向ケ郵便馬車ヲ發セリ是ヲ郵便馬車ノ初メトス「プリストル」ハ「ロンドン」ノ西一百十二英里ニアリ

一説ニ英國ニテ封
皮ヲ用フルニ至リ
シハ千八百三十九
年ヨリノコトニシ
テ郵便切手ヲ書狀
ニ貼用スル制度ハ
ヨリ千八百四十七
年ヨリ始リタリト

千七百八十七年即チ三年ノ後「プリストル」ノ芝居座元「ハーマト」ナル者大ニ
郵便改革ヲ爲セリ五十年ヲ過ギ千八百三十七年「ローランド、ヒル」ナル者現
今世ニ行ハル、所謂郵便切手ヲ發行セシメテ志シ幸ニシテ千八百四十
年英國驛遞局ニ於テ採用セラレ遂ニ同年三月六日初メテ郵便切手端書及
ビ封皮ヲ世ニ公ニセリ是ニ於テ郵便完全ノ進歩ヲ爲シ人民一般便トスル
所蓋シ是ヨリ大ナルハナシ故ニ投函書狀自カラ日ニ増シ月ニ加リ益盛ナ
リシコト左ノ表ヲ見テ知ルベシ

英國ニ於テ書狀投函數

(郵便切手發行前年)千八百三十九年 七千五百萬餘

(同發行ノ年) 千八百四十年 一億六千八百萬餘

(同發行以來四年目)千八百四十四年 二億四千二百萬餘

千八百五十四年 四億四千三百萬餘

千八百六十三年 六億四千二百萬餘

彼「ローランド、ヒル」其他郵便上大ニ勞力シ郵便稅ヲ定メ規則ヲ編ミタリ茲
ニ規則ニケ條ヲ掲ケ

一、郵便切手ヲ貼ラザル書狀ハ先方ニ於テ拂フベキ稅ノ二倍ヲ要求ス可シ
一、内國郵送新聞紙ハ半「ペンニー」ノ事
但シ新聞帶紙ヲ以テ帶封スベシ

英國殖民地ニハ千七百七十年郵便ヲ設ケ
千八百四十七年初メテ北米合衆國ニ郵便切手行ハル

北米合衆國驛遞局ハ驛遞局長ノ命ヲ受ク長ハ「セネー」ト「ノ」許諾ヲ得大統領
ノ任ズル所ニシテ「キャビネット」ノ一人ナリ長ヲ輔クルニ副局長三名アリ
郵便局長ハ甚多シトス千八百七十六年ノ調ニ五萬六千三百八十三名アリ
郵便局長ハ四年ノ交代トス

米國ニテハ名宛簡略ニ過ギ或ハ讀ミ難キ等ニテ配達スベカラザル書狀ハ
之ヲ「ワシントン」府沒書郵便局ニ送り投函者分明ナルトキハ之ヲ開封セズ
直ニ還送シ投函者不分明ナルトキハ之ヲ開封シ要事記載アル書狀ハ本文
ヲ四方ニ報ズ

彼「セント」瑞書發行以來大ニ行レ毎年費ス所一億枚ニ近シ
千八百五十年郵便線路ノ長十七萬八千六百七十二英里ニシテ千八百七十
六年(二十六年ノ後)二十八萬千七百九十八英里ナリ内七萬二千三百四十八
英里ハ鐵道線路ナリ

此鐵道郵便ハ今繁華ノ鐵道ニ皆設ケ

露國ニテハ千五百年代「イワン、ワレル」イエイイツチ「ノ」世ヲ郵便ノ始トシ稍
完全ノ法ハ千六百三十年「ミツチエル」フエドロウイツチ「ノ」世ヲ始トス

「ストル」大王ノ世千七百十一年「モスコ」ニ千七百十七年「バートルスブルグ」
ニ郵便局ヲ設ケ「バートルスブルグ」郵便局ハ千七百二十一年「リガ」(「バートルス
ブルグ」ノ西南三百五英里ニアリ)ト通ズ

千七百二十年「モスコ」及「バートルスブルグ」通ズ
千七百七十五年國內繁華地ニ皆局ヲ設ケ

千八百二十年「モスコ」^{モスクワ}「ペトルスブルグ」^{ペテルブルグ}「リガ」^{リガ}及「シタウ」^{シタウ}「リガ」^{リガ}ノ西南二十五英里ノ間急便馬車ヲ設ク是ニ於テ露國郵便略完全セリトイフ

「ベル」^{ベル}國ニ「スヘイン」^{スヘイン}人千五百二十七年渡來ノ節既ニ郵便アリシトイフ

「ノールウエ」^{ノールウエ}國ハ獨立ノ郵便アリテ千六百十一年「クリスチアーナ」^{クリスチアーナ}及「コツペンハーゲン」^{コペンハーゲン}間ノ郵便ヲ始トス

千八百二十六年以來「フレデリツキスハル」^{フレデリクスハル}「クリスチアーナ」^{クリスチアーナ}ノ東南五十五英里及「クリスチアーナ」^{クリスチアーナ}ヨリ「ハムメルレエスト」^{ハムメルレエスト}間沿岸ノ都府ハ皆汽船ヲ以テ連絡セリ

「デンマーク」^{デンマーク}國ニハ千六百二十四年「クリスチアン」^{クリスチアン}四世ノ時開ク

「スウェデン」^{スウェデン}國ニハ千六百廿六年「クリスチアン」^{クリスチアン}女王ノ時開ク然レ共郵便馬車ハ「カル」^{カル}第十二世(千六百八十二年)ニ初ル

「ロー、エザブト」^{ロー、エザブト}ニハ千八百六十三年ニ開ク「土耳其」^{土耳其}ハ千八百六十九年(明治二年)ノ頃ハ「コンスタンチノベル」^{コンスタンチノベル}ヨリ國ノ遠近各部ヘ一週二回郵便ヲ發シ或ハ諸港ニアル外國設立ノ郵便局ニ依頼シ郵送セリ

日本帝國ハ悉皆米國ニ倣フ故ニ規則等略同一トス細密ナル歴史ハ他日記ス事アルベシ今海外沿革ヲ記スノミ爲

因ニ記ス我國今日ノ郵便制度ハ男爵前島密氏其他二三ノ人ノ賜物ナリ

○肺結核は如何にして豫防さるべき乎 *Wie kann man die Phthisis verhüten?*

竹 中 成 憲

肺病は年々増加しつゝあり徴兵の如き強壯者を集めたる軍隊に於てすら肺病は益々其數を増し明治二十年には一萬人に付僅かに十一人なりしもの漸々増加し明治三十三年には一萬人に付四十四人となり陸軍の統計左の如し

年	兵一萬人に付新患	死	除役
二十一年	一一、五四	二、八四	七、七〇
二十二年	一一、九七	四、〇九	八、六〇
二十三年	一五、八二	四、四九	九、三八
二十四年	二二、〇七	五、〇三	一三、六九
二十五年	二四、一六	二、九五	一七、〇九
二十六年	二二、八八	二、二七	一六、二六
二十七年	二二、四八	二、一九	一六、六三
二十八年	二九、九六	三、一七	二二、二一
二十九年	二八、〇〇	二、四〇	二二、五〇
三十年	三八、七〇	二、六〇	三三、六〇
三十一年	四三、〇〇	一、八〇	三八、〇〇
三十二年	四四、二二	一、三六	四一、四三

據之觀之凡十年間に四倍の患者を増加せるものとす
 明治三十一年に於ける東京府下十五區八郡の肺病患者死亡數は七千
 五百人なりしと覺ゆ其後漸を追て増加せるは明なり一般に大市は小
 市に比して多く田舎は小市に比して更に少し大市にして却て結核少
 きは衛生の道開けあるに因る

フオールドル Fooder 氏の報告に據れば

大都市中ブタベストは結核の死亡數最も多し則ち

ブダベストに於ては住民十萬人中 五九〇一六〇〇人

維納に於ては住民十萬人中 五四〇一五五〇人

倫敦に於ては住民十萬人中 一八〇一八九〇人

ブダベストはハンガリー國の首府なりロンドンに少きは即ち衛生宜
 を得るに因るならむ

明治三十二年中岩手縣に於て結核性疾患に斃れたる者左の如し衛生
 事務誌第七號參照

肺 結 核 男 二七五人 女 二四一人 計 五一六人

結核性腦膜炎 男 一三人 女 一四人 計 二七人

腸 結 核 男 三九八 女 三四人 計 七三八

爾他臟器結核 男 五人 女 二人 計 七人

合 計 男 三三二人 女 三九一人

但、喉頭結核、結核性肋膜炎、汎發性粟粒結核は肺結核に入れ腸間膜癆、結
 核性腹膜炎は腸結核に入れたりこれを對照すれば該年中該縣に於て
 は人口千につき結核死亡總數〇、八八八、肺結核死亡總數〇、七二人を出
 し又死亡總數百に付結核によるもの三一九人肺結核によるもの二、六
 四人を出し九る割合あり

ツウツク氏はバイエルン(獨逸の一國)に於ける結核死亡數に就て有益
 なる報告民賢醫事週報千八百九十一年四十四號をみせり氏の統計に
 依れば各年齢に於ける十萬人中其死亡數は左の如し

一 歲	一八八九年	一八八八年
二 歲	明治二十二年	明治二十一年
四三六	四七六	四五七
五二三		

三十五歳	一六六	一九〇
六十一十歳	七九	八七
十一二十歳	一四六	一四七
二十一三十歳	三九七	三九六
三十一四十歳	四四八	四七二
四十一五十歳	四二六	四四六
五十一六十歳	四九六	五一九
六十一七十歳	五三一	六〇一
七十一八十歳	三二〇	三七一
八十一歳以上	七四	一六四
總數に於ては	三一五	三三四

右の成績に依れば第五歳より以上は結核死亡数は順次に増加し老年期の始に至て高點に達す唯四十一歳より五十歳迄の十年期に於て其數の著しく減少するを見るのみ

結核死亡数は男女に依て差あり女子は六歳より十歳の間男子は十一歳より十五歳の間を以て最少とし而して女子は六歳より二十歳迄は男子より死亡數多く二十歳より七十歳迄は男子より少數なり男子に

於ては平均十萬人中三百五十三人女子に於ては十萬人中二百九十八人にして又千人の死亡中男子百二十三人女子百十五人は結核に因るものなり

實に前世紀の終に近き二十年に於て肺病は日本に著しき増加を爲せり其原因は武藝時代に比して人民一般に體力減衰せること交通機關の發達に因り丁稚、小僧、おさんの末迄車に乗り體力減せること交通便利の爲め病毒を散亂せると家屋の洋風となりたるに因るべし家屋洋風となりて肺病多きの理由は後に之を説明すべし(竹中)

先づ肺結核病毒の所在を明にせよ是甚簡單なり患者の痰以外に病毒あり肺病者の稍重きものは彼少しく眠るとき汗を發す眠るとき發するを以て之に盜汗(ねあせ)といふ然るに此いやらしき汗には病毒を認めず只腸結核の爲めに下痢するものは糞便中に結核菌を排出すゆゑに重症の腸結核に在ては糞便の取締を要すれども普通肺患者に在ては其咯痰の始末さへ十分なれば病毒を他に及ぼす事なし糞便中の結核菌の大多數は患者己れの痰を呑みて現出するものなるがゆゑに原

因は多くは同じく痰に在るなり吾人の敵は實に此痰の一字のみ痰の字を解剖すれば病の火事炎となる宜哉

略痰は上記の如く頗る危険なるを以て米國ニューヨーク州にては略痰禁止令を發し公開建築物鐵道客車船舶内等に於て床面に痰唾を略出する事を禁じ違反するものは五百ドルの罰金又は一年の禁錮に處すといふ

ニューヨーク市に於ては千八百九十四年明治二十七年以來醫師は私宅診察にて結核患者あるときは之を官府に報告するの法規あり其後略痰検査も嚴密に施行せられ結核患者にして醫治を受けずして客舎旅館に寄寓するものあるときは醫を派出して消毒し且親近の者に注意を與ふるなり此法規實施以來結核死亡者の數漸次減少の傾向あるとは左表に徴して明かなり

一八八六年	四四二	一八八七年	四〇六
一八八八年	三九九	一八八九年	三八六
一八九〇年	三九七	一八九一年	三五五

一八八六年は明治十九年なり

下肥の蔬菜（傳染病媒介の危險）
 佛國の細菌學者
 ツの兩氏（下肥の
 中には諸種傳染病
 菌の存在する場所
 多きが故に其の患
 者ある家は必らず
 る下肥には必ず病
 原菌の存在ありて
 此下肥を生食用して
 蔬菜に施したるが
 爲に病原菌の傳播
 するより其の傳播
 するの媒介をなすこ
 さあるべしとする
 密なる學術的試験
 法を行はしめり其
 法は根木鉢に二方
 日大根を鉢に及辛
 子根を鉢に及辛
 結核菌を四日之に
 加へて四日後に注
 意したる後に成る
 結核菌の採り等長
 蔬の葉部に採取し
 膜に注射したる腹
 内に於て十八回結
 核菌の存在を結
 核菌の試みに兩氏
 同様の試みにて
 たるに此度は皆に

(Biggs 氏 Journ. of the Americ. med. associat. 27, Dec. 1902) (M. O. 氏) 國家醫學會 三六七月

一八九二年	三五五	一八九三年	三一六
一八九四年	三三五	一八九五年	三一
一八九六年	二九八	一八九七年	二九九
一八九八年	三〇八	一八九九年	三〇八
一九〇〇年	三〇一	一九〇一年	二八九

場所の何たるを問はず痰壺を設け痰は必らず之に略出せしめ壺には石炭酸水(石炭酸一杯に水十九杯の割に入れ置かしむべし石炭酸なきときは水にても宜し)水は効なきも乾燥飛散を防ぐ壺の中のもの之を^①に捨てしむ

予は結核蔓延の一大原因として他に室内土足出入の洋風を思はざるべからずと信ず西風輸入してより西洋造起り之に出入する者は洋服と和服とを問はず靴を用ゆ西洋に在ては此風の古きがゆへに人々之に對する清潔法を心得居り土足とはいひながら頗る清潔なり彼等が

内に入るべからず、何となれば室内の塵は凡二時間を経るにあらざれば床板上に沈澱せざるものなればなり

明治三十五年十一月伯林に於て開きたる萬國結核會議に於てフリッツ・グ氏は工場等に於て肺結核の蔓延を防遏するの策として演せる中に左の如くいへり

『床上一迷乃至一迷半(四尺)の所に存せる塵埃を検査するに其中に感染力を有する結核菌を見ることは稀有なり、これに依りて見るに、咯痰が此の如き細小の乾燥片に變することは稀なることは明なり、然れども已に一旦此の如き細片となれば室内空氣の動搖によりて頭部の高さ位の所までは飛揚し且こゝに浮遊して止まり得ることも明なり』云々

ゆへに掃除に就ては、十分の注意を爲さざれば細菌吸入の結果、既に肺病あるものに更に同一患者の肺の他の健康部に新なる肺病を起さしむ洵に恐るべき事ならずや、退て土足昇堂許可の、我所謂西洋造に於ける床板掃除の様を見るに、塵、風、雲を爲し、咫尺を辨せざるものあり、是豈官吏、會社員等に肺病多きの理由にあらずとせむ乎、掃除時以外に於て、彼等公務中に於て、彼等の室に在て太陽光線の射入するの所を見よ、細塵雲烟を爲して霧の如し、此細塵を衛生學上太陽塵(獨逸語ゾンチン、スタウブ)といふ、實に此塵は靴より來るものにして、肺病は勿論他の疾病(例之化膿)の原因となる所の小有機體(蟲)を含有す、此室内に於て日々八時間の勤務を爲すもの、而して其身體は多く神經衰弱的の骨川瘦吉的なるもの、如何にして此病毒に打勝つを得む、殊に彼等の辨當は此塵中に開展せらる、其辨當は小使室の床又は土間土足の所に一時たりとも置れたるもの、豈寒心せざるべけむや友人の歸朝談に

『停車場 流車のステーション 其他公衆の會合する場所等に於ては、何人でも痰を吐くなど云ふことはない、尤も停車場其他公會所には相當痰壺の設備はありますが、縦し痰壺の備がなきにしても、誰でも痰を吐く者はない、若し痰又は唾を吐くときは總てハンカチーフ又は紙杯に拭ひ取て紙屑籠に投棄します、其の他公園地

とか市街の往來とか云ふ場合も皆ハンカチーフに取ります若し已むを得ざる場合でありますれば、便所に這入りまして用を達すと云ふ風俗であります。是は土地の不潔にならぬ様併せて肺結核豫防の一端として、貴賤共嚴重に守られて居るは道がに文明國だけ感心です。

肺病治療所 などの内では、痰壺の配置は着いて居りますが、多くの病人は大抵自身で携帯して居ります。我國の今日では、病院又は公衆の群集せる場所には痰壺の備は見へますが、餘り多くの人が使用て呉れませぬ様だ、甚しきは彼の官署内而かも衛生に直接關係ある其人が、廊下又は課室内に略出して敢て憚らない様亦有様である。或人は是ではまだ文明人の資格がないと絶叫せらるゝは尤もの様に思はれる。『池原醫學士洋行談』

他に西洋造の爲めに室内及び室内空氣の不潔とあるの理由は例の西洋窓なり窓は何個あるとも皆床（ま）より少くも尺餘上方に之を附け入口は出入を兼て一ヶ所よりもなきもの多く其入口は例の西洋戸なるを

以て下の敷居を床よりも高くしあり我國の疊と平なる敷居に紙の戸（障子）を嵌め之を開けば室の中の少くも二分の一は開放され外は一段低く縁端となり其先には戸なく直に庭園となる構造に比して掃除の際西洋造の如何に塵埃の出難きよ、掃き出し難きよ況して敷物には塵の固着する絨氈又は段通を用ゐるあり塵の積りある事明ならずや洋人は寢臺を用ゆれども日本人は直に此上床板に眠る、眠りたる周圍を他人歩行すれば其塵は皆眠るもの、肺に入ると知るべし（カーペット、グ
シ段通其他床を掃除する器械あり西洋にて
は窓の下に掃き出し口を附けたるものあり

西洋にても此頃肺病院を造るに大底は窓を天井より床まで通しと
す事とせり

以來我國に西洋造を造るも必らず此心あかるべからず學（ま）校（が）殊（に）然（り）
とす（小兒の爲めあぶなれば）
とす（下方丈は鐵棒を用ゆれば）
絨氈又は段通は洵に掃除し難く普通の筈にては不都合あり疊ならば
何の面倒もなし

以上西洋造の肺病を生ずるの原因たり（行中）

且西洋造は窓にガラスを用ゐる戸は木板にして空氣の交換する事なし殊に西洋間に日本の火鉢を用ゆるに到ては空氣の化學的不潔とある事甚しきなり

衛生上塵埃を恐るゝの理由は塵埃中に病毒あるがゆへなり肺病の病毒を混するの理由は痰の始末焼棄るか又は厠に投すべし宜しきを得ざるに二には患者の無意味に咳を爲すに因る

人密居するときは結核の發生多し密居は室内の空氣をして化學的に不良ならしむるは勿論なれども又塵埃を増加し塵埃に結核菌の混和するの一事空氣の理學的に不淨最も結核發生の原因たらざるべからずクローレル氏はバーデン(獨逸の一州)の統計表より左の有益なる關係を得たり

第一種	八一五個の住室あるもの	二・二九人
第二種	七四五個〃〃	二・六六人
第三種	六四五個〃〃	三・一〇人
住民千人に付		結核死亡數同上(千人に付)

第四種	五四七個〃〃	三・二〇人
第五種	四七〇個〃〃	三・二三人

如此住室疎密の結核死亡數に及ぼす關係は又田舎に於ても同一なり
學友東京府技師遠山椿吉君は昨年(明治三十五年)三月より如何に結核菌が人跡到る所に滲透せるかを證せむと欲し學校停車場公廳官舎等に於て塵穢を採取し之が中に菌の有無を検せる事一百十四回而して此中菌を發見せる事十回なりき先年岡田博士も同様なる試験を爲せり豊寒心せざるを得むや

鐵道には先頃より列車給仕なるものを置き乗客の用を辨するの外、車室内の掃除を爲さしむ甚た可なりといへども其掃くや塵埃雲を爲し給仕自身は勿論給仕は呼吸器を用ゆべし乗客をして無數の微菌を吸入せしむ客にして辨當にても用ゆるあらむ乎微菌を喰はざるべからず此塵埃を作る所以のものは我國人の靴を使用するに當ても之を拭ふの道を知らざると列車には下駄の儘入るを許しあると一般公德觀

西洋にては烟草も
禁じあるを例とす

レスピレーター

衆の雜踏する所に用ゐて奇効を奏したりと云ふ
 子の法は即日より何人も之を實行する事を得て價亦極めて廉なり
 此鋸屑を散布した後掃くの法は一の利あり鋸屑を隅々までも撒き置
 くときは奉公人は隅の隅まで掃かざるべからず若し横着をきめ込む
 ときは鋸屑の存するを以て主人に不勉強を看破せらるゝを以てなり
 「居候角な座敷を圓く掃きば行ゐ難く大恐慌を來すもの豈それ獨居候
 のみならむや
 要するに塵埃を除き之を避くるを以て豫防は勿論治療の最大要件と
 す故に室内に在ては室の各隅(入隅あり)を圓形に爲し塵埃を溜るとな
 き様にし又西洋造なるに係はらず窓を天井より床まで「通し」に爲し日
 本の縁先(縁側)の如くすべし是掃除に便利なればなり
 結核を防禦し之を撲滅せむには先づ痰の始末を嚴にし掃除に重きを
 置き而して各自身體の強壯を圖るべし此強壯法に就ては予の「健者攝
 生法」(本書四四四頁)を參考せらるべし

○國定病類綱目 Reichs-Krankheitsregister 撰定ノ必要

竹 中 憲

疾病ノ盛衰ハ統計表ニ因リ之ヲ知り疾病ノ性質ヲ研究スルニ當リ資
 スル一尠カラザルハ勿論行政醫學ノ上ニ一日モ缺クベカラズ然ルニ
 結核ノ増加ノ如キ今日ハ陸軍ニ關スルモノヲ除クノ外殆ンド科學ノ
 材料トナルベキモノナシ是豈斯道及ビ國家ノ一大缺點ナラズヤ
 最モ重キ關係ヲ有スル内科ニ關シテハ予ノ調査ニ據ルニ病名約三百
 ニシテ足ル矣次テ之ヲ系統ニ區分スルニ多少ノ議論アルベキモ此區
 分ナルモノ最大切ナリ之ニ因テ毎年二回差出シツ、アル吾人ノ表ハ
 定マルモノナリ(縣ニ因リ此届出チナリ)
 結核ハ西洋ニ於テモ増加セルハ事實ナルモ西洋ニ於テモ稍古キ記録
 ニ就キ統計ヲ見ムトセバ病ノ名稱不完全ナル爲メ十分ノ結果ヲ得ズ
 例ハブレーム氏 Behner ハ寺ノ過去帳(西洋ノ風トシテ寺ノ方役場
 ヨリ重要ニ基キ過去一百年ノ死亡病名ヲ調査シタレドモ殆ンド其病
 名ニ因テ結核ナルヤ否ヤヲ知ルコト難キヲ以テ折角ノ勞モ何ノ功ナ

キナリ例之バ左ノ如キ病名アリ

Lungenvereiterung (肺化膿)

Eiterbrust (膿胸) (今日ノ吾人ノ膿胸ト)

Innerliches Brustgeschwuer (内部胸潰瘍)

Eiterbeule der Lunge (肺膿瘤)

Nervoese Brustvereiterung (神經性胸化膿)

其孰レガ結核ニシテ孰レガ非結核性ナルヤ不明モ亦甚シ獨逸ノ五拾年前實ニ斯ノ如シ

二十世紀ノ今日ニ於テ我國ハ如何今日尙奇々妙々ナル病名(診斷書上ナレバ恕スベシト雖)堂々タル死亡届ニ現ル、ナリ予ハ當局者ノ國定病類綱目(陸軍用ノ者ハ夙ニアリ文部亦近年之ヲ定ム多少異論アレドモ)ヲ制定セムコトヲ望ムヤ久シ綱目ヲ示スモ蓋先生ハ依然トシテ感冒ノ爲メニ死スノ届ヲ出スベシト雖、系統的統計ヲ届出シムルニ當テハ大ニ益アリ目下尙日本ニ於テ使用セラル、病名左ノ如シ(田中祐吉君、醫事週報ニ掲ケタル所ニ據ル)

脾胃虚弱、胃性タタマス、搐搦、胃弱兼上衝、先天性ホループ、瘰癧、蛔結、嘔吐、膈風、癆膜炎、胎毒、胃管狭窄、驚風、腸硬結、胃軟化、大水腫性皮膚炎、食核炎、第八類胃弱、中寒、肺充血、瘧疾、腰水症、加答兒熱、振蕩、髓風病、感冒熱、肺萎縮、肺病、洗天毒水腫、全身麻痺、瘧疾、卒中風、血寒病、流汗性感冒、食傷、肝臟熱、眼痛、腸痛、枯勞、肺不全、子宮血症、鬱血性腦充血、吐膿肺勞、心萎縮、初生兒大便閉、白帶下、尿腸炎、全身水腫病、傷冷毒、忍性肺炎、腦勞病、瘧風、瘧口、腦前病、心臟麻痺、生活薄弱(和泉國泉南郡役所明治三十三年病類表)

今ニシテ後ヲ思ハザレバ到底有益ナル統計ハ之ヲ望ムベカラズ予ハ舊著(日本小内科學)ニ言ヘルコトアリ

『開業醫(病院モ)ハ一年一回又ハ二回地方政廳ヨリ自己ノ扱ヒタル患者數及ビ疾病ノ系統類別ヲ報告スベキヲ命ゼラル、コトアリ此際傳染病ノ項ヘハ法律規定ノ八病ノ外入ル、ベカラズ行政上ノ意味ニ於テ傳染病ト稱セルトキハ八病ノ外ナシ
病名分類ハ元來中央監督廳ニ於テ豫メ病名綱目ヲ規定シ置キ(何病ハ何系統ニ入ルト云フコトヲ)之ニ據テ統計ヲ作ラシメザレバ何ノ比較ニモナラズ蓋シ今日迄吾人ノ作リテ差出シタル諸表ハ何ノ益モナカ

ラム何トナレバ分類法タルヤ各學者隨テ各醫師各之ヲ異ニスレバナ
リ之ヲ例スレバ左ノ如シ

脚氣

- 甲 ハ傳染病ニ
- 乙 ハ全身病ニ
- 丙 ハ神經系病ニ
- 丁 (予ノ如キ)ハ中毒症ニ

「マラリア」

- 甲 ハ傳染病ニ
- 乙 ハ寄生蟲病ニ
- 丙 ハ全身病ニ

「レウマチス」

- 甲 ハ傳染病ニ
- 乙 ハ關節病ニ
- 丙 ハ全身病ニ

梅毒

- 甲 ハ傳染病ニ
- 乙 ハ生殖器病ニ
- 丙 ハ全身病ニ

腸結核

- 甲 ハ消化器病ニ
- 乙 ハ傳染病ニ

肺結核

- 甲 ハ呼吸器病ニ
- 乙 ハ傳染病ニ

故ニ何縣ハ何系統ノ疾病多シトカ少シトカ云フモ夫ハ少シモ信ズベ
キ値ナシ(明治二十六年稿)

若シ學問上ノ傳染病ヲ悉ク傳染病欄ニ入ルトキハ一縣下ノ傳染病非
常ニ多ク地方長官ノ迷惑察スベシ大ニシテハ帝國ノ傳染病數大ニ昇
リ外國ニ對シ辱ナキ能ハズ恰モ北海道ニ於ケル私生兒ト同様

北海道敢テ私生兒多キニアラズ北海道人ハ社交的正式ノ結婚ヲ爲スモ法律の正式ニアラザルモノ多キヲ以テ届出ハ私生トナル情ヲ知ラザレバ此ノ如キ誤ヲ生ズ故ニ私生兒ニ品行的ノモノト情實のノモノト二種アリ臺灣及ビ外國殖民地素ヨリ同様ナリ統計ヲ作ルヤ此ノ如キ細事ヲ願ザルベカラズ

軍隊ニ於テ結核ノ増加スルハ彼我共ニ然リ明治二十年ニハ一萬人ニ付僅カニ十一人ナリシモノ漸々増加シ明治三十三年ニハ一萬人ニ付四十四人トナレリ陸軍ノ統計左ノ如シ

年	兵一萬人ニ付新患	死	除	役
二十一年	一一・五四	二・八四	七・七〇	
二十二年	一五・九七	四・〇九	八・六〇	
二十三年	一五・八二	四・四九	九・三八	
二十四年	二三・〇七	五・〇三	一三・六九	
二十五年	二四・一六	二・九五	一七・〇九	
二十六年	二三・八八	二・二七	一六・二六	
二十七年	二二・四八	二・一九	一六・六三	
二十八年	二九・九六	三・一七	一三・二一	
二十九年	二八・〇〇	二・四〇	一三・五〇	
三十年	三八・七〇	二・六〇	三三・六〇	

由是觀之凡十年間ニ四倍ノ患者ヲ増加セルモノトス民間ニ於テハ如何、明治二十七年(一八九四年)獨逸帝國ニ於ケル醫學的傳染病ノ主ナルモノ、死亡數左ノ如シ

年	チフテリヤ及クループ	百日咳	猩紅熱	麻疹	腸窒扶斯	合計
廿二年	四三・〇〇	一・八〇	三・八〇	四一・四三	一・八〇	一・八〇
廿三年	四四・二三	一・三六	四一・四三	一・三六	一・三六	一・三六
合計	八七・二三	三・一六	八二・八六	八二・八六	三・一六	三・一六

而シテ結核ノ爲メニ死セルモノハ
上記五病ヲ合計スルモ結核病ニ及バザルヲ其差七千一百九十九人我國ニ於テハ殆ンド之ヲ識ルニ方法ナシ病類綱目ヲ作り各病名ノ下ニ(定義)ヲ附シタラムニハ益スル所蓋シ大ナラム

此國定テフ事ガ急ニ行ハレズトスレバ寧メテ一縣ニ於テ其縣使用ノ病類表ヲ作ルベキナリ一縣トスルモ其地方ニ於ケル疾病ノ消長ヲ知ルヲ得テ得ル所ハ僅々ノ利益ニアラザルナリ

此餘白ヲ利用シテ本書印刷中ニ現ハレタルモノ一品ヲ最近雜誌ニ據リ吸入ノ部ニ追加セム

○ザノジン Sanosin ロハルト、シナイテル氏管テ遠洲ノ地ヲ巡遊セル時四北部ノ土民好シテ肺患者ニ「オイカリプス」ノ一種 (Eucalyptus naenhta, Christen) ノ根葉ノ浸劑ヲ用井好果ヲ奏スルヲ見テ奇ナリトシ、之ヲ携ヘテ歸歐シ、生理化學者ノ手ヲ假リテ此葉ノ粉末ト根葉ヨリ製出シタル一種ノ「オイカリプス」油 Oil, Eucalypti Maculatae Christenae ト名ケルモノニ硫黄華 Flores sulfuris 及木炭末 Carbolignus pulveratus トヲ和シタルモノヲ「ザノジン」ト名ケ專賣權ヲ得タリ而シテ該「オイカリプス」油ハ揮發性ナルヲ以テ其粉末ニ〇五チ一小密閉玻璃管ニ容レテ販賣ス

該末ハ灰黒色無結晶末ニシテ固有ノ辛烈ナル芳香アリ

用法 吸入室ノ窓ヲ閉サシ蒸氣法ヲ行ヒ吸入セシム、

(明治三十六年八月十日醫事新聞)

○運動法 Gymnastik.

竹 中 憲

醫患者に告げて曰く「宜しく運動すべし」と而して醫自からは運動せざるあり何故に多くの人は運動せざる乎、良しき運動法なきを以てなり運動は之より何か利益を生ずるものにあらざれば持長して行ひ難し即ち生産的ならざるべからず、用事もなきに歩行する事既に難し予素より學校に於ける體操遊戲を賛成するの一人なれども體操に在ては彼の輕業的器械體操は感服せず又屋外遊戲として例之ば「ベースボール」の如き頗る良しといへども是學校の如き場所に在らざれば目下日本の狀況として行ひ難く米國人の如く發達せしむるは何時なるべき乎之を知るべからず「ベースボール」は實に北米の國民的遊戲なり我國に於て學校に於ける運動法は外觀十分あるが如しといへども是とて中學以上に到れば皆無と稱して可なり此教育程度に於ける日本人は西洋人に比して遙かに大人らしく日本人は早熟にして老衰早し小供の爲すが如き行爲として體操の如き之を好まざるもの多し吾人

は是等高等學生の爲めに言はゞ家庭的に行ひ得べき面白くして後日役に立つべき實用的のものを科學的に研究せざるべからず而して幸に其事の生産的なるものならしめば其幸は國家的幸福なりとす講究の目的として先づ予の考ふるものを一表として示し後に之を各論的に論ずべし

女子の體育は特に注意を要す阿轉婆となり易し

▲筋肉運動

兒	小	人				大
		遊戯的	失費的	生産的	遊戯的	
農園米	配達新聞	入浴	馬車	白轉車	米搗	遊戯的
業藝	乳牛	水泳	舞	舞	能舞	散歩
		水泳	舞	舞	能舞	入浴
		水泳	舞	舞	能舞	相撲
		水泳	舞	舞	能舞	柔術
		水泳	舞	舞	能舞	拳
		水泳	舞	舞	能舞	入散
		水泳	舞	舞	能舞	浴歩
		水泳	舞	舞	能舞	入散
		水泳	舞	舞	能舞	浴歩

▲呼吸(肺)運動

兒	小	人		大
		遊戯的	失費的	
刺笛	喇叭	喇叭	喇叭	喇叭
吹	吹	吹	吹	吹
吹	吹	吹	吹	吹
吹	吹	吹	吹	吹
吹	吹	吹	吹	吹
吹	吹	吹	吹	吹
吹	吹	吹	吹	吹
吹	吹	吹	吹	吹

米搗及白米の法は誤
は其し難き運動に

▲入浴 遊戯欄に入るは少しく妙あれども遊藝にあらず生産的にあらず日本に於ては失費的にあらず西洋にては一回の入浴に一回以上を要す之れを遊戯的に行ふは頗る上等の體操と比すべきものあればなり見よ殆んど間斷なく凡そ一時間の間兩手を動かし就中手拭を以て自から背部を洗ふは恰も棒の體操に比すべく毎日一回之を叮嚀に行へば好個の體育法なり

▲米搗 大に賞用すべきものなり生産的なり宜しく學校に米搗場を設け表門より玄米を入れ裏門より白米を出し其利益を以て痰癘の設備消毒夏期の煮沸水便所の改造を計るべし總て運動法中勝負を決するものは如何に注意を加ふるも敵愾心を生じ仇怨に終る事あり故に擊劍相撲の如きは予は賞用し難し洋書の米搗を論せざるは洋人之之を日用するものあく又人夫の價高き爲め考案の器械にのみ汲々たるに因る(故福澤先生好之)

本運動は讀書しつゝ運動爲し得るの益あり殊に寄宿舎は是に據て白米を得る事妙なり

▲薪割 獨逸人の所謂 das beliebte Holzhacken 頗る良し生産的なり

▲自轉車 頗る良しきも惜むらくは下肢の運動のみ之に對する醫學上の意見は區々にして或は脊柱を彎曲せしめて悪しとか或は之に因て心臟病を治し得たりとか科學の空論數多あり要するに成るべく「ハンドル」を高くし姿勢を正ふべし

▲馬 素より良し然れども大腿股筋肉の運動にして全身的にわらず其汗を流すものは却て落馬の心配より來る頼朝の如き名將すら落馬して死するがゆへに馬は輕蔑すべきものにわらず殊に他人の馬は注意すべし他人も貸すを好まざるものなり

男子多少乗馬の心得を作り置くは軍國の民として必用なるは勿論北海道の如き地に在るもの行くもの共に心掛くべき事とす

女子には餘り感服せず西洋の婦女子の乗馬は兩足を一方におきて腰掛け居るが如き有様なるがブラジル國の女子および印度の「ブレッリ」と稱する人民は男女同様に馬に跨がりて乗る事本邦女子の如し洋風の女子乗法は實に脊柱を曲ぐるものとす又馬は失費的なり

▲短艇(ボート) 可なり然れども數人的なるを以て隨時之を行ふ事難く且失費的なり若し是非とも舟とすれば却て日本の小舟にして艫の方良し「ボート」は上半身の運動なれども艫は全身的なり「ベルツ」博士の如きも大に此意見を有す聞く電話の發明者「ベル」氏我國に漫遊し偶此艫を見て其寸毫も運動を無益に使用するの點なしとて大に之を賞賛し一個を贈ふて本國に送れりといふ洋書のみを讀むものは却て自國の優品を忘却しある事あるは豈夫一個の艫のみならむや

▲拳(けん) は上半身の運動なれども發汗するまでに運動するを常とす勝負的おれども擊劍相撲の如く敵氣を挿むものはわらざるべし室内體操として良し寄宿舎たりとも時間を限りて之れを許可し差支あしと信ず生徒學生早晚何れに於てか之を覺ゆるにわらずや

▲舞跳(英ダンシング、獨タンツ又ダンツ) は過度の運動を爲さしむるものなり且夜會(ボール)は毎夜催すべくもあらず加之午後十時開會夜半歸宅の如き規則となりあるは衛生的にわらず是が文明開化の置土産かと思へば情なき次第あり況んや衣服の美を競はざるべからざる

に於ておや、亞米利加某閑人が夜會に於ける踊の歩數を計算したるに六時間にて五萬六千歩、是を延長せば二十五哩になる由、健者には害なしとするも、薄弱者には惡し殊に貴婦人の「コルセット」にて胸を締るとは非衛生の極

▲弓 是幼年のものに良し胸骨の軟骨未だ軟かきもの之を行へば多少胸を擴ぐるの効あり大人之を爲すもの矢を自から拾ひに行かざれば運動とならず殿様風に家來に矢を集めしむべからず

因に記す、日本人の洋服を仕立つるや概して皆胸巾小に過ぎ且しからず胸はタテと膨れある様爲すべし西洋人の服は背巾よりも胸巾大に大なり

▲柔術・水泳 ともに一定の度まで學び置べし柔術を知るものは一寸轉倒するも負傷する事少し、水泳の時に生命を救ふは論を俟たず予は擊劍よりも柔術の方、必要ありと信す

▲尺八・喇叭・笛の類 肺の深吸氣を催ふして良し塵埃なき場所に於て行ふべし、元來音樂は體育不充分なる人に名人多く且群集の屋内に於て行ふ事多きを以て塵埃を深く吸ひ込むの恐あり西洋に於て音樂家

弓は姿勢を正ふし
全身に力を入るゝ
を要するものなり

に肺結核多きの理由は予の考に依れば體育不全及び塵埃にあるべしと信す

▲玉突 室内運動としては惡からずといへども格別の運動とならず我國にては上流婦人も之を行ひつゝ、あれども元來西洋にては本遊戯は殆んど男子の特有にして婦人は此室に入らざるを法とす故に此室には多く品格あしき繪畫杯を掲ぐ又一の「バックチ」なり

▲狩(遊獵) は不知不識、山野を跋渉し頗る良しといへども失費的にして何人にも應用すべからず又年中平に之を行ふ事難し

▲機(はた) は女子の最好運動あり上肢、下肢を共に此の如く善く運動せしむるもの他にあらず只塵埃を生ずるを以て注意を要す密居の場合には呼吸器を用ゆべし實に生産的にして國を富すは工業の外なし機業の大會社を作りて失敗するもの多きは是西洋風を直ちに日本に應用せむとするがゆへあり日本は當分小にて各個人的に營むを安全なりとす

今の機は「高機」と稱し少しく前に屈するの傾あり従前の「地機」と稱へし

ものは胸を反らし衛生上には却てよし後者は時間を餘計に要す高知縣にては士族の娘も機を學ばざるもの殆んどなし福井地方のものは僅々十五歳にして能く上等品を織る兒童にも適するの證たり

▲糸引 (續ぐ事)亦大に良し上肢及び胸部の體操として妙なり殊に女兒に適す

▲謠曲(うたひ)吟詩義太夫俗謠等 皆肺運動として良し前者は衛生に適す後者も隠れて之を爲す位ならば一層之を公然に練習し耽らざるやう注意すべく又野卑なるものに耳を傾くべからざるは明なり早晚之が改良を要す讀經亦良しといへども之を運動に使用すべからざるは勿論なり

▲踊(をどり)舞(まひ) 大に賞用すべきものとす薄弱なる花柳の蓄之を練習するに依て身體の健康を保ち來りしもの殆無數ならむ野卑なるものを避くれば上流者亦之を行ふて良し男子は舞をまうべし宜哉故福澤先生家庭に舞臺を設く先生の米搗と共に良考案なり

▲養蠶 運動の爲めなりとて爲すものあれども養蠶は最初數日間は

夜間に注意すべき事多く爲めに安眠を得ざるものあり伊達地方は養蠶の舊地なるが女一人にて籠五十枚を作るを常例と爲す蓋し健者にあらざれば能はず因に記す五十枚を以て凡四十圓を得るものあり薄弱あるものも晝間の勤務には服して可なり

▲配達 とは小兒學校に出づるの前新聞又は牛乳を配せしむるものなり(新潟縣刈羽郡にては予の舊知之を實行せしめつゝあり)怠ける小兒には良し

然れども小兒一度校に昇れば運動は之れを勸誘せずとも屋外に出づると同時に十分に實行しつゝあり敢て其の不足を恐るゝことなし予は寧ろ大なる學生をして本法を實行せしめむとす貧書生は實行しつゝあり概して貧書生は食疎にして健富貴の書生は食美にして肺病なり

▲園藝 の業も身體の運動を促すものなれば男女ともに花卉の栽培場を設くる事よし朝顔は早起を誘來する等園藝を爲すの主人たるもの自から庭園巡視の必要あり農業の諺に「第一主人の足跡第二太陽の

光線』と又以て本業の運動を要するの一證なり

學校は宜しく畑を設け生徒に受持を定めて實地の農業を教ゆべきなり小兒大人ともに爲し得て妙なり學田にあらざして「學畑」を作るべし由來農民に文學を教ゆれば自から鋤鋤を手にするを嫌ふものあり徵兵に出たるもの歸郷して其大多數は壘の上に在て命令を下さむとす農村の小學校は宜しく注意するにあらざれば家産を倒すに到らむ是れ予の「學畑」を必要となすの理由の二、獨り衛生の上のみならずなる

▲西洋室内運動 數々あり例一、二

○「ナイン、ピンス」 瓶の如き形の木を九本、廊下に並べ置き球をころがして之を倒す

○「リング、トース」 鐵棒二本を向の方に立て之に向て環を投じ之にはまるやう務む共に船中に於ても行ぬつゝあり

〔運動器械〕

一ゲルトキル氏「エルゴスタート」Ergostat von Gärtner (一の曲柄運動なり)

一マーゲルブルロート氏抗抵器 Die Widerstandsapparate von Mager & Burlot

(古形)

一エーウエル氏艦運動器 Der Ewersche Ruderapparat.

一クノケドレンスル兩氏衛生器 Der Sanitätsapparat von Knocke & Dressler.

一フンケ氏「デナモスタート」Der Funcke'sche Dynamostat.

一ザックス氏棒運動器 Die Stangenapparate von Sachs.

一フェラン氏「エキゾルサイサー」運動器 Phelan's Exerciser (最有名)

▲西洋戶外運動 二三を擧ぐ仔細のとは専門の書にあり

○「ベース、ボール」 米國人の好む所

○「ローン、テンニス」 共に場所を要すると個人的にあらざるを缺點とす

結論

- 一 個人的のもの便利なり、失費的のものは汎く用ゆべからず
- 一 男子は米を搗き、女子は機を織るべし
- 一 入浴の際、勉めて自身に自身の背部を洗ふべし

一男女共に一定の度までは遊藝を學ぶべし(一定の度とは耽らざるを度とす)

一遊戯に屬するものは素より可なり生産的のものは學校に於ても之に便宜を與ふる事と爲したし

備考 故福澤先生の自から米を搗き子女の爲めに自邸に舞臺を造られたるは深く敬服すべき事とす

○牛乳新論

竹中成憲

維新以來滋養物といへば「ソップ」牛乳葡萄酒に指を屈し「ソップ」の滋養分なきは今日生理學の教ゆる所葡萄酒の偽物多く正品は價高く假に正品とするも敢て醫藥にあらず牛乳は如何牛乳の我國に於て初めて用ゐられたるは孝徳天皇の御宇天皇自から之を用ゐ賜ひたるを濫觴とすと聞く又明治の世牛乳屋の先鞭者は東京芝高輪に住せる前田留吉といへる人にして文久元年「オランダ」人より傳習し横濱に於て之を開始せりといふ同人は明治三十五年秋腦溢血にて病死せり

著者曰く
本編初段は本書「健康衛生法」(四四頁)に再出するなり

「クリーム」は牛乳の上澄なり

予は牛乳に就き本邦人の或は迷信しあらざるやを疑ふ牛乳漸々流行を來したれども日本人が牛乳を始めてより日本人の體格は果して維新前に比して上等となれる乎否牛乳行はれてより都て本邦人の薄弱となれるの觀あり維新前のものは牛乳を用ゐずして強實寒中「シャツ」股引足袋を用ゐず而して感冒するもの今に比して少かりき西洋人は殆んど生れたる日より之を慣用し之を飲む事吾人の味噌汁の如し彼等より之を取去らば彼等の困難察するに餘あり之に反して本邦人の堂々たる男子毎朝僅々五勺の牛乳を飲みて大に滋養を得ると信するが如き殆んど迷信といはざるべからず醫學上の分析の結果とするも牛乳は辛ふじて小鶏卵一ヶの價値あるに外ならず去りて餘り多量を用ゆれば胃の無力症を起す見よ上等の西洋人は「クリーム」を用ゆ水多き牛乳を十分に服用するは難きのみならず味も「クリーム」に比して良しからざればなり

體格上等ある學生の學資を裂きて之を購ふものあるは少しく鑑みて可なり予の最も不快に感ずるは貧民の之を迷信するものある事是な

り、家に油なく米あく薬代あきもの、終末の銀貨を投じて之を購ひ之を以て無二の神薬を得たりとするが如きは豈、ホコトンならずや、由來牛の乳は牛の子の飲むべきもの、牛の子の飲むべきものが人間の子に大効ありとは既に天理に反す、まして人間の親の之を常用するに於ておや

然れども一定の病に在て他の平食よりも牛乳の良しき事は明らかにして此點は予も亦同意す、只無病健全立派なる齒を有する大人の之を以て得意の天より定まりたる飲料と心得る事の不都合を戒むるなり、殊に牛乳に據て牛の結核を人類に傳染せしむるの事實あり、爲めに牛乳を用ゆるに當り之を煮さしむるの理由は實に牛乳中の結核菌を殺す爲めなり、豈注意なくして叶ふべき乎、肺病の原因發見者たる獨逸のコッホ博士は明治三十四年牛の結核と人間の結核とは別物なりとの事を主張し始めたるも、全世界學者の多數は之に反對するものにして、牛に結核の多きは事實なり外國種の牛を最も然りとす、最近倫敦のクライン及フストン氏は各種の乳汁を検査して其百中必らず七種は

結核バチルルスを含むとを證明せりと聞く、兎に角屠殺したる家畜を検し之れに結核多き時は其地住民の結核に因する死亡數多きは事實なるが如し、果して然らば家畜の結核は直接人類に害を及ぼすものと知らる、獨逸バーデンに於てクーグレル氏は此關係を調査し左の成績を得たり。

屠殺家畜の結核 千頭中零又は一頭 あるときは	人間の結核死亡數 千人に付二人半強 (二、六二)
全十一頭乃至二十頭	全 二、七六
全廿一頭全 三十頭	全 二、八九
全三十一頭全四十頭	全 二、八九
全四十一頭全七十頭	全 三、一〇(三人以上)

我が農商務省は明治三十四年十月より獸疫調査所に於て先づ健全なる牛十二頭に人間の肺結核菌を注射し置き翌年三月其感冒如何を検するためツペルクリンを注射せしに著しき反應あり依て本年右十二頭を解剖したるに正しくコッホ氏の學說と反對の結果を呈し人間の

肺病の牛に傳染することを確かめたりと聞けり(此項公報は未だ之を見ず)

因に記す、一八九七年(明治三十年)グレーニング、オーベルミュルレル Groening & Obermuller の兩氏牛酪(バター)を鏡檢して前者は百箇中四十七個、後者は百箇中百個皆有力なる結核菌を含有すとの報告を出だし吾人の臆を寒からしめし後、ペトリ、ラビノウキツチ Petri & Rabinovitch 兩氏之を再檢して其結核菌にあらざして形狀、色素反應等大に該菌に似る所の牛酪菌(ブツタル、バチルルス) Buterbacillus)なること分り吾人は大に安心せり(コルチツト氏九九頁)

〔半賛成〕人類ト牛ノ結核ニ就テ

碩學ウイエルヒヨウ翁ハコツホ氏ノ倫敦ニ於ケル演説ニ關シ自家ノ所見ヲ發表シテ曰ク『牛ノ結核ノ人類ニ對スル接種試験ノ得テ望ム可カラザルハ論ヲ俟タザル所ニシテ今後ノ機會ヲ待ツノ他ナシ、只牛ノ結核ガ食物ヨリ人類ニ結核ヲ傳染セシメタルヲ可能ノ場合ヲモコツホ氏カ全ク否認セラレタルハ稍々過言ニ失スルノ嫌アリ、吾人ハ實際

二三ノ類例ヲ慈惠病院ノ材料中ヨリ得又通例人類ニ來ラサル多數ノ發生ヲ示セル甚タ異常ナル腹膜結核ノ二三ノ標本ヲ蒐集シタルコトアリ、吾人ハ此ノ如キ例ヲ目シテ疑ハシキ者トナシ今日尙斯ク信スルモノナリ、而シテコツホ氏ハ新シキ實驗ヲ基礎トシテ氏ノ報告中ニ下サレタル、人類結核ト牛結核トハ殊別ニシテ人類ノ結核ハ牛ニ感染セザルハ、確信ス、テフ定義ニ就キテハ吾人ハ之ヲ認證スルヲ躊躇セズ

只氏ノ定義ハ兩者ノ結核ハ相異ナルモノナリトイフテフ結論ト傳染可能ノ疑ヒニ對スル斷定トノ二ヨリ成レリ、後者ノ傳染可能ニ就キテハ前材料ノ之ヲ證セルト屢ニ述ヘタルカ如シ、前者ノ相違説ハ余ノ宿論ニシテ而シテ長クコツホ氏學派ノ輕侮ヲ被リシ者今ニ至リテコツホ氏ノ證認ヲ聽ク事態頗ル奇ナルカ如キモ事ハ即チ毫モ余ニ取リテ異トセサル所ナリ、余ハ怪ム何故ニ今日迄人ノ兩者ヲ均一視セシカラ余ハ信ズ、病理解剖的ニ純正ノ結節ト認ム可キ結節ヲ有セサル者ハ結核病ト見做ス可カラズ、結核菌ノ存在スル者直チニ結核ト稱呼スルヲ得ズト、余ノ考フル所ニ依レハ從來多數ノ人殊ニ醫家ノ我カ説ヲ解ス

ルニ苦シムハ職トシテ此錯誤ニ因セン蓋シ何ヲカ結核ト謂フ乎ヲ正當ニ理解スルニ非サルヨリハ決シテ永久明瞭ナル概念ヲ得難ケレハナリ

尙ホ諸君ニ揚言ス余ノ臆想ニ依レハ結節トハ只結核菌ヲ有スルモノハ謂ニ非ス吾人ノ所謂結核細胞ナル細胞ヨリ集成セラル者ハ謂ナリ云々(中外醫事新報第五百十七號)

然るに他の報告に據ればウキルヒヨウ翁は全然反對の旨を述べたるが如し左に他誌載する所を記す予に今原文なし暫く之を疑問に置く

○萬國結核豫防會議ノ結果(東京醫事新誌第千二百二十二號)

倫敦ニ開キシ萬國結核會議ニ於テ各部會ヨリ報告セル所ニ就キ滿場一致ヲ以テ左ノ如ク決議セリ

第一 結核菌ヲ含有スル喀痰ハ人ヨリ人ニ結核毒素ヲ傳播スル主要ナル媒介タリ故ニ隨所濫ニ排痰スルコトヲ禁制スベキ事(マルコム、モーリス氏動議)

第二 各公立病院及藥房ハ結核豫防ニ關スル項目ヲ小冊子トナシ之

ヲ結核病患者ニ贈與シ且ツ懷中痰壺ヲ給與シ及其使用ノ必要ナルヲ主張スルヲ要スルハ本會議ノ意見ナリ(プロフェツソル、シムス、ウードヘツド氏動議)

第三 結核ノ豫後ヲ明記シタル結核患者ノ症候及實際ニ施行セラレタル豫防方法ノ任意的報告ハ漸次効果ヲ生ズルノ徵證ヲ示セリ今後此報告ヲ益々擴張シ若シ衛生的行政ノ作為ヲ強ヒ得ベキ地方ニ於テ必ズ之ヲ強制スルヲ要ス(ドクトル、ニグン氏動議)

第四 回復院ノ設備ハ結核撲滅ニ對シテ廢スベカラザル必要方法ノ一部タル事(サー、ジェー、バードン、サンダーソン氏動議)

第五 衛生事務ニ從事スル醫官ハ依然牛乳及牛肉ヨリ結核ノ傳播ヲ防止スル爲メ其權能ヲ利用シ決シテ之ガ盡力ヲ怠ルベカラザルハ本會議ノ意見ニシテ又本會開會ニ於ケル効蹟ノ一タル事(サー、ヘンリー、マクスウェル氏動議)

第六 人類ト畜牛トノ結核異同ニ關シ疑問ノ發セラレタルモノナリ此問題ハ公衆衛生ニ重大ナル關係ヲ有シ又農藝ニ至大ノ關係ヲ及

ボスベキヲ以テ政府ハ直ニ其研究ヲナサンコトヲ當該局所ニ命ジ
又ハ求ムベシ(ドクトル、ヘロン氏動議)

第七 結核ノ豫防ニ關スル國家の大團體ノ教育事業ハ之ヲ獎勵シ且
ツ之ヲ保持スルノ價值アリ此種ノ機關ハ以テ合理的輿論ヲ作爲ス
ルヲ得ベク衛生官吏ノ職務執行ヲ容易ナラシムルヲ得ベク又必要
ナル地方的及國家的法令ノ發布ヲ促スコトヲ得ベシ(サー、ジエーム
クリクトン、プラタン氏動議)

第八 本會議ハ左ノ諸件ニ關シ常置列國委員ノ設定ヲ必要ト認ム

(甲) 各國ニ於ケル結核豫防ノ方法ニ關スル證據及報告ヲ蒐集スル
事

(乙) 右等方法ノ通俗的説明ヲ出版スル事

(丙) 結核ニ關スル學理的討究ノ記錄ヲ保管シ且ツ之ヲ定期ニ刊行
スル事

(丁) 豫防ノ方法ヲ審案シ且之ヲ懲憑スル事

本會議ハ尙結核ノ豫防ヲ目的トスル列國的並ニ國家的大團體ノ

協同盡力ヲ促スヲ以テ必要ナリト認ム(サー、ウキルリアム、プロ
ドベント氏動議)

第九 勞働社會ノ家屋ニ於ケル多數群居、空氣流通法ノ不備、汚垢暗昧
及概シテ反衛生的情態ハ結核病治療ノ機ヲ減縮シ且ツ病機ヲ迎ヘ
病毒ヲ傳播セシムベキハ本會議ノ認ムル所ナリ(プロフェツソル、ク
ルツクシヤンク氏動議)

第十 左ノ問題ヲ次期結核會議ノ宿題トナスベシ結核ニ罹リ易キ體
質ニ之ヲ轉換スベキ方法(ロバン氏動議)

第十一 各國結核撲滅ニ對シテ回復院ヲ設立スルノ必須ナルヲ認ム
ルト同時ニ政府ヲ勞働并ニ貧困社會中ニ結核病ヲ防止スルノ最
良手段トシテ結核撲滅藥施與ノ爲メ慈善家ノ協力并ニ慈善的團體
ノ組織ニ注意セシムベシ(プロフェツソル、ブルアルラル氏動議)

尙ホ別ニ衛生官吏ノ結核牛乳販賣ヲ防止スルノ義務ヲ免除スベシト
ノ動議ヲ提出セシモノアリシモ反對ノ聲多クシテ決議ニ至ラズ又佛
國代表者ブルデルテ教授ハ同國大統領ノ訓示ナリトテ次回ノ結核

會議(三年後)ヲ巴里ニ開會センコトノ希望ヲ述ベタリト云フ因ニ記ス
 獨逸ノウキルヒヨ一及ビホイブテルノ兩教授ハ結核ハ遺傳ニ非ズト
 云ヘルコツホ博士ノ意見ニ同意セシモウキルヒヨ一教授ノ如キハコ
 ツホ博士ノ人類ト畜牛トノ結核ハ全ク別種ナリト云ヘル説ニ對シテ
 ハ全ク反對ヲ表セリト云フ

〔反對説〕

マツク、フアジアン氏 Mc. Fadden 曰ク

○人體感染ノ泉源タル牛乳中ノ結核菌(倫敦に於ける國
 際結核會議)

〔人及牛ノ結核カ同一ノ疾病ナルコトハ恰モコツホノ研究ニ由リテ説
 明セラレタルカ如シ(成憲曰、先年ノ「ナラム」加之人體又ハ牛ヨリ得タ
 ル結核菌ノ培養ヲ以テ「ツベルクリン」ヲ製シ之ヲ病牛ニ注射スレハ共
 ニ反應ヲ惹起ス然ルニコツホハ牛ヨリ得タル結核菌カ人體ヨリ得タ
 ルモノニ比シ牛ニ對スル危險ノ度多キヲ發見シ又解剖的所見ヨリ推
 論シテ腸ヨリ感染スルコトノ少キヲ思ヒ此二點ヲ根據トシテ斬新ノ

意見ヲ發表シタリ然レトモ此説ニ對スル證據ハ充分確實ナラス牛結
 核ノ菌カ人體ヲ感染スルコトナキノ證明ハ固ヨリ未タ擧ラス該菌ノ
 牛ニ對スル毒性ハ或ハ人體ヲ通過シタルカ爲ニ減弱シタルヤモ測リ
 カタシ、原發性腸結核、及結核ト關係アル腸間膜癆ハ牛ニ於テ敢テ少シ
 トセズ牝牛ノ乳殊ニ乳房結核アル牛ヨリ得タルモノハ屢々無數ノ桿
 菌ヲ含有ス云々(東京醫事新誌第千二百三十二號)

○人類結核ノ傳染源トシテ牛乳中ノ結核菌(フアジアン氏)

(成憲曰前記ト同人?)

「コツホ氏ハ次ノ如ク論シタリキ、牛ニ對シテハ牛ノ結核ニ發見シタル
 桿菌ハ人類結核菌ヨリモ強毒ニシテ其差ノ著シキハ以テ鑑別的ニ細
 菌ノ種屬ヲ査定スルニ資スルニ足ル、若シ牛ノ結核菌カ人類ニ結核ヲ
 傳染シウルモノナラハ結核牛ヨリ得タル乳ト酪トヲ食セル人類ノ大
 半ハ理當サニ原發性結核ヲ惹發ス可シ然ルニ原發性腸結核ナル病ハ
 極メテ稀有ナルカ故ニ牛ノ結核ハ人類ニ感染スル者ニ非サル可シ從
 テ此傳染源ノ殄滅ヲ圖レル諸ノ規定ハ無用ナリト

フアジウ氏ハ之レヲ駁シテ曰ク

一、恐ク人類ノ結核菌ハ牛ノニ比シテ毒力弱ク牛ヲ染感セシムルヲ容易ナラサル可シ然モ牛ノ結核菌ハ只牛ニ對シ有毒ナルノミナラス馬、犬、羊等諸々ノ四足獸ニ對スルモ又然リ而ノ一定動物ニ發見セラレタル細菌カ其宿主ノミナラス他ノ多數ノ動物ニ對シ有毒ナル場合ニハ又人類ニモ同シ疾患ヲ惹發シウルハ經驗ノ數ユル所ナレハ牛結核ノ細菌ハ人類ニ對シ同シク病原的作用アルモノト見做スヲ眞ニ近シトス

二、又牛ノ結核菌ハ人類ノヨリモ強毒ナリトイフハ未タ全ク確定セラレタルニアラジ如何トナレハ一ニハ牛ノ結核菌カ人體ヲ通過スル間ニ於テ毒力ヲ失フコトナシトセスニハ同一種ノ細菌ノ間ニモ屢々毒力ニ著シキ差等ヲ生スルモノアレハナリ

三、原發性腸結核ノ疑ヒニ付テハ英國ノ統計ハコツホ氏ノ舉説ト異ナリ凡テノ結核例中約二十六〔プロセント〕ノ腸結核傳染ヲ發見セリ云々〔中外醫事新報三十四年十月五日〕

結局結核會議に於て諸氏討論の結果略々左の如く決議せり

コツホ氏カ細菌學上ノ領域ニ於テ收メラレタル大研究ニ係ラス今日ハ牛ノ結核菌ノ人類ニ傳染セズテフ學說ハ全會一致ヲ以テ否認シ悉ク從來ノ取締規則ヲ遵守勵行ス

附記、本會議ハ第五公會ニテ左ノ拾件ヲ議定セリ

- 一、人類ノ咯痰ハ結核ノ主傳染源タルヲ
- 二、咯痰消毒ニ對シ設備ヲナスヲ(唾壺等)
- 三、一定ノ場合ニハ届出義務ヲ必要トナスヲ
- 四、治肺院創設ヲ要求スルヲ
- 五、凡テ從來ノ結核牛取締規則ヲ遵守スルヲ
- 六、コツホ氏ノ試驗ヲ覆査スルヲ
- 七、國際委員會開設ヲ必要トスルヲ
- 八、結核發生ノ助因(飲酒)ニ注意スルヲ
- 九、學會等ノ結核撲滅ニ盡力スルヲ
- 十、次會ノ問題ハ結核ノ個人的素因ト定ムルヲ

同會に於て或人曰「コッホ氏ノ試験ニ由レハ牛結核菌ハ僅カニ吾人ノ頸腺ニ二三ノ結節ト肺ニ小數ノ結節ヲ形成セシムルニ過キスト云ヘルモ由テ牛乳業者ニ許スニ吾人ニ結核菌ヲ販賣スルヲ以テス可カラス」と奇警なり

〔本邦ニ於ケル試験ノ一例〕

人牛結核原ノ差異ニ就テ醫學博士佐多愛彦氏大阪醫學會雜誌第二卷第六號

佐多氏ハ人結核原ト牛結核原トノ各種試験動物ニ對スル病原性ノ差異如何ヲ研究セントシ「猿、兔、モルモット」ニ就テ、肺病患者ノ喀痰ト牛結核ヲ患ヒタル牛屍ノ肺竈中ノ乾酪様物トヲ其皮下或ハ腹腔ニ注射シ後細カニ該動物ノ發徴殊ニ體重及ビ局所病變ヲ觀察比較シ左ノ如ク言ヘリ

一、兩結核原ノ病原性ハ余ノ試験ニ供シタル猿及家兔ニ於テハ少クモ其惹起セル結核病ノ經過ニ於テ大差アリ而シテ其病變ニ於テモ亦稍著シキ等差アリ即チ猿及家兔ハ牛結核原ノ爲メニ侵サル、ト人

結核原ニ因ルヨリハ急劇ニシテ其病變モ亦擴張ナリ

二、一般ニ結核ニ感受シ易キ「モルモット」ニ於テハ此差異前者ノ如ク著シカラズト雖モ然モ尙ホ經過ニ就テ明ニ同様ノ差異ヲ認ムベシ

三、兩結核原ニ伴ヘル病原性ノ差異ハ病勢ノ緩徐ナルベキ皮下接種ニ於テ著シク急劇ノ反應ヲ起ス腹腔接種ニ在テハ明ナラズ

四、結核原ノ動物ニ催起スル病變ハ唯々其度ニ差等アルノミニシテ其本性ヲ異ニスルモノニ非ラズ從テ此兩原ヲ全ク兩種ノ異屬ナリト認ムルハ穩當ニ非ラズ寧ロ之レヲ一種ノ變態 Variant ト認ムルト至當ニハ非ラザルカ

五、此差異ノ異種ニ基クト變態ニ由ルトニ論ナク牛結核原ハ動物中最モ高等ニ位セル猿ニ向テ尙ホ且ツ人結核原ヨリモ急劇ノ病原性ヲ備フルハ事實ナリ今之レヲ轉倒シテ假ニ類同論法ヲ許スルハ人結核原ハ牛結核原ヨリモ人類ヲ侵スノ性急劇ニシテ牛結核原ハ其性或ハ甚ダ薄弱ナルモノアルベシ然レモ人結核原ガ久シキニ互リテ遂ニ動物ヲ斃スガ如ク牛結核原モ亦人ヲ侵シ或ハ之レヲ滅スノ危

害アルモノト看做サザル可ラズ

六、故ニ余ハ曰ハントス牛結核原ハ人ニ向テ人結核原ノ如ク危険ナラズ然レモ全ク危険ナシト思フハ非ナリト而シテ此結論ノ果シテ正當ナルヤ否ヤハ尙ホ多數ノ試験ヲ俟テ之レヲ決セザルベカラズ〔中外醫事新報第五百四十九號三十六年二月五日〕

牛乳に關し有益なる記事日本消化機病學會雜誌三六年三月十五日にあり

夫れ進歩は變化なり變化なくは進歩の證跡なし諸般の科學皆然らざるはなし法科の如き論理を基礎とせるもの其定論とする所必らず萬代不易なるべきに彼にして尙且つ然り定論の動搖を見る況んや醫科の如き天然の微妙を説明し人爲以外の顯象に對し時として空論虛文を放つの科に在ては學說の千變萬化素より其の所故に「心機一轉」は醫學者として具備すべきの性あり宜哉醫海に一轉二轉三轉者の多き近くは牛の結核に於て之れを見る事上述の如し
兎に角結核は牛に甚だ多く其乳腺に結核あるものの乳を飲用すると

きは牛の結核を牛より人類に傳染せしむとは今日まで醫學社會一般の定説なりき故に牛乳は之を煮沸して用ゐしめたり予の記憶に因れば此注意を本邦に於て始めて吾人に與へたるは緒方博士なり

然るに上述の如く明治三十四年獨逸の彼のコッホ博士は其七月二十三日ロンドンに於て開かれたる結核會議に於て演説して曰く牛の結核と人の結核とは全然別物たり互に傳染の恐あしと果して然るや否やは輕卒に定め難きも博士は細菌學の泰斗にして醫界に信用深き之士あり氏をして之を言はしむる以上は殆んど疑を容るべきにあらず尤も新説を出すときは之に對する相當の反對者を生ずるものなり右の新説に對しても翌日同一會議に於て博士ブルアーデル氏新説の信すべからざる事を述べたるのみならず爾來諸國本邦にてもに於て是が研究に従事しつゝあり

因に記す

予之をベルツ恩師に聽く昔海船の發明あるや人曰く之に依てアメリカ大陸と歐洲との間大西洋を航海し得べきやと學者皆曰く得べからず船の容積小にして航海日數に應ずるの石炭を載すべからずと獨リヘルムホルツ

氏は曰く「予は之に答へず」と豈圖らむ此事を記載せる書物は一漁船に依てアメリカ大陸へ來れりヘルムホルツ獨り賢者なりしと實に學者卓上の空論は世を誤るること多し「チヤン」の天圓地方論の如き航海者の笑草となれるに係はらず古き補助貨幣に其形を留めて尙今日に之を傳ふるが如き亦一例なり羅典の諺に曰く「フマヌーム、エスト、エルラーレン」Humana est errata(誤謬是人間)と近くは地球の引力を否認するものあり

衛生を重するに就ては學說區々たる醫學に在ては決して一大家の説に安すべきにあらず差詰牛乳に就て此結核非傳染説あれども矢張牛乳は従前の如く煮て用ゆるを良とす

今回我農商務省は畜牛取締規則を出せり

明治三十六年農商務省令第四號畜牛結核病豫防法施行規則摘要

- 第八條 検査ヲ行フ場合ニ於テハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ルモノト否トナ問ハス臨床的診察ヲ爲スベシ
- 第九條 「ツベルクリン」注射ニ因リ攝氏一度五分以上ノ増温ヲ呈シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ重症結核病ニ罹リタル畜牛トス増温攝氏一度五分ニ達セザルモ臨床ニ結核病ノ症狀重大ナルモノ亦同シ
- 一 乳房結核
- 一 重症結核

一 汎發結核

一 前各號ノ外著シク營養ヲ損害セル結核諸症
 「ツベルクリン」注射ニ因リ攝氏一度五分以上ノ増温ヲ呈シ臨床ノ症狀ナク又ハ其ノ輕微ナルモノハ之ヲ輕症結核病ニ罹リタル畜牛トス増温攝氏一度五分ニ達セザルモ臨床ニ結核病ノ症狀ヲ認識シ得ルモノ亦同シ

- 臨床ニ認ムベキ病徵ナクシテ「ツベルクリン」注射ニ因リ攝氏一度以上一度五分未滿ノ増温ヲ呈スルモノハ之ヲ結核病ノ疑アル畜牛トス
- 第十條 検査員検査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スベシ
- 一 健全ナル畜牛ニ付テハ第三號様式ノ健康證ヲ交付ス
- 一 重症結核病ニ罹リタル畜牛ニハ右耳ニ直徑五分ノ圓形孔ヲ穿ツ
- 一 輕症結核病ニ罹リタル畜牛ニハ右耳ニ第四號様式ノ耳標ヲ付ス
- 一 結核病ノ疑アル畜牛ニハ右耳ニ第五號様式ノ耳標ヲ付ス

前項第一號ノ健康證ハ次回検査ノトキ之ヲ返付セシメ第三號及第四號ノ耳標ハ之ヲ付スヘキ事由消滅シタルトキハ之ヲ除去スベシ

畜牛結核病豫防法に依る検査員執務規定

- 第一條 検査員は其職務の執行に關し上司の指揮命令を遵奉し公平誠實を旨とすべし
- 第二條 検査員は結核病に罹り又は其疑ある畜牛の所有者又は管理者に

若核病の豫防制過に關し必要なる事項を指示すべし

第三條 畜牛の所有者又は管理者中其畜牛の種類を誤り又は知らざるが爲め法令の規定に違反せる者あることを發見したるときは懇篤に之を説諭し法令の規定に依らしむべし故意に法令に違反せる者に關しては直に告發の手續を爲すべし

第四條 検査の爲め奉付たる畜牛は成るべく其外観に依り健康なるものと異状あるものとを區別し各別に之を繋留せしむべし
ツベルクリン注射の方法に依り検査を行ふ場所には成るべく寒胃を防止消毒に便なる施設を爲すべし

第五條 ツベルクリンは稀釋したるものと否かを問はず光線を遮りたる清涼なる場所に置くことを注意すべし

第六條 注射に用ふるツベルクリンは濃厚ツベルクリン一分に二百倍の石炭酸水九分を加へて之を稀釋すべし

稀釋の爲めに用ふる石炭酸を溶解するには煮沸水を用ふべし
第七條 検温器は感度鋭敏にして標準すべき正確なる検温器に對照して度数の加減を明確にしたる堅牢なるものを用ふべし

第八條 注射器は注射に用ふる前又は注射に用ひたる毎に二十倍の石炭酸水又は酒精を以て消毒を行ひたる後煮沸水にて洗淨すべし

第九條 左の畜牛は検査猶豫の取扱をなすことを得
一 結核病以外の疾病又は傷痕の爲め検査を受くること能はざるもの

一分娩前一箇月以内若くは分娩後十日以内のもの
第十條 ツベルクリンの注射を行はんとするときは其日の朝夕及び正午に於て體温を検すべし

第十一條 ツベルクリンを注射すべき部位は頸部の側面とし限り二十倍の石炭酸水又は酒精を以て消毒すべし

第十二條 ツベルクリンは左の分量に依り注射すべし

一大牡牛 ○六乃至○七立方仙迷

一成牛 ○五立方仙迷

一歳以上二歳未満の畜牛 ○三乃至○四立方仙迷

一歳未満の幼牛 ○一乃至○二立方仙迷

第十三條 ツベルクリンを注射したる後第八時より第二十二時に至る迄二時間毎に體温を検すべし二十時間以内にて常温に復するときは其後體温を検するを要せず

前項の場合に於て第二十二時に至り畜牛の發熱稍留して下降せざるときは第三十二時に至り更に體温を検すべし

第十四條 畜牛の診察は検査委員中主任獸醫に於て之を爲し助手獸醫は單に補助の職務を行ふべし

第十五條 結核病に罹りたる畜牛は之を撲殺若くは鎖鋼する迄の間健康及び結核病に罹りたる疑ある畜牛を隔離せしむべし
結核病に罹りたる疑ある畜牛は検査後直に隔離を命ずべし

第十六條 畜牛の鎖鋼を命するときは左の事項を指示すべし

一 輕症結核病に罹りたる畜牛と同一の畜舎に他の畜牛あらざるときは之を其畜舎に繋留し結核病に罹りたる疑ある畜牛及び健牛を入れしめざること

一 輕症結核病に罹りたる畜牛と同一の畜舎に他の畜牛ありたるときは輕症結核病に罹りたる畜牛を在來の畜舎に置き他の畜牛は之を別舎に移さしむること

一 前號の方法を實施し難き場合に於ては土壁、木壁其他堅牢なる隔壁を以て畜舎内を分莊し結核病に罹りたる畜牛と他の畜牛を各別の場所

に繋留せしむること
一 輕症結核病に罹りたる畜牛は他の畜牛と交通を絶たしむること但し牝牛にして健康なる牡牛に交尾せしむる場合は此限に在らず

一 本條第一號乃至第三號の場合に於て畜舎に附屬する運動場あるときは輕症結核病に罹りたる畜牛及び其他の畜牛に付各別に運動場の區域を指示すること
一 輕症結核病に罹りたる畜牛は指定したる畜舎若しくは運動場以外に出さしめざること

第十七條 前條の規定は第十五條の場合に之を準用す

第十五條第二項の畜牛は検査員に於て場所及び方法を指示して放牧又は使役を認許することを得

第十八條 隔離又は鎖鋼を命したる畜牛の所有者又は管理者に於て誤渡

其他正當の事由に依り隔離又は鎖鋼の方法若しくは場所の変更を願出つるときは前二條の規定に依り更に之を指示し變更の場所他の警察官署の管轄區域に亘るときは其所轄警察官署に通知すべし

隔離又は鎖鋼を命したる畜牛を屠殺の爲め隔離又は鎖鋼の場所より牽出すことを願出づるときは病毒の散布を防ぐに足るべき施設及び屠殺すべき場所并に期間を指示し之を許可すべし

第十九條 検査員は隔離又は鎖鋼を命したる畜牛を隨時監視すべし
第二十條 重症結核病に罹りたる畜牛より採取したる乳汁は採取後直に石炭酸水又は石灰乳を混じ其漏出を防ぎ廢棄處分を行ふべし

第二十一條 重症結核病に罹りたる畜牛の撲殺は検査確定後十五日以内に之を行はしむべし
前項の畜牛を撲殺を行ふべき場所に牽行く場合には病毒の散布を防ぐに足るべき施設を指示すべし

第二十二條 消毒の方法埋却すべき屍體の措置屍體又は畜牛を移動する場合に於ける病毒の散布を防ぐべき施設及び結核病に罹りたる畜牛の乳汁屍體其部分并に病毒に汚染し又は其疑ある物品を埋却すべき土坑場所に付ては獸疫預防法施行細則及び獸疫預防心得の規定を準用す

畜牛結核病豫防心得(明治三十六年農商務省告示第百六十九號)

畜牛結核病は他の獸畜傳染病と自ら其性質を異にし病性頑固にして汎く

牛群に蔓延し人畜衛生及び農業經濟に及ぼす危害極めて大なり抑々本病は歐羅巴種牛の一部に原發し漸次各國に傳播せしものにして從來本邦土產の畜牛は殆ど之に罹るものなかりしも外國種雜種の畜牛増殖するに隨て結核病は年を逐うて蔓延し其勢の熾なる底止する所を知らざるものゝ如し今に迫んで之が制遏の法を講ぜずんば他日防禦の策なきに至らん畜牛飼養者は單に法令のみに一任せず能く本病の性質を知悉し各自警戒を加へ日常自衛の法を怠らざるを要す仍て左に本病の性質原因傳染の狀態及び自衛法の要點を掲ぐ

第一項 結核病は結核菌と稱する一種の細菌に原由する慢性難治の傳染病にして家畜の中牛、家畜最も之に罹り易く罕には馬、犬、羊、山羊、家禽等に傳染す牛に於ては主として肺臟、胸膜、腹膜及び淋巴腺に發し又關節、乳房、生殖器、腸及び腦を侵すことあるも他の臟器に發するは稀なり馬、豚、雞、犬に於ては主として腸及其他の腹腔臟器の結核を見る

結核菌は病原菌の中比較的抗力に富み乾燥するも容易に毒力を失はず能く濕熱、腐敗作用に耐ふ乳汁の如き液體中に在りては熱に對する抵抗力薄弱にして攝氏七八十度の熱を加ふれば概ね五分時乃至十分時にして毒力を失ふ腐敗物中に在りては百餘日間毒力を存することあり消毒薬に對する抵抗力も亦他の病毒を異にして克く昇承に抵抗し其百倍濃液の如きは十數時の後始めて僅に結核菌を殺し得るのみ獨り日光の消毒力は較く強く數分間乃至數時間にして其毒力を失はしむ

第二項 從來結核病傳播の原因に付ては重きを遺傳に置きたりと雖實驗に徴すれば疾病其のもの、遺傳は稀有にして僅に素因を傳ふるに過ぎず牡牛の生殖器結核は交尾の際牝牛に傳染することなきにあらざるも牡系より胎兒に傳染せし適例は未だ證明するを得ず又牝牛の結核病は胎盤に發生する、或は其血液の中に多數の結核菌を含有するにあらざれば胎兒に傳はる事なし故に胎内傳染の例も亦極めて少數に止るものとす

第三項 結核病は他の傳染病の如く概ね出産後傳染に由る傳染の本源は結核病牛其のものにして病毒は専ら呼吸、唾液、唯液、乳汁、創液、糞尿等に含有せられ直接又は間接に他の健獸に傳染す但し間接傳染の媒介となるものは畜舎、金内器具、蹄車取扱人等なり

第四項 結核病毒侵入の徑路は呼吸器及び消化器にして稀には皮膚及び粘膜の創傷より侵入す其最も普通の傳染狀態は左の如し

一 呼吸器は結核病毒の侵入する普通の徑路にして畜舎内の傳染は概ね之に基く是れ呼吸器結核の多き所以なり結核病毒は咳嗽の如き深強の呼吸をなす際喀痰霧狀をなして呼吸中に飛散し又は塵埃に含有せられ健牛の吸入する所となる換氣不其にして殊に多數の牛の密棲せる畜舎に於て此危險最も甚しとす

二 消化器傳染は呼吸器傳染に比すれば較く渺なくして結核病毒を含有せる飼料、草、飲料、水、乳汁、結核臟器等を攝取するに由る馬、豚、雞、犬等の

結核病は概れ此原因に出づ
三 糞は呼吸器傳染の外屢々結核菌を含有せる乳汁又は渣乳を飲用するに由て本病に感染す

第五項 結核病傳染の難易及び其病勢は病毒の多少、性質に由るも雖も又大に動物體質の強弱に關す體質強健なれば假令病毒に觸るゝも容易に之に感染せず之に反し體質虛弱なれば傳染し易く且重症に陥るの傾多し之を素因と謂ふ

主要なる素因は胸廓の發育不全、營養不給、呼吸器及消化器の加答兒にして其他不理の搾乳、不其の飼料、換氣の失宜、小舎内畜牛の密集、運動の不足、早齡の交尾等は何れも素因たらざるなし故に畜牛の飼養者は努めて這般不潔生の事項を避けざるべからず

第六項

一 畜牛の所有者又は管理者は平素畜牛の健康状態に注意し咳嗽、淋、巴腺の腫脹、毛毳の粗硬、其他結核病の疑を生ぜしむる徵候を認むるときは直に獸醫を招き臨床的診察并に「ツベルクリン」の注射を請ひ本病に罹りたるもの又は其疑あるものは自家の牛群より排斥し健牛のみを以て蕃殖を圖るべし

二 健牛と病牛との隔離を履行し相互の交通を絶ち病牛には特別の器具を用ひ成るべく異りたる管理人をして之を取扱はしむべし已むを得ず同一人をして健牛をして并に病牛を取扱はしむるときは毎健牛

を先にし次で病牛の管理をして後石鹼水、石炭酸水等を以て其手指を洗滌すべし

三 輕症結核病に罹りたる畜牛又は結核病の疑あるもの、産出せし糞は出産後直に母牛より之を隔離し攝氏八十度以上の熱を加へたる健牛の乳汁を以て人工的哺乳をなすべし哺乳器及び哺乳者の手指は殺菌石鹼水を以て之を洗滌すべし

四 購入したる畜牛は先づ別舎に繋ぎ臨床的診察及び「ツベルクリン」注射を行ひ健全と認めたる後にあらざれば自家の牛群中に混入すべからず

第七項 結核病牛の附近には豕、鶏、犬等を接近せしめざる様注意すべし
第八項 排水設備の良否は畜舎内外の空氣の淨否に大に關係あるものにして排水法不完全なるときは排泄物及び其他の汚物は停滞して大氣は其發散せる不淨の分子を含有すべく動物は此の如き不潔の大氣を呼吸するに因て終に其健康を傷ふに至るべし故に畜舎内外の排水設備は完全ならむことを期すべし

第九項 病牛の糞尿、其他の排泄物、碎糞等は充分に消毒を行ひ病毒の浸潤したる床土、運動場の表土等は新鮮なる土砂と取換ふべし
本項に依り消毒したる排泄物等は充分日光に曝したる後肥料として使用するは妨なし

第十項 重症結核病に罹りたる畜牛の乳汁は法律の規定に従ひ廢棄處分

を行ふこと言を俟たずと雖も輕症結核病に罹り又は其疑ある畜牛乳汁も危険の處あるが故に攝氏八十度以上の熱を加へたる後に非ざれば人畜の飲用に供せざるを安全なりとす

又農商務省にては西ヶ原農事試験場内に獸疫調査部あるもの設けありしが今回之を獨立せしめ獸疫研究所と爲さんとして之に要する豫算一萬二千餘圓を要求する等なりと聞けり

少しく婆心に過ぐるも予の舊著肺病養生法に左の記事あり

牛乳は煮沸して用ゆるを良とすと雖其煮沸の後上に浮ふ所の皮膜又ねばどいふを取去る可らす是最も滋養分を含むものなり

是膜々予の目撃する所貴重なる金を投して水を飲まざるやう注意せしめらるべし

近來高水壓(一平方インチに四十五萬ポンド)を用ゐて牛乳中の菌を殺滅するの法を考へたるものあれども實用には到らず

○結核患者自他豫防法 Prophylaxis d. Tuberculose für die schon Erkrankten & deren Umgebung.

竹中 成 憲

此豫防法を論ずるに當り我社會を左の三種に區別するを要す

甲 第一 健康なる人

乙 第二 結核患者

丙 第三 結核患者と同居又は之を看護する人

甲に對するものは「健者攝生法」(四四四頁)にて大略足るべし而して甲に適當なるものを直に乙に適用すべからず第一は健者なれども第二は薄弱なる病者にして第三は健者なれども病者と同一なる危險の裡に在ればなり今乙に對する方法を講せむとす即ち患者同居者看護者に對する説明方針なり

本人既に患者なるに豫防を勵行するときは本人の疾病を嫌ふて健者之を行ふに似たるの感は本人に於て起るべしと雖本人の之を自己の爲めに守るべき理由あるあり夫れ肺結核は全身の疾病にあらざるは

勿論最初は肺全體の疾病にもあらず僅かに兩肺中一ヶ所に始め一個の病竈を作り若し治せざるときは其所より結核菌を血液あり又は淋巴ありに因て他の健康部に輸送し茲に新病竈を作るものとす斯の如くにして遂に全肺に蔓延す故に初期たりとも患者咯痰を粗末に取扱ふときは己の咯痰より出でたる結核菌を再び吸入することになり其結核菌が再び一度舊病竈に入るものならしめば敢て憂ふるに足らざるも左様甘く行かざることは明にして他の健康部に入り本人は既に結核に罹るべき素因を有するを以て茲に直に發育すべし眞の健者は結核菌を吸入するとも其大多數は病竈を作るに至らずして云はゞ一種の消化を受け無害とあるものなれども肺患者は然らず何となれば患者は素因を有し眞の健者は素因を有せざればなり元來結核なるものは結核菌のみを以て起るものにあらず結核に罹るべき素因を具備するにあらざれば發生せず故に健者の鼻腔には結核菌生存すること頗る多く而して茲に結核を起さず結核菌發見當時は左の如く言へり『結核菌なき結核は存在せず』と

然るに今は左の如く言ふを至當とす

『素因なき結核は存在せず』と

尙は新菌吸入の危険を説かむに例之は腸チフス患者は己れの體内に(汗までも)無数の腸チフス菌を腹藏す故に一個二個の腸チフス菌が彼の身體へ新に入り來りたりとて本人の爲めには馬耳東風たり肺結核患者は即ち然らず僅々一個の新結核菌を肺の新品に受けむか彼の危険は更に十倍するものなり兩病共に原因は同じく細菌たりとも日を同ふして論すべきにあらず

據之觀之ば患者自身の本豫防法を守らざるべからざるや明かありとす決して彼の己の欲せざる所を人に施す勿れては健者最負の注文にはあらざるあり故に最も大切なるものは咯痰の始末にして咯痰以外に危険物なし彼の人の嫌ふ所の盗汗の汗は病毒を含まず

予の説に據れば本邦肺結核蔓延の原因は武藝時代に比して人民一般に體力減衰せると交通機關の發達に因り人々運動を缺き體力減衰すると共に病毒を散亂せるに因るべしと雖予は他に一大原因として室内

に土足出入の洋風を思はざるべからずと信ず土間廊下に散亂せる痰の多きは如何寒心に堪へざるなり然るに吾人は肺病の恐るべき事を識らず患者一回の痰中には幾億萬の細菌或學者の計算に據れば一人の肺結核患者は一日に七十億個の結核菌を咯出する事を得のあるを思はず街路屋内の土間は勿論風呂屋の板の間に到る迄痰を吐く有様なるがゆへに土間は水を撒き病室は畳の上たりとも普通の如く掃除すべからず濡りたる布片を以て拭ふべし若し掃く時は其後二時間以上其室に入るべからず何となれば室内の塵は凡二時間を経るにあらざれば床板上に沈澱せざるものなればなりゆへに掃除に就ては十分の注意を爲さざれば細菌散亂の恐あり土足昇堂許可の我所謂西洋造に於ける床板掃除の様を観るに塵風雲を爲して咫尺を辨せざるものあり此塵は靴より來るものにして結核は勿論他の疾病(例之化膿)の原因となる所の小有機體を含有す此室内に於て日々八時間の勤務を爲すもの如何にして此病毒に打勝を得む是豈官吏會社員等に結核多きの理由にあらざとせむ乎。

遠山椿吉君検査東京市雜沓場處咯痰中結核菌證明表左の如し

場	所	年	月	日	痰	數	有菌	數	菌の	多寡	備	考
停車場	新橋	明	治	三	日	二	〇	二	八	一	當時昇降客一日約八千人	
				五	日	二	〇	二	五	一	午後約十分時間	
劇場	明治座	同	治	十	日	三	〇	一	四	一	午後約十分時間	
				十一	日	三	〇	一	四	一	午後約十分時間	
學校	大成中學	春	木	十	日	一	〇	〇	〇	一	午後約十分時間	
				十一	日	一	〇	〇	〇	一	午後約十分時間	
工場	某時計工場	上	野	八	日	一	二	二	二	昇校約三百人午後二時間		
				廿	日	一	二	二	二	二	工夫四百餘名二時間	
公園	芝草野	愛	芝	十	日	六	四	一	三	晴天午後約三時間		
				十一	日	六	四	一	三	一	同上午後約三時間	
街路	銀座通	人	形	十	日	二	八	〇	一	同上		
				十一	日	二	八	〇	一	一	同上	
公署	下谷區役所	日	本	十	日	二	〇	二	一	招集種痘、所員外約百人		
				廿	日	二	〇	二	一	一	(婦人多し)	
百分	中計	日	本	十	日	二	〇	二	一	招集種痘、所員外約百人		
				廿	日	二	〇	二	一	一	(婦人多し)	
合計		日		廿	日	二	〇	二	一	招集種痘、所員外約百人		
合計		日		廿	日	二	〇	二	一	招集種痘、所員外約百人		

新しき化學上の物
 體(例之は鹽類)は
 水溶液に在ては電
 氣分析性離解(電
 散)electrolytische
 Dissoziationの状
 態に居り一部は結
 核に消極性部分と
 なる此部分Anul-
 ionをいふ此離解
 Dissoziationの度
 程其液の消毒力強
 し是クレゾール、
 バウナル兩氏 Krop-
 fers und Jauの
 一八九七年發見せ
 る所なり結局消毒
 藥の溶液は水に限
 ることを報じり(ア
 ルコール、エーテ
 ル、油等の適せざ
 るをいふ)「イオ
 ン」は電氣を以
 て不析せしめたる
 成分にして積極に
 析出せるものを
 「アンイオン」
 Anionと云ひ消極
 に現はるるものを
 「カチオン」カチ
 onと云ふなり

故に咯痰取締を法律に由りて規定せる國あり、アメリカ、シドニーの如
 し殊に紐育洲にては嚴重なる咯痰禁止令を發し公開建築物鐵道客車
 客用船舶其他の床面に痰唾を咯出するときは法令違反として五百ド
 ルの罰金若くは一年の禁錮に處する事とせりといふ咯痰は必らず水
 を入れたる器に咯出すべし此水消毒劑なれば素より良とす左記の内
 其一あり

△貳拾倍石炭酸水 (一説には十倍のものを用ひせしむ)貳拾倍の石
 炭酸水を痰量と同一ある量だけ痰器に入る、へし其中にある菌
 は二十四時間にして死す(フイツシエル、シル兩氏等の説に六ヶ月
 間乾燥したる痰中の菌尙生活力を有す)

△昇汞水は適さず 五百倍のものを咯痰と同量に爲し二十四時間
 置くも殺菌せず菌の表面凝固するのゆへならむ千倍酸性昇汞水
 なれば良しといふ

△「リゾール」「クレゾール」を石鹼に溶したるものにして二十倍のも
 のを用ゆ

△「クレゾール」亦可なり

△「アルコール」を咯痰の十倍量加ふれば菌死す不經濟なり

△「クレシン」東京瓦斯株式會社錦町三の丹波藥學博士監督の下に
 製造する所にして價頗る廉壹磅拾八錢五拾倍の水に溶し消毒の
 効ありといふ(未實驗)

携帶痰吐には種々なるものあり

金杉博士考案のもの

デットワイレル氏のもの(最も多く用ゐらる)痰は便所に捨て器は熱湯
 にて洗ふケーレル氏のもの此ものは

火中に投じて焼却す

又患者の咯痰を嚥下すべからざる事は眞に忠告し又教ゆべき事也之
 に因て腸の結核を發し得るものとす

重症なる患者は咯痰器を用ゆると難し宜しく布片(ハンケチ)又は紙を
 使用して拭ひ取るへし然れども布片は頗る危険なり使用後は直に必
 らず消毒藥中に投入すべし紙を最良とす西洋にて紙を用ゆると少き

は日本紙の如き紙を彼等が有せざるが爲のみ(尤近年日本紙を彼國にて巧に模造しつゝあり追々流行すべし西洋の厠には日本紙を禁ず下水道の鐵管を閉塞するかのへなり西洋紙は管中に於て滅裂するも日本紙は然らず故に西洋の厠には「禁日本紙」と書きある所あり用ゐたる紙は他器に集めて焼却するか又は日本に在ては厠に捨つるべし豫防を行ふに結核菌の性質を知ると緊要なり左に結核菌の命數を記す

(乾燥)平均參ヶ月格別の場合に在ては六ヶ月、八ヶ月とす(ストーチー氏の如きは三ヶ年との報告あり?)

(腐敗)腐敗せしむれば容易に死滅するものにして八日、十日然れども四十三日或は十ヶ月間生存するもありと云ふ人あり

(加熱)乾熱攝氏百度一時間にて死滅せず濕熱流通蒸氣百度に對しては十五分にて大部分死す三十分間なれば全く死す煮沸すれば五分時間

(日光)喀痰の厚薄に就き一様ならざるも數分乃至二三時間(土中)にありては參ヶ月(鮫尾亞鉛板菌)又壹ヶ月(鮫尾木製箱)淺川博士著細菌學一一九頁參照)

『病室の消毒』一三二尺四方の空氣に對し四拾瓦(拾夕)の硫黃を煙すとき

は紙、布片に附きある菌死すといふ試験あれども此法は今用ゆるものかし

室を開放し日光の射入を許し下方より手の届く所まで石炭酸水にて拭ふを最良とす

壘は石炭酸水にて清拭し後日光に曝すべし

田原博士考案の「フォルマリン」(即フォルムアルデヒド)消毒燈なる者あり本法に據れば建具、家具、裝飾品一切据付の儘消毒するも「フォルムアルデヒド」瓦斯は毫も是等の物品に傷害を及ぼさざるが故に大に便利なりといふ室の大小に従ひ容積毎千立方尺に付「メチール」アルコール「二ポンド半以上の割合により若干數の消毒燈を室内に置きなるべく室を密閉し」メチールアルコール燃了後五時間以上成るべくは十二時間乃至二十四時間消毒するを要す

壘數	高さ	容積	「メチール」アルコール「二ポンド半」の必要量	一壘ニテノ燃了時間	二壘ニテノ燃了時間	燃了後消毒時間	
四壘數	八尺	五五六立方尺	二合二勺	三七八立方尺	一時二十四分	四十二分	五時間以上
六壘數	八尺	八六四立方尺	三合二勺	五七六立方尺	二時〇六分	一時三分	右同

八疊敷 八尺 一一五二立方尺 四合三勺 七七四立方仙迷 二時五十二分 一時二十六分 右同
 十疊敷 八尺 一四四〇立方尺 五合四勺 九七二立方仙迷 三時三十六分 一時四十八分 右同

(婦人衛生雜誌三六年六月二十三日其他參考)

〔反對說〕

Abba, Rondelli 兩氏ハ「フォルムアルデヒド」ヲ室内消毒効力ヲ否定セリ
 (Centralbl. f. Bakter. I. Abth. Org. XXXIII Bd. No. 10)

- 一、最も佳良なる機會即夏時に於て且つ水蒸氣にて飽和せる室、一立方「メートル」毎に二〇乃至二六「グラム」の比例に於ても「フォルムアルデヒド」は概して五〇% 丈け奏効するに過ぎず
- 二、消毒は室内各部に均一なるを得ず
- 三、肉眼にて見得べき塵埃の存在する所には消毒は極めて稀に奏効す故に「フォルムアルデヒド」は床、額縁、戸、窓枠、敷物等の消毒に適せず
- 四、壁又は床に附着乾燥せる咯痰を消毒し得る事又稀なり
- 五、床の消毒は絶對的に成効する事なしこれ「フォルムアルデヒド」は主に上方に昇るか爲なり隨て天井又は壁の上方は最も良く消毒せらる

ゝも此等の部分は通常病毒にて汚染せらるゝ事尠なきなり

六、「フォルムアルデヒド」は夜具及敷物の内部に到達せず故に是等は壓搾蒸氣にて消毒せざるべからず

七、「フォルムアルデヒド」にて消毒を行ひたる後は尙完全なる成効を得んか爲に室中最も汚染の候ある所の床、汚染襯衣の置場所、便所等は更に昇永にて洗滌せざるべからず

八、「フォルムアルデヒド」消毒は多くの時を要するものにして少なくとも三乃至五時間持續せざるべからず譬令消毒後此瓦斯を「アンモニヤ」にて中和するも強き換氣の行はるゝ場合を除くの外は尙二三時間は其室内に住すること能はず

九、「フォルムアルデヒド」に由る室内消毒は其方法簡單ならずして寧ろ複雑なり消毒の方法は須らく簡且つ一様にして醫師より與へられたる要件に従ひ普通人も容易に行ひ得べきものならざるべからず(國家三六七月)(今村氏抄)

『衣類の消毒』太陽光線は上述の如く殺菌の性強し直接に觸れしむると

きは數分間にして死す直接にあらざるものにも明るき所にあれば一週間以内に死す故に衣類は天日に曝すべし甚しく不潔なるものは石炭酸水に浸し後清水にて洗ふべし

『書物』天日を十分に利用すべし

『茶碗』等陶器は鍋中にて煮沸すべし

『漆器』は可成用ゆべからず用ゐたるものは昇汞水及び煮沸水にて拭ふべし

『机』『寢臺』等木製の器具は石炭酸又は昇汞水同上

『ハンケチ』『足袋』の類は焼却

要するに消毒には日光、煮沸、焼却及び薬品を物品に應じて使用すべきものとす

左記のものは輕便法の極端を示せるもの也

結核患者所在所消毒法

一、結核患者の居室及び寢室内に在る物品にして患者の手を觸れざるものは之を他所に移し晴天一日間之を天日に曝すべし

一、患者の觸れたりと思はるゝ物品は左の如く取扱ふべし

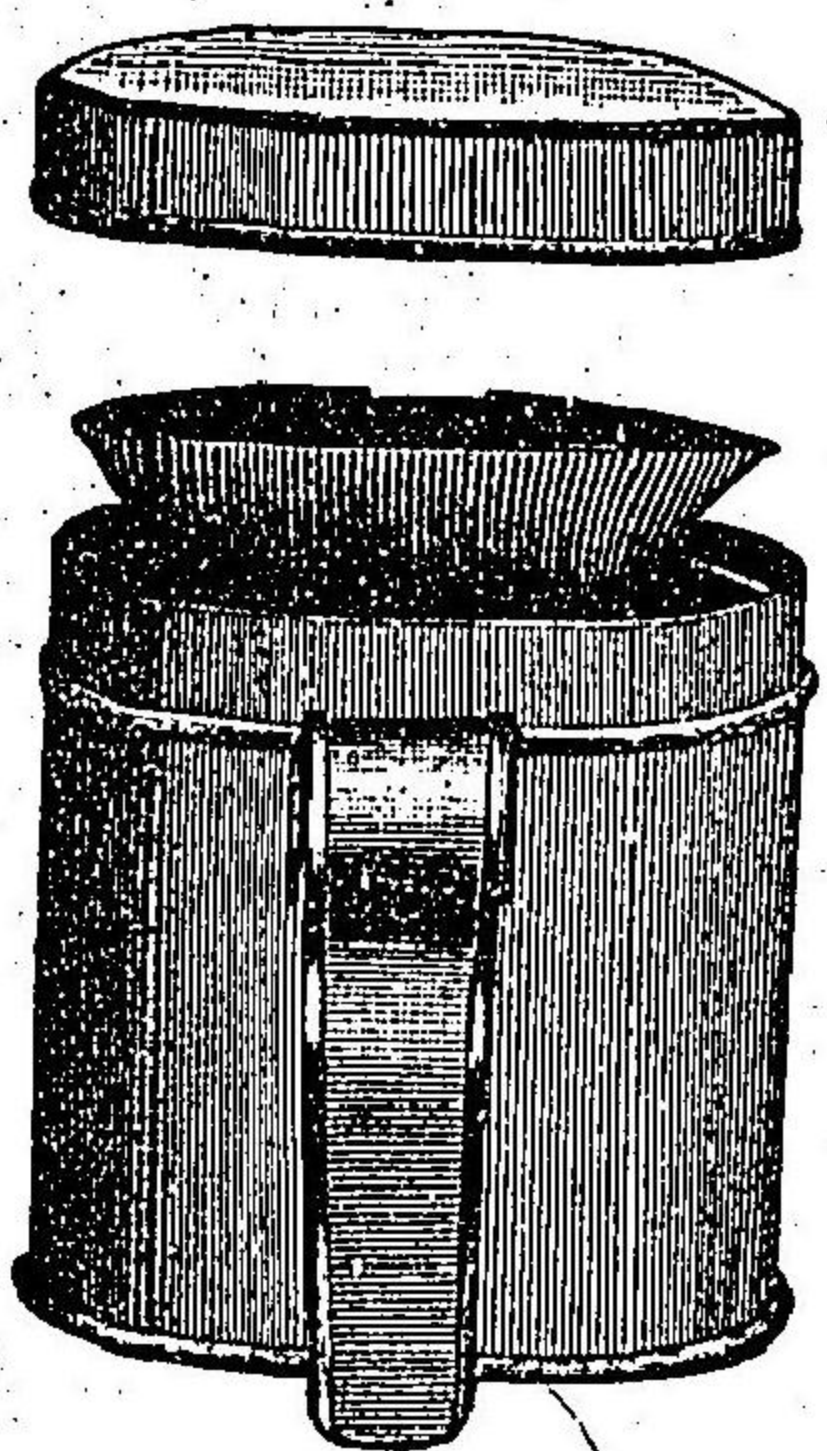
金杉氏懷中痰壺



(松本器械店製造販賣 代價四拾錢)

醫學士高田耕安氏考案

○東京市本郷二丁目大磯重輔氏製造販賣
○代價金貳拾五錢

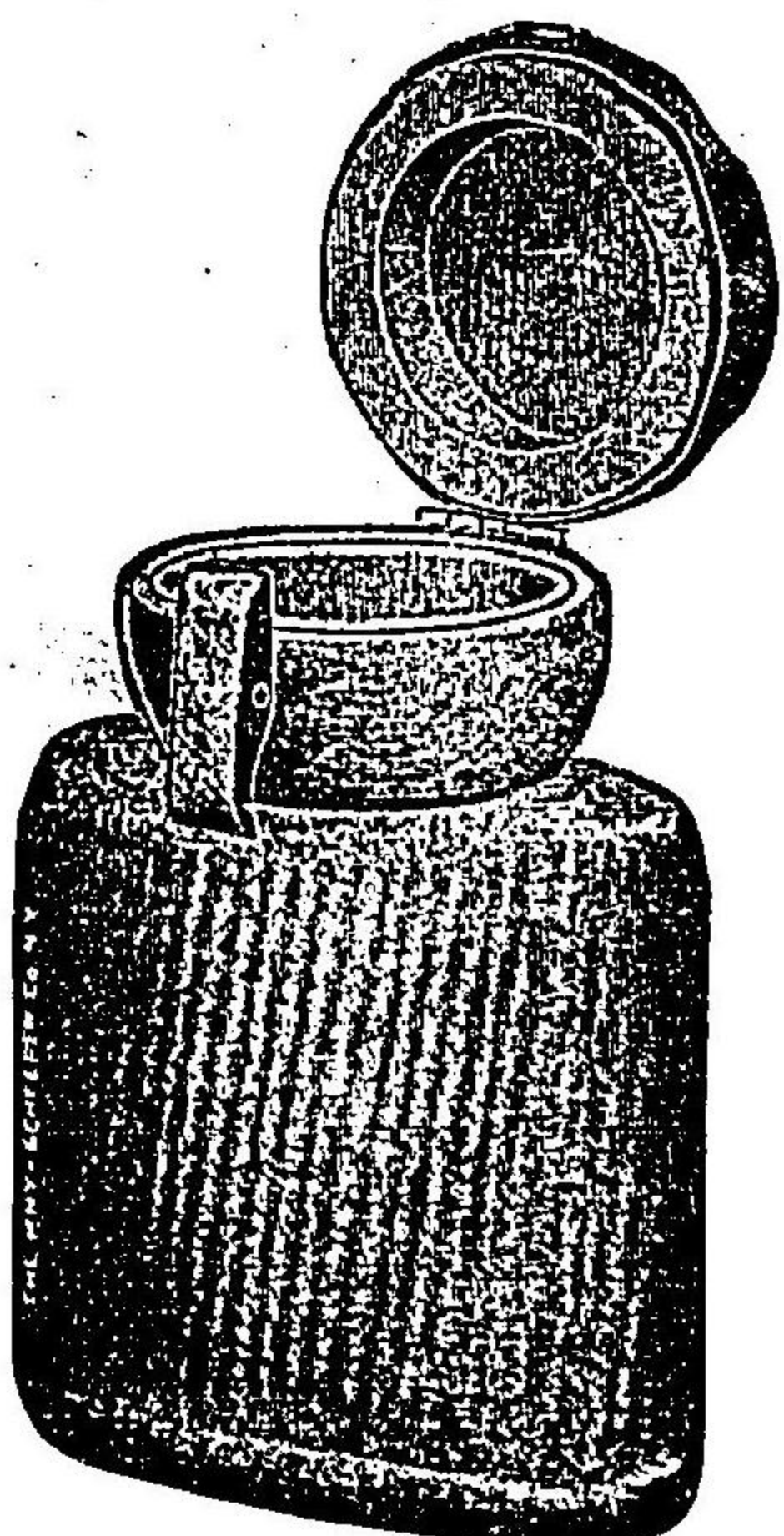


懷中衛生痰壺數種 (Sanitary Sputum Flasks for the Pocket.)

(米國ニウヨーク府「ゼ、クナイ、シエーラー」會社の製造販賣する所に係る)

懷中衛生痰瓶

ドクトルエス、エー、クノッパ氏の改良せるもの。其形圓く、「ニツケル」鍍金をなし、分離し得べき金屬製の漏斗、彈機を有する蓋あり



略痰「コップ」

卵圓形、青色玻璃より成る、蓋は「ニッケル」鍍金、漏斗は軟護膜にて作り之を取出して洗淨すべし



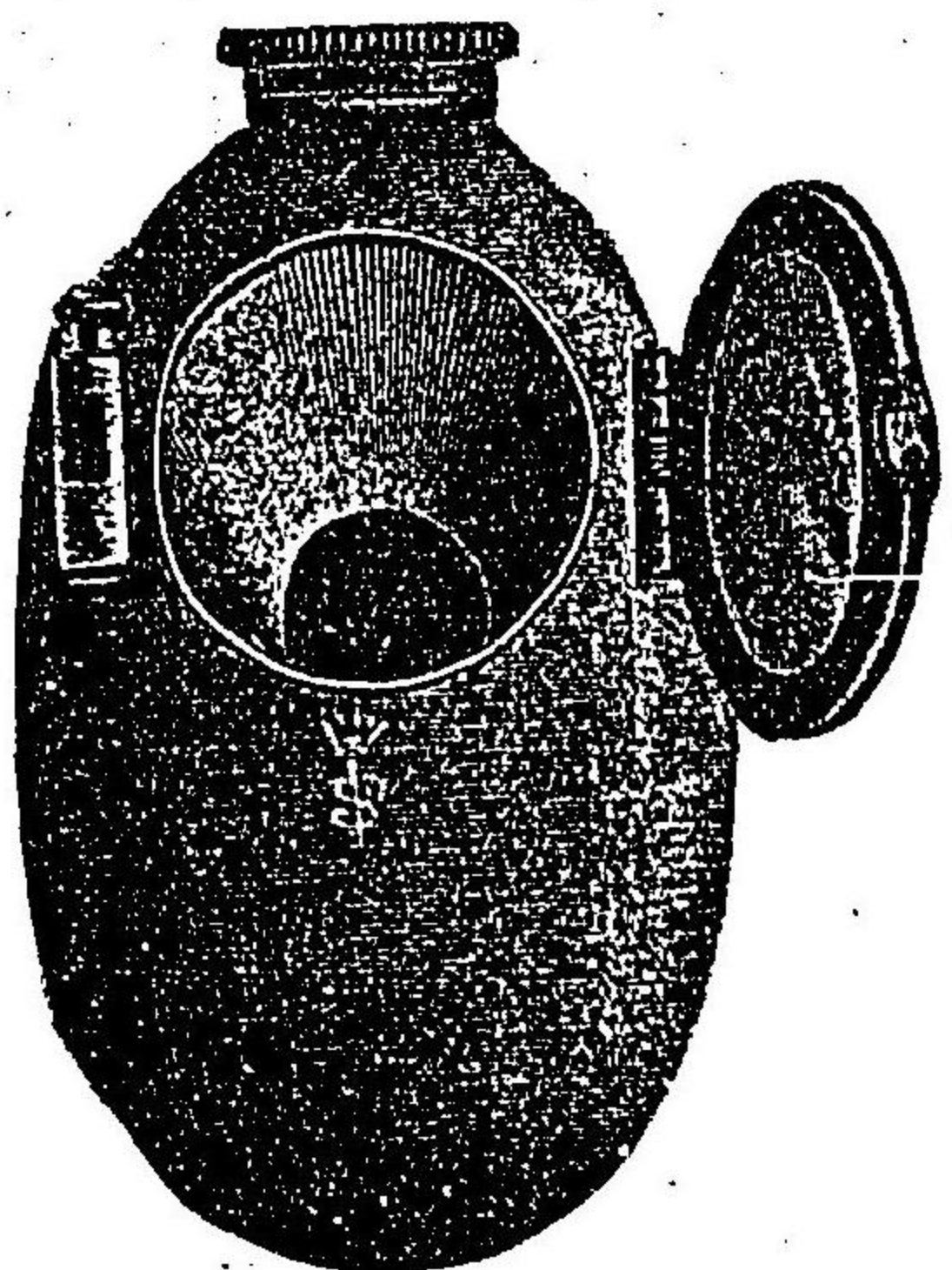
クノツプ氏痰瓶

其形圓くして、「ニッケル」鍍金をなし、平面の蓋を有す、直徑二「インチ」半、高さ四「インチ」



略痰「コップ」

卵圓形、「ニッケル」鍍金、側面に孔あり、漏斗を容る、これに彈機を有する蓋を附す、上部の蓋を去りて痰を排出す、



(甲)洗濯に堪ゆるものは一日間之を五十倍の石炭酸水若くは千倍の昇永水に浸し翌日清水にて洗ひ乾かすべし
(乙)清拭(雑巾使用)に堪ゆるものは石炭酸水若くは昇永水を以て丁寧に拭ひ後一日間天日に曝すべし(疊、寝臺等)
(丙)洗濯清拭共に堪へざるものは綿の如きものは不潔と思はるゝ部分を除去し清淨の部は之を一日間天日に曝し不潔の部分は之を焼棄すべし(葉布團の如き布片(外包)は之を(甲)に準じ葉は焼棄すべし
書籍類は一枚毎に凡十分間天日に晒す、如き方法(風あらば幸なり)を以て全部を數日天日に曝すべし
(丁)患者の食器中漆器類は之を(乙)に準じ茶碗等は之を釜中に煮沸すべし
一、居室及び寢室の『天井』及び『四壁』床板より六尺以上の部は之を消毒するに及ばず上記以下の四壁は之を(乙)に準じて清拭するべし
床板は一面に石炭酸水若くは昇永水を乾所なき程に撒布し後之を掃除し更に(乙)に準じて取扱ふべし
一、痰壺は最も病毒のあるものなるが故に之を直に放棄する事なく之に曹達(女子の頭髮を洗ふに用ゐるソーダ)を十分(凡痰と同一量)に入れ之に熱湯を注ぎ其液を便所に捨て其器は數日天日に曝すべし

○我炭鑛に於ける肺結核

竹 中 成 憲

肺に塵埃を吸引するは塵埃吸引病(ブノイモノコンニオーゼン)と稱して病理的なるは明なり木炭、石炭を取扱ふものは實に肺組織中に炭末を混じり淋巴に因て氣管枝腺にまで運搬され永久の沈着を爲す然るに茲に奇なる事あり炭礦礦夫に肺結核の少き事はなり

此事實に基き炭塵、石炭末、木炭末、油煙煤等を以て結核の藥なりと信せる學者はシユロツコー氏、ワラート氏、デスマルク、エツト氏、ヘルウキールク氏、リンポルト氏等の如く多し其斯く信せるの理由は炭礦職工に結核少しとの事實に歸因す彼等の礦内に在るや彼等は最も非衛生的の中に棲息するなり二六時中大部分は地下の狹隘なる所に在て日光なく四壁濕潤、油煙多きランプの下に酸素に乏しく炭酸に富みたる空氣を呼吸し、室外に出づるや温度の變化急劇なり之を思へば其非衛生的にして恰も肺患を醸すに最も適するの状態ならずや而して結核少きは何ぞや炭にあらざることは左の試験にて明なり結核専門學者コルネツト氏は此濕潤なる礦内に在て咯痰の濕氣の爲めに空氣中に飛散せざるを以て病毒傳播少しとせり

コルネツト氏は試験を行へり十五頭の動物を狹隘なる場所に收め油煙多き「ランプ」を入れ毎日數時間宛二週間以上呼吸せしめ第三週に於て咯痰を混和せる空氣を吸入せしめ後六乃至九週にして動物を屠り肺及び氣管支腺を検するに全然炭末を以て満たさるゝも炭末所在部の各間に結核竈を明視せり

予本邦に於ける情況を知らむと欲し井上角五郎君を介して北海道炭礦鐵道株式會社の病類表を得たり茲に米倉清族君に統計の勞を謝す

明治三十六年五月患者表 夕張礦

病名	患者数		全治	未治辭疾	死亡
	舊患者	新患者			
神經系病	一	四	二	一	一
呼吸器病	一九	三三	二九	一	一
内肺結核	一	一	一	一	一
血行器病	一	一	一	一	一
消化器病	二二	三三	三一	一	一
泌尿器病	二	三	二	一	一
運動器病	二	四	五	一	一
皮膚病	二	四	一	二	一

	明治卅一年	卅二年	卅三年	卅四年	卅五年
夕張礦	礦夫頭數 二、九四八 肺結核 二	四、〇九四	四、〇二三	三、三一四	四、三二三
空知礦	礦夫頭數 一、七四九 肺結核 二六	一、五二二	一、六六六	二、一七二	二、六四五
幌內礦	礦夫頭數 一、八三五 肺結核 一	一、六九五	一、六九三	一、七五四	一、九三二
幾春別礦	礦夫頭數 四六二 肺結核 一三	四一五	四五〇	六五五	七〇九
小計	礦夫頭數 六、九四四 肺結核 三一	七、七二六	七、八三二	七、八九五	九、六〇九
總計	四〇〇五六人(四萬人中)				
内肺結核	二〇五人(貳百人)				

礦夫頭數毎年十二月末日の現在を掲記す
肺結核は毎月の新患數を累計に掲記す
(五年間二百人に一人の割)
以上の如くにして本邦に於ても炭礦々夫には他の職業に比して肺患少し

右の内空知礦に限り肺患稍多きは奇なり當局者は宜しく原因を追究せらるべし是獨り會社の爲にわらずして世界醫學の爲なり予は望む本邦他の炭礦に於ても深く此事に注目せられ眞因の在るところを研究せられむことを
参考の爲め左に本邦の炭礦を列記す追て照會して實際の統計を作るべしといへども關係者にして幸に本書を一見せられたれば表を送られむ事を望む

一ヶ年五萬噸以上を産出したる炭山一覽表

一入山炭山	福島縣石城郡内郷村入山採炭株式会社
一内郷炭山	福島縣石城郡内郷村磐城炭礦株式会社
一山口炭山	福島縣石城郡内郷村山口採炭株式会社
一小野田炭山	福島縣石城郡磐城村磐城炭礦株式会社
一夕張炭山	北海道炭鐵鐵道株式会社
一幌內炭山	全上
一空知炭山	全上
一幾春別炭山	全上

- 一大辻炭山 福岡縣遠賀郡長津村貝島太助氏所有
- 一岩崎炭山 全 上 岩崎兼吉氏所有
- 一瀧ノ浦炭山 福岡縣鞍手郡笠松村貝島太助氏所有
- 一新入炭山 福岡縣鞍手郡新入村三菱合資會社
- 一本洞炭山 福岡縣鞍手郡下境村三井鑛山合資會社
- 一大ノ浦炭山 福岡縣鞍手郡宮田村貝島太助氏所有
- 一勝野炭山 福岡縣鞍手郡勝野村古河市兵衛氏所有
- 一明治炭坑 福岡縣鞍手郡福地村明治炭坑株式會社
- 一二瀬炭山 福岡縣鞍手郡二瀬村枝光製鐵所所有
- 一藤棚炭山 福岡縣鞍手郡福地村麻生太吉氏所有
- 一御徳炭山 福岡縣鞍手郡勝野村堀三太郎氏所有
- 一金田炭山 福岡縣田川郡福田村大字金田毛利元昭氏所有
- 一赤池炭山 福岡縣田川郡上野村大字赤池安川敬一郎氏所有
- 一田川炭山 福岡縣田川郡伊田村三井鑛山合名會社
- 一伊田炭山 福岡縣田川郡伊田村三井鑛山合名會社
- 一小松炭山 福岡縣田川郡弓削村久真知亥一那氏所有
- 一豊州炭山 福岡縣田川郡川崎村宇池尻豊州炭鑛株式會社

- 一豊國炭山 福岡縣田川郡金川村平岡浩太郎氏所有
- 一峯地炭山 福岡縣田川郡弓削田村宇川宮藏内治郎作氏所有
- 一大任炭山 福岡縣田川郡川崎村原六那氏所有
- 一餘田炭山 福岡縣嘉穂郡餘田村三菱合資會社
- 一山野炭山 福岡縣嘉穂郡稻築村大字山野三井鑛山合名會社
- 一忠隈炭山 福岡縣嘉穂郡穂波村住友吉左衛門氏所有
- 一碓井炭山 福岡縣嘉穂郡碓井村三菱合資會社
- 一下山田炭山 福岡縣嘉穂郡大隈町古河市兵衛氏所有
- 一三池炭山 福岡縣三池郡大牟田三井鑛山合名會社
- 一赤坂口炭山 佐賀縣杵島郡北方村高取伊好氏外一名ノ所有
- 一福母炭山 佐賀縣杵島郡大町村字福母高取伊好氏外三名ノ所有
- 一杵島炭山 佐賀縣杵島郡北方村大字大崎稗田唯七二位景暢等諸氏所有
- 一北方炭山 佐賀縣杵島郡北方村大字大崎古賀善兵衛氏所有
- 一抽ノ木原炭山 佐賀縣小城郡北多久村貝島太助氏所有
- 一相知炭山 佐賀縣東松浦郡相知村三菱合資會社

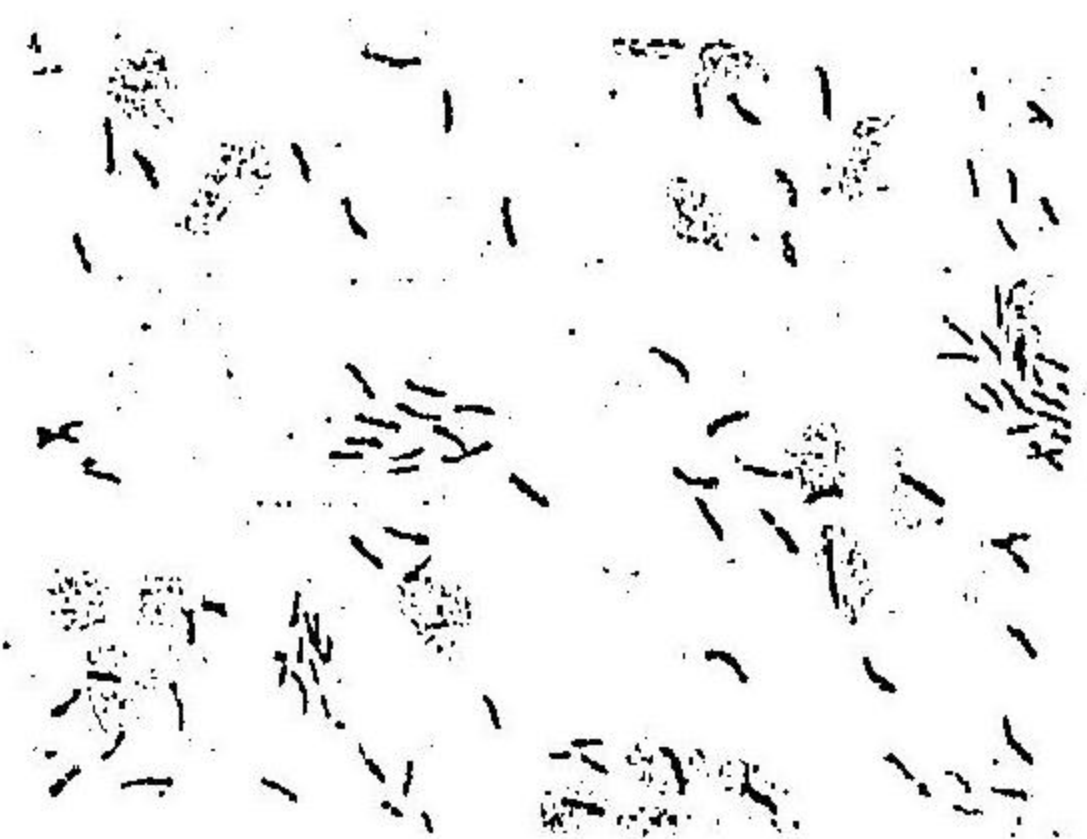
- 一 芳ノ谷炭山
- 一 世知原炭山
- 一 高島炭山

- 佐賀縣東松浦郡北波多村芳ノ谷炭坑株式會社
- 長崎縣北松浦郡世知原村松浦炭坑合資會社
- 長崎縣西彼杵郡高島村三菱合資會社

〔明治三十六年四月廿六日出版東京鑛山監督署鑛業概覽ニ據ル〕

〔此稿本書一三二頁參照〕

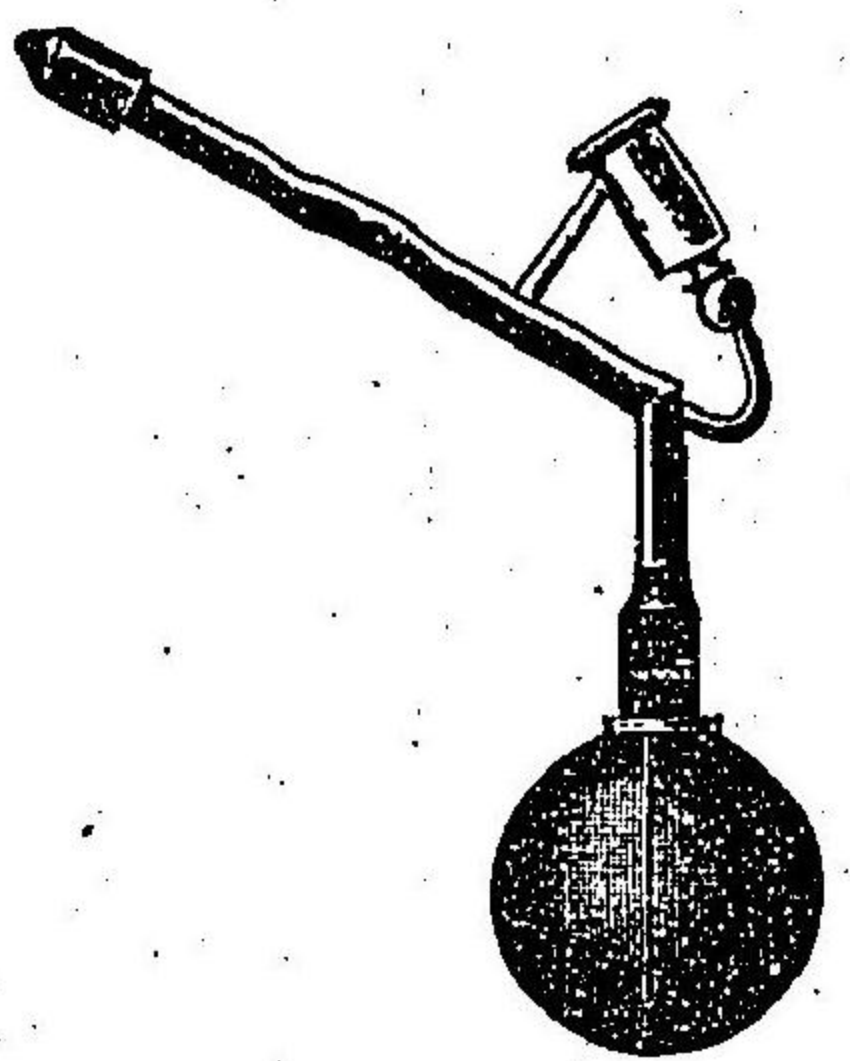
學說應用肺結核療法 終



痰標本ヲナイ
氏及ガベツト氏
ノ液ニ由テ着色
シタル結核桿菌
(四百倍)

鼻、咽喉及喉頭に用ふべき噴霧器

リヒテル氏特案 Monatschr. für
Ohrenheilkunde. 1902. No. 3. 所載



(器械月報第六號譯出)

從來、世に行はれたる噴霧器は割合に多量の薬液を要するの弊あり、若し高價の藥品を用ふべき場合などには之を適用するに能はず、已を得ずして夫の塗布法を施して患者に不快を忍ばしむることあり

リヒテル氏はこの缺典を補はんとして、新に單簡なる噴霧器を製造したりリヒテル氏の器械は二部より成る、其一部は金屬より成りて煮沸し得べく、其一部は護膜より成り、螺旋にて之を着附し若くは除去し得べし、其金屬部分は鈍角に風出せる管をなし、其前端は尖銳に終る、この金屬管の鈍角部に小管ありて入るこの小管は上方にある小釜より下りて金屬管に入り、其軸となりて、外部金屬管の尖端に移る小釜は凡そ三立方仙迷を容るべきものにして、更に一小管を以て金屬管に連なるなり

金屬管の下端に護膜あり、今護膜に壓を加ふるときは空氣は壓せられて金屬管に入りて尖端より出づ、此際小釜中の液は内管より出て、尖端に至り、こゝに噴霧の状態をなすものとす

◎ 謹 告

著 者

本書ハ結核療法ニ關スル全世界總テノモノヲ網羅セル筈ナレ
モ若シ遺漏アラバ半田屋方著者宛御一報アラムヲ希望ス不
審其他ニ係ルモノ亦然リ是著者一人ノ幸ニアラザルナリ
終ニ臨ムデ前青森病院看護婦横山ヨシ嬢ニ原稿謄寫索引作
成及ビ活字校正ノ勞ヲ謝ス

◎患者諸君ニ忠告ス

著者

本書ハ素醫家諸君ノ参考書タラムヲ希望スルモノナルガユヘニ萬一患者諸君ニシテ本書ヲ讀ムトアラバ注意セザレバ療法多キガ爲メニ疑惑ヲ生シ又心ニ主治醫ノ療法ヲ批評スルトナルベシ是甚好シカラザルヲナリ
故ニ容體ヲ述ブルノ際何藥ハ既ニ使用シタリ何藥ハ今後如何アルベキ等ノ皮肉ナル問題ヲ醫ニ向テ提出セザル様注意セラ

ルベシ
又病症ヲ陳述スルニ當リ注意ヲ乞ヒタキトハ其簡單明瞭ナルニ在リ醫ノ問ニ答フルヲ以テ十分トス左記ヲ参考セラ

患者の陳述

竹外

病歴陳述は簡單明瞭なるを其ミテ醫師の問に答ふれば即ち足るものにして問以外の事に談話の渉らざるやう心掛けらるべし不得要領なる陳述の一例として左の如きものあり

「私は近來病身となりましておれて何先生に治療を受けました又大學の何先生にも治療を受けました友人某は常に心切の人にて種々世話になります其人の勸により先月何先生に診察を乞ふために其朝九時頃先生の所へ参りました所が幸に在宅でありまして診察を願ひましたけれども其先生は急しいやうで能く丁寧に診察して呉れませんでした其日すぐ兼て私の知つて居ります京橋山下町に久しく開業なさる某先生の所に往つて又診察を受けました所が先生は診察の上肺病と云ふので御藥を呉れましてそれから其指圖通り丸薬と水薬を服用致しました近來は眩暈がいたし時々頭痛もいたし又齒も痛みます一昨年毎日熱があつたり悪寒がしたり致しましたが生れ落ちて私は健康でありました先頃人の勧めに依りまして某病院に這入り治療を受けまして間もなく退院しました所が母大病の急報に接しまして國に歸りました所が今にまた病氣が癒りませぬから御診察を受けようござります」(中濱博士作)

ヒポコンテリ(心氣病)及ヒステリ(血の道)的患者は善く談じ善く語る中には雄辯濶々懸河の勢ありて外來患者としては辭し去らず半鐘二本を携へ來り二時間を消費するものは上等の部なり往診するときは醫をして忠告を辭するの機ならしむ此時に當り醫の施すべき法は如何の友人に良法あり

往診即ち病家に在ては談大底局に近きとき「舌を拜見」せし患者舌を出すときは談話斷絶するを以て此機に「何れ此次といひて去るなり

此の如きは一見不親切に似たれども其實は然らず一人の患者に一時間以上を費すてう事は到底出来べくもあらず一人の半病者を慰めて二人の急病者を待たしむる事の不當なるは明なり況んや「時は金」のアメリカ的世なるに於てをや

有名なるロンドン市の外科醫ドクトル、アーベルチー氏は「ヒポコンテリ」的患者に頗る冷淡なる性なりしが或日胃病なりして一婦人來れり婦人は神經的に種々の事を質問し兵も殆んど其煩雜に耐へざりしが忍びて暫時は傾聴せり今夕牡蠣(牡蠣の滋養物たるは西洋俗人皆知之矣)を食して如何との間に最早我慢出来ず遂に叫んで曰く

「貴嬢は何にても食して可なり只火箸及び靴の二品は食すべからず如何なれば前者は餘り硬くして消化せず後者は餘りに腥風すればなり」(アチクドレーン、ヒアリアテック所載)

又以て已を得ざる場合に於ける醫の頓智として怒すべきものとす

(完)

日本藥局方日用劇毒藥極量表

(は) 麥角丁 ホミカ ホミカ ホミカ ホミカ	一回極量 〇・〇一五	一日極量 〇・〇一五	(あ) 阿片酒 阿片(芳香) 阿片 阿片	一回極量 〇・〇一五	一日極量 〇・〇一五
(ま) 阿片 ヘイリン ヘイリン ヘイリン	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(や) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(す) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(ろ) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(り) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(わ) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(を) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(の) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(を) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(の) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五
(を) 阿片 チキ チキ チキ	〇・〇一五	〇・〇一五	(せ) 砒霜 砒霜 砒霜 砒霜	〇・〇一五	〇・〇一五

明治三十六年九月五日印刷
全三十六年九月五日發行

正價金貳圓參拾錢



著述者 竹中成憲
發行所 山口徳次郎
印刷者 中村政吉
印刷所 報文社

丁東京市本郷區春木町二番地
三東京市京橋區三十間堀
右同

發兌元

東京市本郷區春木町二丁目
醫籍藥學書類專賣店 半田屋醫籍商店
(電話下谷二千八番)

東京市日本橋區通三丁目		九善株式會社書店		東京市本郷區龍岡町	
全	本郷區湯島切通坂町	全	南江堂書店	全	全
全	神田區鍛冶町	全	朝香屋書店	全	全
全	本郷區湯島切通坂町	全	金原寅作	全	名古屋市本町三丁目
全	本郷區春木町三丁目	全	南江堂支店	全	京都市寺町通二條
全	本郷區龍岡町	全	吐鳳堂書店	全	全市河原町通
全	本郷區春木町三丁目	全	積運堂書店	全	熊本市新町二丁目
全	本郷區本富士町	全	明文館書店	全	長崎市引地町
全	本郷區本富士町	全	文光堂書店	全	岡山市仲ノ町
					根津書店
					朝陽堂書店
					南山堂書店
					九善書店
					若林茂一郎
					大黒屋書店
					長崎次郎
					安中集榮堂
					渡邊宗次郎

關西大賣捌

大阪市中心齋橋筋一丁目(電話東八十四番) 松村九兵衛
 大阪市中心齋橋筋博勞町(電話東二百五十八番) 丸善株式會社書店

新訂 解剖簡明

全七册

着色密畫其他精圖
 凡五百餘個插入

●卷壹……………總論及骨學編來ル九月刊行

●卷二……………軀帶學……………●卷三……………筋脈學……………●卷四……………內臟學……………
 ●卷五……………神識器學……………●卷六……………脈管學……………●卷七……………神經學……………

愛知醫學專門學校解剖學教諭醫學士奈良坂源一郎先生著

本書ハ斯學ニ精通セラレタル奈良坂先生ノ著ニシテ今存第四版ヲ發行シテヨ
 リ未タ數月ナルニ今ヤ亦第五版ヲ刊行スルノ必要ナレリ今回發行ノ新訂
 加ヘ殊ニ完全詳密ナル一種ノ解剖圖譜トモ見ルベキ最モ精巧ヲ
 極メタル着色密畫其他五百個ヲ插入シテ加フルニ新説及ヒ先生ガ實驗ヲ集探シ
 ノ妙旨ヲ訊カル實ニ其用意周到ニシテ解剖學研究者ノ羅針盤ナリ故ニ學生ノ教科用トシテ亦實地家ノ參考トシテ近來唯一ノ最良
 書ナリ

愛知醫學專門學校教諭醫學士奈良坂源一郎先生纂著

新 中庸組織學

(訂新最) 全一册

總紙員菊判四百餘頁
 精巧寫真版
 百三十八個插入
 美裝金文字入本綴
 正價金壹圓八拾錢
 郵稅金拾四錢

本書ハ斯學ノ先進奈良坂先生ガ多年愛知醫學專門學校ニ於テ解剖學及組織學ノ教鞭ヲ取ラシテ數拾回ノ研究ヲ經タル講本ナリシカ弊店請
 フテ今般發行スルノ榮ヲ得タリ本版ニ於テ前編本ニ歐洲專門諸大家ノ最新加ニ係ル諸書ヲ參考シテ著者ガ諸博ノ知識ヲ以テ最精細
 密一大改訂増補ヲ加ヘ尙寫真版百三拾八圖事項ハ悉ク之ヲ網羅シテ餘蘊ナシ實ニ其用意周到ナル近世ノ最良
 書也

醫學博士濱田立達先生題序
醫學博士佐藤勤也先生編纂

(新訂增補 第拾三版 全備完成)

新訂增補 第拾三版 實用產科學

全貳冊
前卷 正價一圓五十錢 郵稅十錢
後卷 正價一圓六十錢 郵稅十錢

●着色石版木板數拾表 及寫真版 其他密畫 貳百五十七圖插入

●總紙員菊判八百餘頁

旭日昇天ノ勢ヲ以テ產科學界ヲ照破シ學徒ノ爲メ斯科ノ指南車ト目セラレタ
ル實用產科學ハ今ヤ亦大ニ增補改訂ヲ加ヘ尙多數ノ新圖畫ヲ追挿シ
疾呼スルノ要ナカラン左ニ先生ノ第拾三版緒言ヲ借りテ廣告トナス請フ倍舊
ノ愛讀ヲ得ントナ

誤謬ヲ訂正シ新説ヲ追補シ更ニ多數ノ圖畫ヲ增加シタルト每版ニ就テ既ニ讀者ノ熟知セラレ
タル所ト異ナラザレバ茲ニ贅セズ特ニ一言ヲ要スルハ第十三版ニ於テハ日本婦人ノ骨盤併ニ
妊娠分娩及產褥ニ關スル先輩諸大家ノ原著及實驗報告ヲ抄出シテ本文ニ挿入シタル事ナリ庶
クハ聊カ學徒參考ノ資料ヲ増スヲ得タルナランカ

醫學博士濱田立達先生題序
醫學博士佐藤勤也先生編纂

◎新訂 全備完成◎
八版

新訂 第八版 實用婦人科學

全二冊
前卷 正價一圓六十錢 郵稅十四錢
後卷 正價一圓六十錢 郵稅十二錢

●鮮明 美麗 着色石版木板寫真板數拾表 其他密畫 二百數拾個挿

入 總紙員一千餘已ニ前卷ノ新訂增補ニヨリ大ニ面目ヲ改メ讀者ヲ驚絶セシ
メタル第八版實用婦人科學後卷出ツ 此編論スル所ハ婦人病中主要ナル

喇叭管ノ疾患トシ婦人淋疾婦人ニ特異ナル腸疾患婦

人科的處方ニ及ヒ補著者實驗例ニ研究業績ヲ以テ其名稱纂

ナリト雖凡其實ハ殆ト原著ニ異ナラス 讀者ハ本卷ニ於テ他ノ

實驗例及卓拔ノ議論ヲ讀ミ覺ヘス妙ト呼ビ快ト叫ブニ至ラン
願クハ前卷同様ノ歡迎ヲ得ントナ

東京帝國大學醫學博士山極勝三郎先生著

新訂 病理總論講義

全三冊

總紙員凡一千數百頁著
寫石版木版數拾表其他
寫真版及密書四百數拾
個挿入
●正價 四圓六十錢
●郵稅 三圓十錢

●上卷着色石版木版亞鉛版數表及其百個挿入
●中卷着色石版精彩密書亞鉛版支那婦人足部ノ圖及肺ハスト患者
●下卷着色石版數拾表寫真版及密書百五十餘個挿入

●附錄崎形論 正價一圓八十錢 郵稅十錢
●附錄崎形論 正價一圓八十錢 郵稅十錢

本版モ上中兩卷同様各編各章中増補訂正少カヲザルハ勿論就中結核梅毒癩病
等傳染性肉芽性炎諸病及癰腫肉腫ヲ始メ諸惡性乃至良性腫瘍ニ對シテハ一々
實例ニ據リテ肉眼的顯微鏡的ニ悉皆適切ナル多數ノ新圖畫ヲ加ヘラレ然カモ
讀者諸彦ノ理解ニ益々便ナラン爲メ更ニ天然色ヲ模セル頗ル精巧ノ彩色石版
數拾表ヲ挿入セラレ候尤モ此點ハ弊店ノ奮發モ大ニ與ツテ力アル義ニテ素ヨ
リ購讀諸彦年來ノ御愛顧ニ反カザランコトヲ期スルノ微意ニ外ナラズ候間倍舊
續々御注文アラシクナシテ希望仕候

平出謙吉先生纂著 (天増補大改訂再版發行)

新訂 實用小兒病學

全一冊

菊判美裝本綴總紙員七百
四拾餘頁●精巧密書及寫
真版圖七拾個挿入●正價
貳圓郵稅廿錢

總論 附各論

●小兒ノ計度及ヒ發育●分娩後小兒體態ニ於ケル生理的變化●小兒ノ營養及ヒ保育●病兒檢診法
●初生兒ノ疾患●體質的諸病●急性傳染病●神經系統病●呼吸器病●腎臟病●骨柱病
●行器病●消化器病●泌尿生殖器病●皮膚病●感覺器病●眼病●耳病●喉病●鼻病●血
兒科藥物及處方纂要●イロハ索引●一頁二冊五十七頁

東京帝國大學醫學博士山極勝三郎先生著

病的材料觀察法實習

第二冊

紙員凡五百頁
精巧寫真版其他
插圖凡八十餘個
十月發行

世人大學ニ於ケル講演ノ公開ヲ希留ス、事素ト不可ナルニ非ラザルモ醫科ノ如キニ在リテハ、實行
ノ煩ル困難ナルヲ如何セン、山極先生ガ昨年始メテ病的材料觀察法實習ノ第一冊ヲ公ニセラレ今又
弊店ニ命ジテ其第二冊ヲ刊行セシメラル、ノ意ハ、蓋シ由テ以テ世間醫學ニ志有ル者ノ希望ノ幾分
ヲ満足セシメント欲セラル、ニ在リ、今回發行ノ病的材料觀察法實習第二冊收ムル所ノ材料始
ニ百例ニシテ約八拾個ノ圖畫ヲ挿入セラル、其ノ臨床診斷上屍體驗按上將タ病理學研究上裨益スル
所尠小ナラズシテ醫學家及學生諸氏ノ座右須クモ缺ク可カラザルノ參考書タルコトハ第一冊ニ於テ已
ニ世評ノ有ルアリ今復タ發セズ、發行ノ期ハ五月中旬ニ有之、江湖ノ諸彦請フ依例愛讀ノ榮ヲ賜ヘ

ナ期セントスルニアリ云々）知ルベシ本編編纂之意那邊ニアルカ
 ナ著者ハ曩日久シク醫科大學ニ在リ眼科ヲ研鑽シ後故山ニ歸リ疾
 病ニ從事スルノ傍ラ此著ヲ公ニス眞ニ斯學ニ忠實ニ熱心ナルニ
 アラスンハ能ハザル所ナリ加フルニ醫學界ニ將又文學界ニ令名風
 ニ高キ井上學士ノ校閱ヲ重メルニ眼科學界ノ泰斗河本博士ノ再閱
 ナテセラレタリ

(全三冊完成)

醫學博士 實習細菌學

- 第五版總論(完)
- 第五版各論(上)
- 第五版各論(下)

○插圖五十六個
 ○正價金一圓四十錢
 ○郵稅金十錢
 ○寫真細菌圖
 ○七十個本紙挿入
 ○正價金一圓二十錢
 ○郵稅金十錢
 ○寫真細菌圖及本版
 ○各數十個本紙挿入
 ○正價金一圓六十錢
 ○郵稅金十二錢

本書ノ特色 ○細菌研究者ノ好同伴タル論ヲ俟タズ
 ○臨床ニ於ケル總テノ傳染性疾患ノ病理、診斷、豫防、治療、及
 其學說ノ詳細ヲ知ルヲ得ベシ

ドクトル、ウーニゼチル氏原著
 醫學士 佐藤 勤也先生譯補

診斷學 講本

全三冊
 ◎精巧密著七百七十餘
 圖及着色石版圖挿入
 ◎紙目九百餘頁
 ◎正價二圓九十錢
 ◎郵稅二十二錢

上卷 胸腹臟器局處解剖的入拾圖挿入
 ◎正價金一圓
 ◎郵稅金八錢

中卷 顯微鏡的細菌圖尿病理的變色圖最近發
 見ノバクテリア及インフルエンザノ最新ノ
 精彩石版
 ◎正價金一圓
 ◎郵稅金八錢

下卷 彩色ヲ以テ神經分佈
 彩色及電氣運動點ヲ示
 廿四圖挿入
 ◎正價金九十九錢
 ◎郵稅金八錢

本書ノ原本ハ獨國府藥保大學ドクトル、コフエリッキスウエービ
 ル氏著醫學的診斷學ニ原著者カ本著ヲ公刊スルハ歐洲各國及
 本邦ノ醫學者ニ之ヲ歡迎セザル者ナシ佐藤醫學士一本ヲ得テ精
 閱シ其秀逸卓絶ナルニ感シ好學ノ徵表スル能ハズ即チコレヲ全
 譯シ向ホ「フイルオルト」氏「ロイベ」氏「アイセホルスト」氏等ノ原
 著ヲ參酌セシメテ「神經學的、化學的、顯微鏡學的及解剖的診察法
 ナ詳説シ殊ニ近時 神經疾患ノ電氣的診察法ハ
 漸ク其歩ヲ進メシ
 緻密精巧ナル着色圖
 ナ掲ケテ細説シ加フルニ從來
 ノ應用診斷學
 ナモ論述シタルニ近來絶テハキキタ無クシテ
 二有ル處ノ好書ナリ斯道ニ志スノ人、讀フ
 一本ヲ購フテ此廣告ノ誦ヒサルヲ知ラントナ

關 藤 治 郎 先生 編

產婆問題答案書

全一冊 正價廿五錢
 郵稅四錢

增補再版發行

本書ハ東京府內務省及醫科大學并ニ大坂ニ於テ施行セシ產婆試驗
 問題ヲ悉ク集載網羅シ此レニ訂正詳細ナル文章ヲ以テ解説シ尙四
 章ニ分チ「解剖學」「生理學」「正規產婦分娩及產後」「異常分娩及
 及產後等」尤モ明晰ニ論述ス更ニ多數新問題ヲ加ヘ詳細ナル答案ヲ
 記載シ且少産婆看護婦ニ必用ナル諸規則ヲ附セリ且少大ニ增補訂
 正ヲ加ヘ改版發行ス

醫學博士中濱東一郎譯補

衛生新書

全一冊 正價一圓五十錢
 郵稅十二錢

日本赤十字社 看護人教科書

全一冊 實價六十五錢
 郵稅六錢

日本赤十字社 看護學教程

全一冊 實價八錢
 郵稅八錢

日本赤十字社 篤志看護婦人會教程

全一冊 增訂版
 實價六錢
 郵稅八錢

日本赤十字社 育兒談

全一冊 實價二十五錢
 郵稅四錢

日本赤十字社 通俗救急處置

全一冊 實價二十五錢
 郵稅四錢

男爵 石黑忠憲先生題辭
 醫學士 鳥居春洋先生增補

金木三郎先生編纂

簡明 食養論 完

全一冊 紙質上等
 實價七圓
 郵稅七錢五分

凡ソ人孰レカ生涯無病ナラン不申ニシテ一朝疾病ニ罹ルトキハ醫
 藥ノ功ニ頼ルベキハ勿論ナリト雖モ食餌其ノ當ヲ得サルニ於テハ
 全癒素ヨリ期スベカラズ然ルニ本邦未ダ患者ノ食養及ヒ禁忌飲食
 ナリ記述シタル著書其類ヲ見ズ者茲ニ見アリ醫院勤務ノ餘暇ヲ以
 テ各疾病ニ係ル食養品及ヒ禁忌食物ヲ本邦ノ状態ニ適切シ懸篤
 平易ニ記述シ附スルニ吾人ノ飲食物ナル動物性植物性狀飲食物
 リ嗜好性食物等ニ至ル迄ヲ細大洩レナク幾百餘種ノ分析表ヲ
 以テ又實ニ本書ハ日常患者ニ接スル醫家看護婦ハ勿論患者ニア
 リテハ坐右ノ寶函トモ云フベク本邦未ダ見ザル處ノ良書ナリ

陸軍一等軍醫寺西幸作先生考按

普通視力表

全附 正價二十錢
二表 郵稅二錢
表解

東京眼科病院長ドクトル井上豊太郎先生編纂

再試視力表

全 正價十三錢
表一 郵稅二錢

東京眼科病院長ドクトル井上豊太郎先生著

眼水晶體發達論
附其附近トノ關係

獨逸文石版圖入
正價五十錢
郵稅四錢

長谷川泰先生纂譯

簡明藥物學

全二冊 正價三四六十錢
郵稅二十四錢

濟生學合講師講義

臨床講義錄

全三冊

●上卷內科之部 正價一圓七十錢 郵稅十二錢
●中卷外科之部 正價一圓五十錢 郵稅十二錢
●下卷雜科篇部 正價六十錢 郵稅六錢

醫學博士小金井良精先生校 今田東先生著

實用解剖學

全三冊 正價四圓七十錢
郵稅三十錢

藤信夫著

紙腦模型

全圖 正價金三拾五錢
附帳一 郵稅金四錢

陸軍軍醫長陸軍少將石黒忠憲先生題辭
醫學博士長谷川泰先生序文
醫學博士飯盛三先生校訂
醫學博士大前寛忠先生詳述

物理示要

全四冊

卷登既刊正價六十五錢 郵稅六錢 以下續出

丹波敬三先生校閱 小山哉先生纂

衛生試驗法

全一冊 正價貳圓三十錢
郵稅十四錢

ドクトル 飯盛三先生纂譯

物理學

全三冊 正價金四圓拾錢
郵稅金三十錢

醫學士川原汎先生撰 (書中圖畫四百餘個ヲ以テ滿載セリ)

增訂 衛生學綱目

美全 總紙八百餘頁
裝一 正價貳圓八拾錢
綴本 郵稅貳拾錢

●着色石版圖百八十圖 亞鉛版圖其他密畫三百八十餘個挿入

緒論三十項 大氣百拾項 土地四十項 傳染病學 細菌綱目 細菌検査顯微鏡用法 ●細菌病 防疫 百廿八項 飲食十項 衣服及身體ノ保護三十項 職業衛生十項 建築及學校衛生療 院監獄衛生七項 屍體ノ所置 葬法八拾編 一千四百四拾餘項 悉ク圖畫ヲ挿入シテ細ニ細菌學ヲ詳述ス

本書ノ價值ハ既ニ行ハレタル三版ニ由テ江湖ニ普ク知悉セラレタリ登ニ再ヒ之ヲナシテ大ニ増補訂正シ更ニ細菌培養 養聚落ノ密畫精彩石版圖 シ之カ爲メ新ニ 百八十ノ石版圖及數拾ノ木板畫

ヲ増シ又麻刺里亞原蟲ノ産母 あのひれす 蚊ノ各種及之ト 比較圖ヲ加ヘ最近斯學 界ノ新業績ヲ蝟集増補 セラレ 學校衛生及工業衛生學其他萬般ヲ詳述 ス 之ヲ以テ本書ハ第四版ニ至テハ益々完愈々 美ヲ盡セル本邦唯一ノ衛生書タルヲ信ス

訂正能氏內科臨床講義 全四冊 正價二圓四十四錢 郵稅十四錢

訂正三版增訂再版卷三、卷四、各正價六拾錢... 大考證精確 其難雜ナル... 山田良叔先生譯

蘭氏生理學 全三冊 正價金四圓九十六錢 郵稅金三十二錢

毒物治方全書 全壹冊 正價金三拾錢 郵稅金四錢

臨床上稀ナラズ遭過スル所ニシテ而カモ其處置ニ急務スルモノヲ... 林友太郎先生纂譯

藥物學等ヲ基礎トシ尚ホ最新ノ醫科大學ニ於テ得タル多年... 醫科大學醫員林友太郎先生纂譯

醫科大學醫員林友太郎先生纂譯 全三冊 正價金五拾四錢 郵稅金四拾四錢

上卷 傳染病篇 密書三十餘圖 正價金六拾五錢 郵稅金五拾五錢

中卷 神經病篇 密書三十餘圖 正價金五拾五錢 郵稅金四拾五錢

下卷 泌尿器篇 密書二十餘圖 正價金六拾五錢 郵稅金五拾五錢

改訂日本藥局便覽 全一冊 正價金拾錢 郵稅金貳錢

醫聖ヒボクラテス眞像 全一冊 正價三拾錢 郵稅不

藥學博士 丹波敬三先生纂譯 全二冊 正價二圓五十錢 郵稅二十二錢

無機化學 全二冊 正價二圓八十錢 郵稅二十四錢

有機化學 全二冊 正價二圓八十錢 郵稅二十四錢

生理的尿沈渣圖譜并解 全一冊 正價金貳圓五拾錢 郵稅金拾錢

本書ハ奧國維也納大學ドクトル、ウルフツマン、ホルマン、ツマン及ドクトル、ホフマンノ一二氏ガ多年ニ基キ著ハセル處ノ生理的井二病體ニ於ケル尿沈渣ヲ顯微鏡的及

順天堂副院長醫學士 佐藤佐先生講義 順天堂醫員 菅野徹三先生纂譯 內科診斷學各論 卷一 血行器病 定價五拾錢 郵稅四錢

順天堂副院長醫學士 佐藤佐先生講義 順天堂醫員 菅野徹三先生纂譯 內科新書 卷一 傳染病篇(再版發行) 正價四圓六十錢 郵稅十錢

化學的ニ詳述セシモノニシテ就中診斷上重要ノ事項ニ至リテハ所
 我明瞭正確、殊ニ沈澱、如キハ原者ガ最モ意ヲ用ヒシ處、天
 眞爛熳實ニ醫籍中ノ大觀ナリ今マ之ヲ翻刻全譯セシモノニシテ其
 結晶ノ形狀、組織、皮厚、着色石版八十八圖、精巧
 極メ之ヲ鏡下ニ實地目撃スルト寸毫モ異ナルナシ亦各圖解説
 如キハ譯者ガ多年ノ實驗ニ三浦博士ガ獨佛留學
 中特ニ化學的診斷ニ就キ研究シ得タル深
 ニ據リ頗ル綿密ニ校閲セラレタルヲ以テ其正確ナル多言ヲ要セズ
 實ニ本邦未ダ曾テ見ザル處ノ最大良書也

醫學士ドクトル宮下俊吉先生著

增訂眼科診斷學

全二紙員菊判
 冊約四百五十頁
 約四十五圓挿入

●上卷發兌正價金五十五錢下卷近刊

醫學博士佐藤進先生序文 石川清忠先生纂

再實用法醫學

全一正價一圓七十錢
 冊一郵稅十錢

吉松文治先生譯

萬國新治療年報

卷之壹 正價四十五錢
 卷之貳 正價四十五錢
 郵稅四錢

醫學士川原汎先生著

內科彙講

全四冊 總紙員二千頁
 以下三冊續出

體裁簡明上欄附二段諸紙員四百七十頁餘正價金壹圓七拾錢

郵稅金拾錢

著者ハ本邦中最多年内科ノ講義ヲ爲セシノミナラス亦全國中最好
 料ニ當メル愛知病院ニ於テ實驗ヲ積ミテ其著トス先生今般在職十
 五年ニ及フ故ニ其職ヲ辭シ自今專ラ病室診察ニ從事セラレ、十
 五リタリ乃チ從來ノ實驗ヲ蒐集シテ一書ヲ作リ以テ之ヲ公ニセ
 ル、此書ハ元來先牛講義用ノ教科書ニシテ本文ニ於テハ可成
 簡明トシ主トシテ内科各論ヲ網目ニ叙述シ、說明、例、等
 テ附テ參照上ノ事項ハ、附テ設ケテ論議シ、外國語病名ノ如キハ
 羅馬字、英、佛、四箇國ヲ併列シ、日本內科學ノ先鞭
 セラレタリ就中此書ノ特色ハ、我邦人ノ手ニ成ル職階ヲ類集シテ餘
 ルニ背カス、故ニ此書ハ教科用自修用トシテ學生ノ爲ニ得
 難キ好著トナル耳ナラズ苟モ斯ノ學ニ篤キ者ハ一本ヲ缺ク能ハザ
 ル珍寶ト云フ可シ殊ニ第一冊トシテ今同發行シタル神經系統病
 如キニ至テハ先生最多ノ業績ヲ有スル者ニシテ細大漏サス最新ノ新
 病且奇病ニ至ル迄除スナシ

東京眼科病院院長 井上豐太郎先生講述

增補眼病トヲホーム論

全一冊 改版中

附其公衆的個人的預防法及眼病一般の衛生法

獨國大學講師ドクトル、クレムペル氏共著
 醫學士櫻田龜一郎先生譯補

臨牀細菌學

全一冊 總紙員菊判 四百五
 十餘頁
 正價金壹圓三十錢
 郵稅金拾錢

●精巧着色圖緻密亞鉛版其他密畫貳
 拾壹圖五十挿入

本書ハ獨逸國ストラスブルク府大學講師ドクトル、フエリクス、ク
 レムペル及同大學講師ドクトル、エルンスト、レウ井イ爾氏ノ
 共ニ著シタル者ニシテ原著ノ書名チ (GRUNDRISS DER KL
 INISCHEN BACTERIOLOGIE) ト云フ則チ本書ハ專ラ臨牀上
 ニ應用センガ爲メニ著シタル細菌學ナリ而シテ本書ノ特色トス
 ル所ハ專門學トシテ記載セラレタル細菌學ニ異リ日常臨牀醫家ノ
 目撃スル疾病ニシテ其内科病外科病婦人科病眼科病トテ間ハス其
 臨牀上ニ於ケル細菌學的診斷、原因論、豫後、治療法等ヲ詳述シタ
 ルモノナリ櫻田先生先ニ醫科大學衛生學教室ニ在リテ細菌學研究
 ノ餘暇本書ヲ翻譯セラレ且ツ自己ノ經驗ニ基キ譯補セラレタル所
 鮮シトモ其載スル所ハ總論ニ於テ細菌ノ形態及ヒ生物傳染、人
 工免疫法及ヒ治療法ノ原理ヲ論シ其他細菌培養法及ヒ検査法ヲ述
 ベ炎症及ヒ化膿中ニ於テハ丹毒、靜脈炎、淋巴炎、鼻膜炎、咽
 頭炎、扁桃腺炎其他中耳炎、眼膜炎、氣管枝炎、胸膜炎、肺炎、心
 囊炎、腹膜炎一般、婦人生殖器ニ於ケル炎症、淋病、梅毒、結
 核、レプア、インフルエンザ、淋疾、梅毒、再歸熱、アクリノ、結
 コーシス等其他多數傳染性疾患ニシテ載セラレザルモノナシ實ニ
 本書ハ日常患者ニ接セラレ、治療家諸君及醫學士諸君ヲ益スル
 少カラザル可ク苟モ學術的基礎ヲ以テ診斷シ且治療セント欲スル
 諸君ニ向テハ必讀ノ良書ナリ

ドクトル神原次郎先生著

增産婆學

全二冊 上卷正價壹圓四拾錢
 下卷正價壹圓參拾錢
 郵稅各冊拾錢

亞氏化學

上卷無機化學之部
 實價一圓五十六錢
 郵稅拾貳錢

亞氏化學

下卷有機化學之部
 正價一圓七十五錢
 郵稅一圓一十六錢

醫學博士河本重次郎先生著

眼科學

全三冊 實價金參圓拾錢
 郵稅金拾八錢

檢眼鏡用法

全壹冊 正價金一圓五十錢
 郵稅金八錢

醫學博士下山順一郎先生著

日本藥局方註解

全二冊 正價三圓六拾錢
 郵稅二十四錢

山田良叔先生纂譯
病理通論
 全二冊 正價三圓四十錢
 郵稅二十二錢

醫學博士佐藤進先生纂著 第四版完成

新訂外科各論
 全六冊 正價六圓九十二錢
 郵稅五十四錢

卷壹、貳、參、五、六 定價各五拾錢
 卷四 定價四拾錢
 卷七、八、九、拾 定價各五拾錢
 卷拾參 定價五拾五錢
 卷拾四 定價五十五錢
 卷拾五 定價六十錢
 卷拾六 定價六十五錢
 卷拾七 定價七十錢

千葉醫學專門學校教授平野一貫先生校閱
 同 助 手藥學得業士三本松清吉先生纂譯

美藥品試驗法
 全一冊 紙質精良印刷鮮明
 正價五圓十錢
 郵稅金八錢

本書ハ醫師、藥劑師并ニ醫學藥學生徒諸君ノ參考ニ供スルナリ

トシ主ニ獨乙國「ビー」氏藥品試驗法ヲ增補譯シ傍「ト」
 「ムス」、「ホーフェルト」兩氏藥品鑑定「ラ」エツキ「ゲル」氏生藥學
 「シユミット」氏製藥化學「フーセマン」氏植物論及獨乙藥局方ヲ參
 酌シ且少日本藥局方規定ノ藥品試驗法及新藥類其他藥局方ニ揭ケ
 ザルモ目下尙ホ醫藥ニ供セラル「モ」ハ殆ンド網羅シ各藥品ノ所
 說ハ特ニ「處方」・「溶解點」・「沸騰點」・「比重」・「含量」・「溶解度」・「對スル
 關係」・「試驗法」・「定量法」・「貯法」等ノ各項ニ區分シ最モ了解シ易
 ラシムルヤヤ詳述シタリ

金澤醫學專門學校教授製藥士櫻井小平太先生編纂
 藥劑師試驗委員正六位勳六等

藥品鑑定
 全一冊 正價三圓三十錢
 郵稅八錢

紙數約二百頁紙質精良印刷鮮明

藥品鑑定ノ醫師藥劑師ニ必要ナルヤ言フ俟タス然ルニ世間道々藥
 學書籍ノ出版アルモ未タ該書ヲ公ニセシモノアルナリ爾カ之是レ必
 竟局方註釋アルヲ以テ右ヲ藥品鑑定書ニ代用セシ誤習慣ニ出テ
 ルモノナランカ今日ノ時勢最早ヤ右等ノ如キ誤習ヲ許サズ世間藥
 品鑑定書ナキヲ訴フルニ至レリ是レ實ニ自然ノ勢ナラン本書ハ櫻
 井氏衛生試驗所長泰職ノ當時ヨリ今日ニ至ル迄斯學ニ於ケル多年
 ノ經驗ト學識トヲ以テ編纂セラレシモノニシテ十二ニ分チ定
 性・重量・容量分析・沸騰點并ニ比重檢定・丁幾・越幾斯・舍利別
 類ノ試驗ノ如キハ一々例ヲ示シ統計ヲ舉ケタル等實ニ其好ノ書籍
 ニシテ且恰モ其出版ノ期ニ適合シタルモノナリ藥劑師藥學家ハ申
 スニ及パス醫家ト雖モ必ス快ク可カラザル其書ナリ

獨乙國アラウンシヨロロベルト、ラットフ氏原著
 高等工業學校教授トク
 日本第四高等學校教授櫻井小平 太氏譯述
 正六位勳六等製藥士櫻井小平 太氏譯述

毒物檢索法
 全一冊 紙質精良印刷鮮明
 正價六圓十錢
 郵稅十錢

近來二三ノ裁判化學書アリト雖モ或ハ單簡ニシテ不充分ノ感アリ
 或ハ複雜ニシテ要ナ得レニ難キノ不便アレモ其原本元來世
 人ノ知ル如ク簡便ニ編セザル其書ニシテ理論實地共ニ好伴タル
 ナリ右ノ全譯ヲ櫻井先生ニ求メシ所已ニ稿ヲ脱シテ今ヤ印刷結
 了セリ而シテ其原著ハ最新第七版ヲ譯セラレタルモノナルヲ以テ
 就テ新ナルハ申スニ及パス爾ノ如キモ第六版ニ比スレハ増加シ
 實ニ無比ノ良書ナリ世ノ醫藥學家ハ試ニ一本書ヲ購求シテ高説セ
 フルレハ本店ガ言ノ真ナルヲ證スベシ

金澤醫學專門學校教授製藥士櫻井小平太先生纂著
 藥劑師試驗委員正六位勳六等

分析定性分析
 全一冊

●紙質精良印刷鮮明●正價金壹圓二十錢●郵稅六錢●
 本書ノ特色ハ簡明ナルト且記號ヲ用ヒテ學ヲ者ヲシテ記憶ニ便ナ
 ラシムルトノ二途ニアリ

千種佐太郎氏編纂

鞏固筋學便覽
 全一冊 正價金貳拾錢
 郵稅金貳錢

本書ハ心理學上ノ連合作用及ヒ類似作用等ノ記號法ヲ考ヘ系統ヲ
 立テタル表トシ且六十首中筋名稱起點終止作用等ヲ悉ク網羅シ
 マルモノナレバ諸君應用ニハ一讀ノ價値アリ

醫學士 川原汎先生校閱
 太田季次先生著

日本氣候療養地論
 全壹冊

總紙頁約四百頁 正價九拾錢 郵稅拾錢

輿近治療學上ニ一新方面ヲ開拓セシハ所謂氣候的療養法ナリ見ヨ
 昨年萬國結核會議ヲ獨乙國ニ開クヤ結核病ノ治療法カ如何ノ
 方針ニ傾キト、アルカ萬國知名ノ學者ハ概シテ天然の氣候ヲ資シ
 テ之ヲ治療トシセントシツ、アルニアラスヤ否ナ獨リ結核病ノミ
 ナラス總テノ慢性痼疾ハ皆ナ此ノ方針ニ近接シツ、アル「ハ今日
 醫學ノ趨勢ナリ
 吾邦土ノ景況ヲ觀察スルニ四圍ノ瀕海風致愛スヘキノ所海氣候場
 ニ適シ山間幽邃地ニ宜キノ地温泉療場ニ宜シク山海兩ナカラ好真
 ノ氣候療地ニ當ム眞ニ吾邦天與ノ幸福ナリ然リ而シテ此ノ天幸ナ
 ル療養地ヲ如何ニシテ利用スヘキカノ方法ト且ツ之レカ如何ノ作
 用ニ由テ吾人ノ痼疾ニ効能ヲ現ハスヤノ理ヲ論スル書ヲ之レテ
 見ス此レ盛世ノ一大快事ニアラスヤ著者大ニ茲ニ見ル處アリ自ラ
 諸所ノ山海ヲ跋渉シ又諸種ノ書籍ニ就テ之レカ研究調査ヲナスコ
 ト數年茲ニ一部ノ書ヲ編纂組織シテ日本氣候療養地論ト名ツ
 ケ其ノ總論ニ於テハ深奧ナル學理の基礎ノ上ニ療養地ノ効能ヲ論
 シ各論ニ於テハ吾邦各地ノ温泉及海水浴場二百八十餘箇處ノ狀狀
 ナ述ヘ之レカ應用ノ適否ヲ論スルコト精細ナリ故ニ此書實地醫藥
 家ノ爲メニハ快クヘカラザル參考書ナリ又世間痼疾者皆之ヲ從テ
 ナサントスル者ノ爲メニハ有益ナル好伴侶ナリ

醫學士竹中成憲先生新著(增補訂正中)

日本小內科學

全一冊

聖美洋裝本 總紙頁一千百餘頁 再版近刊

坂園インスブルク博士 W. J. Loebisch 氏原著
大學教授ドクトル W. J. Loebisch 氏原著
福岡病院眼科長醫學博士高橋剛吉先生分譯
試驗委員正七位醫學士
金澤醫學專門學校教授櫻井小平先生分譯
試驗委員正六位勳六等製藥士

新藥全集

全二冊 紙質精良、印刷鮮明
正價各金一圓五十錢
郵稅各金八錢

本書ハ新藥ノ大家トモ稱スベキ、レエービシニ氏ノ原著ヲ醫藥ニ經
驗アル兩學士ガ分譯セラレタルモノニシテ其内容ハ各品ノ來源、
製法、性状、性質、試驗、生理的關係、醫藥的試驗、醫治應用、用
法用量、處方等ニ區別シタル歐洲諸大家ノ實驗ヲ學ブ讀者チシテ
容易ニ了解シ且記憶ニ便ナラシムル等實ニ無比ノ良書ニシテ、醫
藥社會ニ關係アル各位ニハ實ニ必要ノ書籍ナリ

齋藤基先生著

袖珍獨和醫藥會話

全一冊

○正價金廿五錢○郵稅金二錢

醫學士 竹中成憲先生編

簡易產婆學

全一冊

●正價金四十錢●郵稅金四錢●

世既ニ產婆ノ書ニ乏シカラズ然レモ編者ノ觀ル所ニ據レハ簡易ニ
シテ高等小學初年級位ノ學力ニ適スルモノナシ故ニ初學ノ教授ニ
際シ不便ナルカラズ本書ハ即チ此缺ヲ補フモノナリ尙試驗規則ヲ載
セリ

傳染病研究所長醫學博士北里柴三郎先生閱
傳染病研究所部長醫學士志賀 潔先生著

赤痢病論

全一冊

●本綴正價一圓廿錢●郵稅十錢

醫學博士佐藤 進先生纂著
醫學博士田中苗太郎先生校補(第五版)

增訂外科各論

全八冊

●卷一 正價壹 圓郵稅拾 錢

●卷二 正價一圓三十錢郵稅十二錢

醫學士 長谷川順次郎先生校閱

村山熊次 庵原誠治兩君編纂

(增補改訂七版完成)

前期答案全集

全二冊

前編 正價金五十五錢
郵稅金 六 錢
後編 正價金五十五錢
郵稅金 六 錢

●前後大増補第七版(物理學及) ●後篇(化學及)
茲ニ刊行スル第七版ハ初版以來ノ誤謬ヲ正シ三十五年第二回ニ至ルノ問題ヲ悉ク網羅シテ懇切ナル答
案ヲ附セリ思フニ幾多ノ答案集ノ類書アルモ本書ノ如キ編者ノ敏腕ト熱心トニ依リ讀者ヲ満足セシムル
ノ良書アルヲ見ス是レ本書ガ發售日尙淺キニ拘ハラズ既ニ第七版ヲ刊行スルヲ以テ知ルヘシク受
者諸君一書ヲ購ヒ机上ノ友トナサバ蓋シ益シスル所尠シトセス

醫學士 田代義 德先生著

增補外科手術篇

全一冊 密畫入

●正價金壹圓四拾錢●郵稅八錢
發行以來非常ノ好評ヲ博シタル本書ハ已ニ第三版 實驗ト精
密ナル 圖畫トヲ増 改訂第四版 行ハレシ讀者諸君
ス請フ陸權購讀ノ榮ヲ賜ハランナリ

東京醫學大學杉一先生纂著

醫術開業 臨床備考

正價金 四十五錢
郵稅金 四 錢

實用定性分析

全一冊

●分析檢査表挿入●紙頁二百三十餘頁●正價金九十錢●郵稅
八錢

千葉醫學專門學校教授醫學士古屋恒次郎 一貫先生共譯
千葉醫學專門學校教授 平野 一貫先生共譯

千葉醫學專門學校教授平野一貫先生著
實用定量分析
 全一冊 精圖入
 正價四拾錢
 郵稅四錢

此書ハ定量分析ノ方法ヲ簡潔明瞭ニ説述シ實地定量分析術ノ要領ヲ詳カニシテ遺傳ナシサキニ古風平野ノ兩先生力講述セル實用定性分析ト合テ完璧ノ良書ナリ請フ陸軍愛用セラントナ

宮内省侍醫局勤務 岡本元資先生校
 東京鍼灸協會々長 岡本愛雄先生著
 醫學得業士

實用鍼灸學初步
 全一冊 總價九拾錢
 郵稅八錢

紙頁菊判凡二百數十頁插圖十七個
 著者ニ實地醫家ノ爲メニ實習鍼灸科全書ト題シ經穴解剖學及治療編ヲ公ニシテ大江湖諸氏ノ好評ヲ博セシ今又鍼灸術簡便者ニ對シ茲ニ本書アリ即チ本書ハ鍼ノ沿革流義刺法灸點法及日本酌按摩法等斯學ノ初步ヨリ既キ起シテ次テ解剖及生理學ノ大意ヲ簡畧ナ主トシ講義的ニ記述セラレタリ加フルニ諸讀ニ便ナル爲メ假字ヲ附記シタル實ニ斯業初學者ノ爲メニハ一大寶典ト云フ可シ乞フ陸軍御購讀ノ榮ヲ賜ハラントナ

醫學博士 山極勝三郎先生序
 大阪醫學學校教授 田中祐吉先生著
 伊東辰之助君輯

病理的實驗論集
 全一冊

正價金七拾五錢●郵稅金六錢●總紙頁菊判二百餘頁●緻密亞鉛版及木版精圖挿入
 夫レ病理解剖研究ノ興味アルハ實地ニ就テ病變セル臟器ヲ驗シ以テ生前ノ症狀ト相對照スルニアリ、此ノ方法ニ依リ始テ詳カニ疾病ノ本體ヲ察知スルヲ得ベシ、若シ夫レ解剖記録ヲ輯メテ之ヲ各病態ト照應セシメ以テ一部トナサバ彼ノコトモシトナラナシ、スクリブルズニ於ケルガ如ク實物ニ就テ親シク目視スルヲ得ストモ讀者チシテ病變ノ狀況ヲ實際ニ見ルガ如クニ知得セシメ臨床的處置ノ正鵠ヲ期スルノ點ニ於テ大ニ補益スル所ナクンバ非ズ本書ノ世ニ出シタル實ニ之ガ爲メナリ其掲載スル二十有餘ノ各篇ハ録々ノ名アル田中先生ガ多年ノ實驗ヲ記録セラレタル論稿中ノ精華ニシテ、病歴、解剖、鏡檢記録ヲ明細ニ載セテ之レニ對スル斷案ヲ下シ加フルニ精緻ナル圖畫ヲ挿入シテ其說明ヲ補ヒ又々歐洲諸學者ノ學說實驗ヲ博ク蒐集セルガ故ニ本書チ一覽スルバ坐ナガラ各病者ノ生前死後ノ變化ヲ對照觀察シ研究上大ニ利スル所アルベシ今々編者伊東氏本書ヲ江湖同學ノ士ニ頒メントス實地醫家タル者復ラケ一讀スル所ナカレバカラズ請フ陸軍購讀ノ榮ヲ賜ヘ

醫學士竹中成憲先生新著

新 赤痢病學
 全一冊

紙頁四百數十頁●正價金壹圓●郵稅金十錢
 數種赤痢ノ各名稱ヲ舉ゲテ之カ定義ヲ下シ原因ノ諸説ヲ列記シテ其所以ヲ明ニシ微候ヲ分析シテ識別ニ便ナラシメ療法ニ到テハ著者最モ意ヲ用井今日マテ使用セラレタル總テノ赤痢藥ト未來ニ於テ或ハ用井ラレベキモノヲ詳記シ之ヲ分類シテ療法ノ方針ヲ示シ一般血清療法ノ由來原理ヲ説明シ赤痢血清ニ就キ大氣菌ヲ吐キ、本病ノ本邦ニ於ケル文獻ヲ示シ、終リニ詳細ナル和獨對照索引ヲ添ニ故ニ本書ハ赤痢病學ノ字典ノ如シ

醫學士三浦省軒坂本隆哉兩先生新案

改訂 再版 **外科解剖及内科病變一覽圖**

●詳明美麗着色石版圖表裝掛物仕立
 ●正價一圓九十五錢●郵稅十二錢

東京帝國大學醫學博士山極勝三郎先生述

增補 **ペスト病論**
 全一冊

正價金七拾五錢●郵稅金六錢
 ●附錄ペスト病ノ診斷ニ就テ●
 ●細菌及熱度表着色圖拾餘個挿入●
 序言○第一章 臨床的觀察○甲、病歷○乙、臨床觀察ノ成績○丙、第一、症候上事項○診斷○治療○第二、病因○第三、解剖組織的觀察○甲、剖檢○乙、組織的検査○丙、解剖組織的所見ノ摘要○第一、解剖的所見○第二、組織的所見○第三、結論○第一、ペスト病原菌ハ如何ナル途ヲ經テ人ノ身體ニ侵入スルヤ(侵入ノ門)○第二、ペスト病原菌ハ、何レノ臟器組織ニ寄生スルヤ(寄生場所)○第三、ペスト病原菌ハ如何ナル變化ヲ惹起スヤ(病的變化)
 大嶋采子博士本書第二版ニハ山極先生ガ臺北ニテ研究セラレタル附録ホントニ臺灣其他ニ於ケル「ペスト」ニ關スル報告中ヨリ殊ニ診斷治療上必要ト認メラレタル者ヲ採擇増補セ
 新圖畫ヲモ挿入セラレタリ加フルニ附録ハ先生ガ去十二月演説ヲ東京醫學協會所開「ペスト」講義會ニ於テ爲サレタル原稿ニ基テ附録トシテ世ニ公ニスルノ許可ヲ得タリ是レ附録ガ益ニ爲ラズニ御座候

- 藥學士 山田董先生編纂
- 無機化學 粹 全一冊 正價一圓卅錢 郵稅十錢
 - 有機化學 粹 全一冊 正價一圓卅錢 郵稅十錢

岡山醫學專門學校 井上通泰先生校閱
眼科大學醫學士 井上通泰先生校閱
元醫學科大學醫學士 海老原宗作先生著
醫學博士 藤尾先生校

トラホーム退治策

全一冊

●マックス氏失明原因病ノ比較表、フックス氏預防法摘要挿入
●着色石版八個入正價四十錢郵税四錢
本書の校閲者井上學士曾て嘆して曰はく、國を亡さんものはそれ
トラホームならむか、蓋し至言なり、
本書は此國の重要問題、今猶世人に冷視せらるるを深憂するの
餘りに成りしもの、巻頭先づ失明者の出ず、最も恐るべき傳染
病なることを紹介し、次で日本「トラホーム」の梗概を序するや
日本に吾人同胞兄弟を憐れしたるや、追憶し、彼が既往幾百年來
如何に吾人同胞兄弟を憐れしたるや、追憶し、彼が既往幾百年來
相續人たる學生の多かる彼がために年々歳々兵隊に合格する者
り漸く受けるを憐れし、進んで彼が父たり母たり一家の柱たる者
告を時にしては一家の安否を運ぶる吾人一人の盛衰に關する今日に
過すべからざる一問題たるを明かし、中頃彼の原因及療法につ
いて一言し、病原の今猶暗黒界に彷徨し、療法の基た不健全な
論の題目たる退治策として結論したり、議論明確、筆力亦勇健に本
書に特色を放たしめ、加之井上學士の熱心なる校閱は本書を
て一層の光彩を放たしめ、日本幾百萬の「トラホーム」患者は依之將來
の本計を世すべく、又其健なるものいたりては深く茲に
がために日本國の利益幸福を果して如何ぞや、敢て又富國
も衛生家云はす、教育家云はす、經濟家云はす、農にあれば、
商にあれば、工にあれば、將た學者にあれば、無學者にあれば、學生にあれば、

最新名家處方

袖 全一冊

●正價四十五錢●郵税四錢
茲ニ刊行スル最新名家處方ノ第二版ハ歐洲各國ノ大家及我邦諸名
家ノ最新處方ヲ蒐集シタルモノニシテ前版ニ於ケルヨリ大改訂ヲ
ナセシム處方數千個ヲ増加セシト、各病ニ於ケル原因、症候ヲ加
ヒ醫師ニ必要ナル諸法令等數百頁ヲ附載セシメアリ故ニ開業醫家
ハ勿論後期受驗者諸君ハ坐右一日モ缺クベカラサルノ好伴侶ナリ

普通按鍼學

正價一圓廿錢 郵税十四錢

男爵石黒忠愷先生序
東京盲啞學校按鍼科教員 奥村三策著
（全一冊）
●正價四十五錢●郵税四錢
陸軍一等藥劑官恩田重信先生序
醫學博士 藤尾先生校

實用衛生自強法

正價一圓廿錢 郵税十四錢

●正價四十五錢●郵税四錢
陸軍一等藥劑官恩田重信先生序
醫學博士 藤尾先生校

藥劑師試驗問題答案全集

陸軍一等藥劑官恩田重信先生編

全一冊紙頁四百八十餘頁●正價八十錢●郵税八錢
本書ハ明治二十二年藥劑師試驗規則改正以來年々東京大坂等ニ於
テ施行セラレシ藥劑師試驗問題ヲ蒐集シ向ホ補フニ專門醫學
校、東京藥學校、大坂藥學校等ニ於テ學期試驗等ニ出テタル問題
數百種ヲ以テテ第一編物理學●第二編化學●第三編植物學●
第四編生藥學●第五編製藥化學●第六編分析術●第七編藥品鑑定
●第八編調劑術●第九編藥物製劑品目ノ數編ニ別チ之レニ恩田先
生獨得流暢ナル文體ヲ以テ一々明瞭ナル解答ヲ附シ若シ筆ノ及
サル所ニハ殊ニ鮮明ナル插圖ヲ以テ丁寧ニ解説シ且シ卷末ニ藥劑
師試驗及斯道必須ノ諸法令ヲ掲ケタルハ受驗者ガ問題ノ機子、答
案ノ體裁受驗ノ心得等ヲ知ルニ最良ノ好指南車ナリ

實習鍼灸科全書

菊 全一冊

●正價壹圓●郵税八錢
▲人體石版圖十八表其他密書數拾個挿入▲
鍼灸醫學ニ關シタル書ノ少キト本書ノ實用的ナルトハ大江湖醫
家並ニ鍼灸家諸賢ノ歡迎スル所トナリ初版已ニ盡キ今ヤ茲ニ其再
版ヲ發賣スルノ盛城ニ達セリ

新藥拔要

本 全一冊

紙質精良、印刷鮮明、正價壹圓貳拾錢、郵税八錢
新藥書中完全ナル藥物學的體裁ヲ爲セル良書ハ W. F. Loeffler
氏原著高橋櫻井兩學士ノ分譯ニ成レル新藥全集ナレ、未タ大家
ノ實驗ヲ經ザルモノ又ハ今ヤ已ニ實驗中ニ在ル新藥モ亦タ少ナカ
ラズ本書ハ今日歐洲市上ニ於テ新藥ト稱セラル、モノヲ悉ク蒐集
シ其數二千二百有餘種アリ故ニ新藥ニ就キ遺漏ナカラシムハ甲乙
共ニ座右ニ備フベキモノナリ

實用外科各論

全 正價五圓 郵税卅二錢

醫學博士 菊池常三郎先生纂著 第七板
卷之壹 頭部 正價一圓拾錢 郵税八錢
卷之貳 頸部胸部及脊柱部 正價一圓拾錢 郵税八錢
卷之參 腹部 正價一圓三十錢 郵税八錢
卷之四 上肢及下肢部 正價一圓五十錢 郵税八錢

醫學博士佐藤進先生題辭
醫學博士吳秀三先生序文
醫學博士藤新平先生序文
醫學博士佐藤勤也先生編纂

大増補四版 發兌

新訂 毒學 全一冊

總紙員五百五十餘頁 ● 正價金拾四圓七拾錢 ● 郵稅金拾四圓
● 鮮明美麗精彩石版圖二表其他
● 密畫着色圖共八拾二個插入

本第四版現ハル著者先生ノ編纂ナル増補校訂ト本店出版書籍ノ
特點タル緻密精巧ナル圖畫ノ増補トハ本書ニ於テ殊ニ光彩ヲ添
タリ今ヤ皮膚病科ノ動機ニシテ際ニ際ニ研究セシムルニ
出ツルモノナカラシ本書ガ他ニ先シテ第四版ヲ重シクモ右ニ
其表紙ニアラズトセンヤ諸君希クハ續々愛護ノ榮ヲ賜ヘ

高砂恭齋校正 高砂義尚編纂

訂正 醫學生 記臆的筋肉表 第二版 全壹折

● 正價金拾四圓 ● 郵稅金貳錢
唯一ノ好真ナル肥服の筋肉表トシテ發行以來非常ノ好評ヲ以テ受
版者諸賢ニ迎ヘラレタル本表ハ數月ニシテ既ニ全般第二版ニ出
版スルノ幸運ニ會ス是レ他ノ書ニ多ク見ザル所ニテ如何ニ本
表ノ學者諸賢ニ便益ヲ與フルカ推知スルニ足ル第二版ニ於テハ
精密ナル訂正ヲ加ヘ且ツ附録ヲ以テ増補シ編纂セラレタリ
受驗者及初學者諸賢一本ヲ備ヘテ第ニ便困難ナリトハ一
● 附言
● 前期學科中解剖學ノ肥服タル殊ニ不便困難ナリトハ一
● 公ニセラレヨリ學者再ビ言ハシメ解割學ノ難ニ似テ世ニ
テ易ナルモノナリト

永末豊三郎編纂

內臟學記臆表

全 正價金十七錢
表 郵稅金貳錢

醫學生 受驗用
方今醫學受驗者ノ爲メ必要ナル記臆表ノ如キ汗牛充棟モ尙成ズト
雖ニ微リ系統解剖學タル內臟ニ至リテハ未ダ曾テ之アルヲ見ズ
余茲ニ感アル久シ頃日チ得キ要テ編シ以テ受驗者諸賢ニ紹介セリ
以テナリ蓋シ本表ハ精ニ要テ編シ以テ受驗者諸賢ニ紹介セリ
然テ了解スルチ得テ記臆暗讀ニ至便ナル實ニ本書ノ名目ニ反セズ
驗者及初學者諸賢速ニ一本ヲ購フテ其眞價ヲ知り賜ハラント
● 醫學開業受驗者登第之要 ●
陸軍一等軍醫本忠純校閱 高砂義尚編纂

● 血液及同循環器生理記臆表 全壹表 正價金十八錢 郵稅金十四錢
● 呼吸生理記臆表 全壹表 正價金十四錢 郵稅金十四錢
● 消化生理記臆表 全壹表 正價金十四錢 郵稅金十四錢
● 解剖アリテ生理ナキ首アリテ尾ナキカガシトハ諸君ノ常ニ遺傳ト
セラル、所ナリシモ今ヤ出版シ尾完全ニ其具體ノ如キハ解剖學
記臆表ニ等シク極メテ簡明且ツハ記憶のニ據シタレバ解剖學
開業前期受驗諸君ハ勿論初學者及病理學ヲ學ブノ基礎トシテハ
實地家ノ一助タルニ足ランカ

● 人體骨格記臆表 全壹表 正價金十四錢 郵稅金貳錢
今田東著

● 動脈一覽圖壹幅 正價二圓 小包稅二角
● 神經一覽圖壹幅 正價一圓八拾錢 小包稅二角
● 內臟一覽圖壹幅 正價一圓七拾錢 小包稅二角

醫術開業試驗委員藥學士池口慶三先生纂著

增訂 有機化學講本

全一冊 (第四版)
總紙員五百頁
密畫數拾個插入
正價一圓五十錢
郵稅十四錢

夫レ有機化學ノ學說タル深遠錯綜ニシテ常ニ初學者ノ理解ニ苦シム所ナリ然レニ弊店發行ノ池口先
生著有有機化學講本ハ著者カ多年醫學專門學校ニアリテ得ラレタル教授上ノ經驗ト深厚ナル學識トニ
ヨリナルモノニシテ終始一貫、序列整然、繁簡宜シクニ適シ毫モ隔靴搔痒ノ歎ナカラシム故ヲ以テ
本書發行以來到ル所ニ高評ヲ博シ今般第四版ヲ發行スルノ盛運ニ達セリ而シテ第四版ニ於テハ前版
ノ不備ヲ増補シ且最近ニ於ケル最モ著大ナル改訂ヲ加ヘ其ノ完璧ヲ期セリ
諸士陸續一本ヲ購ヒ以テ座右ノ銘トセラレシコトヲ

醫術開業試驗委員藥學士池口慶三先生著

增訂 無機化學講本

全一冊 (第三版)
總紙員凡四百頁
密畫七十個插入
正價金壹圓參拾錢
郵稅金拾貳錢

無機化學講本ノ著者十分類通切ナリ引用該博ナリ理論精確ナリ所說新ナリ行文流暢ナリ索覽至便ナリ一句有モセス一章忽ニモ
力ヲテ要義ヲ盡シテ簡明トシテ如シテ事放テ弊肆ヲ待タサルモ世既ニ定論アリ然リト雖モ其然ル所以ノモノハ實ニ先生ガ多
年醫學專門學校ニアリテ斯學ヲ究ミテ得ラレタル地位ト一視スヘカザルヤ明ナルトニ歸セシム
ニハアラズ況ヤ先生ハ夙ニ貴任ヲ重シルノ利便ナル如キハ讀者熱知ノ如ク發行日ナラスシテ之ヲ盡シ今ヤ第三版ノ發行ヲ以テ本
道スルノ盛運ニ達セリ此好運ヲ加ヘ利便再版ノ如キハ讀者熱知ノ如ク發行日ナラスシテ之ヲ盡シ今ヤ第三版ノ發行ヲ以テ本
所論ヲ參照シ幾多ノ新説ヲ收集網羅セラレタルモノナルノ故ヲ以テ机右ニ缺クヘカラサル底書トシテ諸賢ノ榮ヲ玉ハラント
特ニ醫學學生諸君ノ爲ニ編纂セラレタルモノナルノ故ヲ以テ机右ニ缺クヘカラサル底書トシテ諸賢ノ榮ヲ玉ハラント

醫術開業試驗委員醫學士宮入慶之助先生著

新訂 生理學講義

全四册

總紙員菊判壹千三百
餘頁●密畫百五十圖
●着色石版圖數表挿
入●正價金四圓拾錢
●郵稅金三十二錢

卷壹、五版目次

●緒論血液●血液循環●呼吸之化學●呼吸ノ器械的作用●紙員三百餘頁密畫五十圖

卷貳、四版目次

●消化之化學●消化之器械的作用●吸收●淋巴及乳糜循環途上ニ於ケル血液ノ運命●排泄論●紙員三百餘頁密畫五十圖

卷三、四版目次

●動物體之物質交換●新陳代謝●及其出入●食物論●作業論●運動生理論●神經生理論●紙員三百餘頁密畫五十圖

卷四、四版目次

●生殖●胎兒發育●分娩●哺乳●胎兒之生理●胎兒之發育●胎兒之養育●胎兒之護理●胎兒之疾病●胎兒之解剖●胎兒之生理●胎兒之發育●胎兒之養育●胎兒之護理●胎兒之疾病●胎兒之解剖●胎兒之生理

宮入先生著生理學講義第五版第一卷目次●緒論血液●血液循環●呼吸之化學●呼吸ノ器械的作用●紙員三百餘頁密畫五十圖●消化之化學●消化之器械的作用●吸收●淋巴及乳糜循環途上ニ於ケル血液ノ運命●排泄論●紙員三百餘頁密畫五十圖●動物體之物質交換●新陳代謝●及其出入●食物論●作業論●運動生理論●神經生理論●紙員三百餘頁密畫五十圖●生殖●胎兒發育●分娩●哺乳●胎兒之生理●胎兒之發育●胎兒之養育●胎兒之護理●胎兒之疾病●胎兒之解剖●胎兒之生理●胎兒之發育●胎兒之養育●胎兒之護理●胎兒之疾病●胎兒之解剖●胎兒之生理

改訂 增補 化粧品製造法

全二册

菊判六個挿入
●上卷●正價稅八十錢
●下卷●正價稅十八錢

●化粧品は唯に營利上、衛生上の必要のみならず又容姿を端飾ならしめ品位を高尚ならしむるものに於て本書は實に香水、香油、香粉、香油、皮膚、口紅、齒粉、毛髪之擦薬品、白粉、染髮薬、脱毛劑、化粧品に要する色素、香料の性質其他諸補化粧品の調製法を懇切丁寧に記載し其なる真意なり、故に本行以來所に高評を博し今改訂版に於ては新法を採り如何に改良せしめたるかを發見し、而して再版に於ては大に改訂増補し多量の最新圖面を増加せり殊に紳士淑女の好伴なり請ふ初版に倍するの御愛顧を賜はらん事を

千葉醫學專門學校教授平野一貫先生編著
增補再版完成

千葉醫學專門學校教授平野一貫先生編輯

和譯 羅獨英 藥學辭典

本綴美裝

全一册
●正價金一圓五十錢
●郵稅八錢

醫學ニ關スル英辭典アリ化學ニ關スル英辭典アリ工學ニ關スル英辭典アリ此三辭典ハ未タ完全ノ字書アルヲ開カズ平野先生益ニ觀ル所アリ有毛藥學ニ關スル藥品名、化學、植物學ニ關スル術語ハ實名詞、動詞トシテ原素以下敬表并藥學ニ關スル商用語等ヲ掲ゲシタル者ヲ附録ニ至大ノ便アル一大寶典ナリ

千葉醫學專門學校教授平野一貫先生新著

新換 藥用植物圖譜

全一册

●原文●和文●解
●正價●稅金拾
●附圖●錢

精巧美麗着色石版圖百數箇挿入

生藥學、藥物學其他植物學ヲ學ハント欲スルモノハ植物ノ現狀實體ヲ實際ニ目擊シ且ツ會心スルニ非ラサレバ百ノ講義、千ノ論著モルニ往々ニシテ免カレ、一能ハサルヲ如何ニ植物ノ現狀實體ヲ實際ニ目擊シ且ツ會心スルニ非ラサレバ百ノ講義、千ノ論著モ鮮麗ナルモノヲ見ルニ異ナラスニ鑑リ所アリ藥用ニ供スル植物ノ現狀實體ヲ實際ニ目擊シ且ツ會心スルニ非ラサレバ百ノ講義、千ノ論著モ鮮ニシテ要ヲ得タル實ニ近來無比ノ其書ナリ

愛知醫學校教諭醫學士奈良坂源一

源一先生纂著

局處解剖學圖譜

全一册
四六倍判大形
紙質舶來最優等
美麗金文字入本綴
正價金參圓
小包郵稅金拾五錢

●頗鮮明精巧着色畫及寫真版圖其密畫百四十四表
局所解剖學ハ醫學家殊ニ外科家ノ最モ必要トスル所ニシテ寸時モ坐右ラ缺ク可ラザルハ今更言ヲ俟ザ
ルナリ然リト雖モ世間此種ノ著書甚ダ少ナキニミナラズ偶々之レアルモ或ハ簡ニ失シ或ハ其全キハ
致サルガ如キ醫界ノ爲メ最モ恨事トスル所ナリ今回斯學專門ノ大家醫學士奈良坂源一先生ハ大
ニ茲ニ感ズル所アリテ多年自ラ研究スル所ト泰西諸大家ノ說ヲ參照シ煩ヲ省キ簡ニ流レズ中流ヲ取
リテ編纂セラル
●別ニ泰西諸書中ヨリ勉メテ精巧緻密ニシテ最
モ應用ニ適スル圖畫一百四拾四表ヲ撰擇得シ加フルニ著者獨
成シ一冊ノ圖譜ト爲シ圖中多クノ着色數版摺ノ物數拾個ヲ加ヘテ閱讀ニ便セラレタルナリ左レバ醫
家ノ實際ニ應用最モ廣キハ云迄モナク學生ノ研究ニ參考書トシテ頗ル適當ナリ茲ヲ以テ文平易ニシ
テ事理甚ダ詳ラカニ圖精密ニシテ會得最モ易シ世ノ醫家及學生諸氏試ミニ一本ヲ購フテ此廣告ノ果
シテ廻ヒザルヲ知リ玉ハンコヲ乞フ

愛知醫學校教諭醫學士奈良坂源一

源一先生纂著

局處解剖學講本

全一册
菊判紙員二百餘頁
正價金一圓十錢
郵稅十錢

醫學士竹中成憲先生編

(再版九月上旬發賣)

增訂新藥効用區別

全一册

本書第一版ハ新藥八百餘種ヲ集メ三千餘種ヲ集メ之ヲ先ツいろはニ因テ區別シ更ニ之ヲ効用
メタル者ナリシガ本版ニ於テハハニ三千餘種ヲ集メ之ヲ先ツいろはニ因テ區別シ更ニ之ヲ効用
ノ間ニ臨床上新藥ヲ試ミ得ベクいろはノ部ニ於テハ効用不明ノモノヲ瞬間ニ求メ得世上未ダ斯ク多
數ヲ集メ斯ク輕便ニ編輯シタルモノナシ弊店ノ深ク望ヲ屬スル所以ナリ

醫學士竹中成憲先生補
醫學士高井宮五郎先生閱
鈴木幸太郎先生著

增訂藥物學提綱

全壹册
總紙員菊判六百餘頁
正價壹圓七拾錢
郵稅拾四錢

●附錄最新藥表及調藥備考

多數藥物書中繁簡中庸ヲ全フシ學生及實地家ノ大歡迎ヲ受ケタル本書ハ一
大改訂ヲ加ヘ更ニ二百數十頁ヲ増補セラレ益々原理ヲ明カニシ且ツ多數有効
新藥ヲ網羅集載シ特ニ其用量ノ如キハ著者ガ先ニ東京醫科大學第一醫院以
來積年ノ實驗ニ徴シ充分本邦人ニ適シタルヲ示シ今回第六版ヲ發行ス

營業品目

- ◎ライヘルト氏顯微鏡日本一手販賣
- ◎醫科器械
- ◎各種消毒裝置
- ◎細菌學器械
- ◎學校衛生器械
- ◎化學試驗器械
- ◎顯微鏡
- ◎手術室用器具
- ◎繃帶材料
- ◎マルツ、ヂアスター、ゼ

弊店位置

新橋よりすれば馬車鐵道線路に沿ひ京橋日本橋を経て三丁
 第一分岐線に添ひ右に曲り一丁目右側角
 上野よりすれば新橋行馬車鐵道線路に沿ひ萬世橋今川橋を
 經て第二分岐線を左へ曲り一丁目右側角
 兩國橋淺草橋よりすれば新橋行馬車鐵道線路に沿ひ日本橋大
 通りより一丁目左側角

一醫科器械實價表

御入用ノ方ハ御申込次第進呈可仕候也

東京市日本橋區本町三丁目十二番地
 合資会社 **いはしや松本器械店**
 電話(特本局)二三三三

15/10/36

謹告

日進の醫學に伴ひ器械の需要は前途愈々多忙を極めむことを期し率先斯業に従事したるは實に明治元年にして追年倍々隆盛を來したるもの偏に諸先生御愛顧の厚さに基くものと深く奉感佩候。今回御縦覧の便に供せんため階上に陳列場を設け一に着實なる賣價を附しおき候間物品御選擇に御便利なるは勿論併而時間をも相省さ候義と奉恐察候何卒御買上の有無に不拘一度御一覽の榮に供し度奉懇願候

東京日本橋區本町四丁目二番地
 器械店 **岩本藤吉**
 (電話本局二三三四)

廣告

晩近醫學ノ進歩ニ伴フテ製藥ノ業モ亦著シク發達シ獨逸國其他ニ於ケル各製藥會社ガ鏡フテ嶄新奇拔ノ藥品ヲ製出スルノ數日ニ月ニ多キヲ加フ隨テ我國醫家諸彦ニ於テモ是等新藥ニ留意セラル、ヤ言フ俟タズ弊店ハ獨國ハ勿論其他ノ數拾ノ製藥會社ト特約ヲ結ヒ居候テ率先新藥ノ輸入ニ力ヲ盡シ以テ諸彦ノ御需ニ一モ缺クナカランコトニ注意致居候間何品ヲ不論多少共御注文被下度候萬一手持品無之候際ハ御注文後六十日以内ニ輸入致シ貴需ヲ充タシ可申候

尙醫化學機械類モ一切取揃ヒ御注文ニ應ジ可申候間併セテ御用仰付ラレ度候

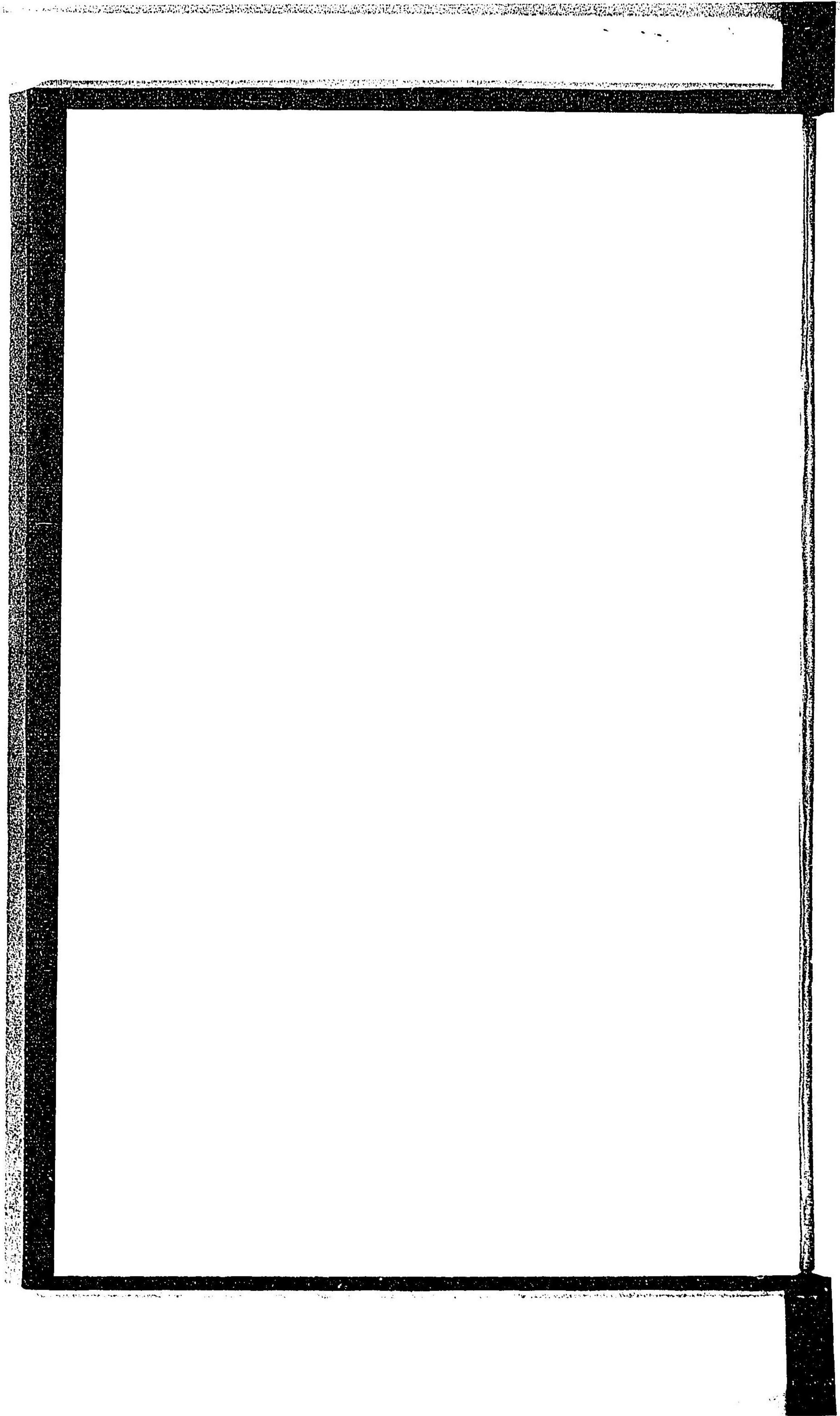
東京市日本橋區本町四丁目

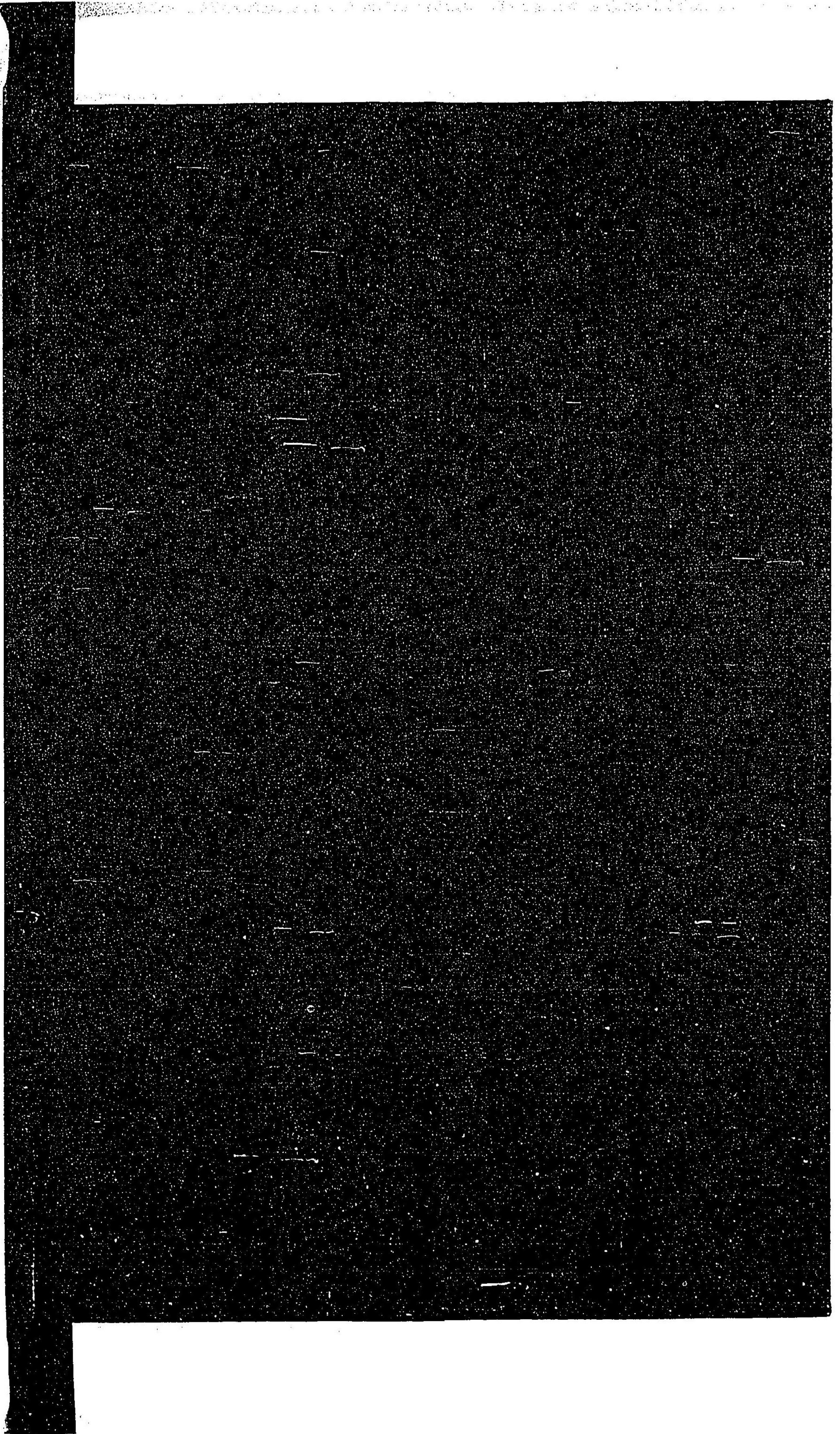
利會名合 **島久商店**

醫用藥品
 化學藥品
 百工用藥
 最新藥類

海外直輸出入商
 拾四番地
 拾五番地
 電話番號四百九拾壹番







53

46

M

059175-000-5

53-46

応用肺結核療法(学説実地)

竹中 成憲/著

M36

CBF-0027



